被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照表目次

十六	十 五	十四	<u>+</u>		+	+	+	九	八	七	六	五.	兀	三	<u>-</u>	_
六 国家公務員共済組	五 国家公務員共済組	四 年金積立金管理運	三 国民年金法等の一	等を廃止する等の法律	二 厚生年金保険制度	一国民年金法等の一	厚生年金保険法等の	国民年金法等の一部	国民年金法等の一部	国民年金法等の一部	国民年金法(昭和三	日本私立学校振興·	私立学校教職員共済	地方公務員等共済組	国家公務員共済組合	厚生年金保険法(昭
合法の長期給付に関	合法の長期給付に関	用独立行政法人法	部を改正する法律	律(平成十三年法律	及び農林漁業団体職	部を改正する法律	一部を改正する法律	を改正する法律(平	を改正する法律(平	を改正する法律(昭	十四年法律第百四十	共済事業団法(平成	法(昭和二十八年法	合法(昭和三十七年	法(昭和三十三年法	和二十九年法律第百
以する施行法の一部	関する施行法(昭和	(平成十六年法律第	(平成十六年法律第	律第百一号)の一部が	低員共済組合制度の	(平成十二年法律第	中(平成八年法律第	-成六年法律第九十	-成元年法律第八十	5.和六十年法律第三	-一号)の一部改正	^风 九年法律第四十八	公律第二百四十五号)	宁法律第百五十二号	公律第百二十八号)	日十五号)の一部改
改正・・・・・	三十三年法律	百五号)の一部改	百四号)の一部改	改正 ・・・・・	統合を図るための	十八号)の一部改	八十二号)の一部	五号)の一部改正	六号)の一部改正	十四号)の一部改	•	号)の一部改正)の一部改正・)の一部改正・	の一部改正・・	正 • • •
•	第百二十九日	正	正	•	農林漁業	正	改正	•	•	正	•	•	•	•	•	•
•	号)	•	•	•	寸	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	\mathcal{O}	•	•	•	体職	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	部	•	•	•	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	改	•	•	•	共	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	正	•	•	•	済組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
• 71 F	710	700	•	•		•	•	• C 4 O	• C 477	•	•	• 570	•	•	110	•
115	110	108	704	098		093	015	048	04/	609	582	579	538	<i>ა</i> 05	110	1

三十三 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部改正 ・・・・・ 三十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)三十一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二十九 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二十八 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二十七 特別会計に関する法律の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二十六 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・	二十五 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正 ・・・・・・	部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二十四(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)の	二十三 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部改正 ・	二十二 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)の一部改正 ・	二十一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部改正 ・・	二十 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十九 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部改正	十八 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部改正 ・・・	十七 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)の一部改正 ・・・
· + ·	•	•	•	•	•	•	•	白四			止	•			
· 六 ·	•	•	•	•	•	•	•	号)			•	•	部水	•	•
• 5	•	•	•	•	•	•	•	\mathcal{O}	•	•	•	•	正	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	_	•	•	•	•		•	•
	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•
876 875 87	2 871	869	867	861	859	756	755		753	751	740	735	729	728	718

四 十 八 ·	四十七	四十六	四 十 五	四 十 四	号)	四十三	四十二	四 十 一	四十	三十九	三十八	三十七	三十六	三十五	改	三十四四
確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部改正	国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部改正 ・・・・99	国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)の一部改正 ・・・・・・・88	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十	国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部改正 ・・・・・・・・89	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部改正 ・・・・・・・・・89	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部改正 ・・・・・・81	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・88	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・8	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・88	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・8	正 ····································	株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部

六十一 恩給法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十三号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	六十 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五十九 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)の一部改工五十七 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部改正 ・・ 第四十号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五十六 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律五十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部改正 ・・五十三 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五十二 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十一号)の一部、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五十 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	^部 改 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一 部 改 正	年 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	_	・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・
• • 946 944	• 943	• • • • 941 940 934	931 929 928 924	• 920	• • • 915 913

• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	成二十四年法律第 号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	六十八 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平	六十七 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・	号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	六十六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律	六十五 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	六十四 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)の一部改正 ・・・・・・・	一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	六十三 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の	六十二 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	972	平	970	960		958	953	951		948	

0 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) 抄 (平成二十七年十月一日施行)

(第一条関係)

目次 改 正 案 目次 現 行

(傍線部分は改正部分)

第一章 第二章 第三章の三 第三章・第三章の二 第四節 第一節 第二節・第三節 被保険者 (略) 届出、 資 格 被扶養配偶者である期間についての特例 十三―第七十八条の二十一) (第六条-記録等(第二十七条 (略) (略) -第十八条の二) ―第三十一条の三 (第七十八条の 第二章 第一章 第三章の三 第三章・第三章の二 第一節 第四節 第二節・第三節 被保険者 (略) 届出、 資格 (第六条 被扶養配偶者である期間につ 十三―第七十八条の二十一) 記録等(第二十七条 (略) (略) 第十八条 -第三十一条の二) いての特例 (第七十八条の

第四章 (略)

第五章 第四章の二 積立金の運用 (第七十九条の二―第七十九条の七) 費用の負担 (第八十条——第八十九条

第六章~第九章 (略

附則

附則

第五章

費用の負担

(第八十条

―第八十九条の二)

第四章の二

積立金の運用

(第七十九条の二―第七十九条の十四

第六章~第九章

略

第四章

(略)

第三章の四

二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例

(第七十八条の二十二―第七十八条の三十七)

(財政の現況及び見通 しの作成

第二条の四 (略)

2 第二号において しが作成される年以降おおむね百年間とする。 前項の財政均衡期間 「財政均衡期間」 (第三十四条第一項及び第八十四条の六第三項 という。) は、 財政の現況及び見通

(略)

3

(実施機関)

第二条の五 分に応じ、 この法律における実施機関は、 当該各号に定める者とする。 次の各号に掲げる事務の区

の保険料に係る運用に関する事務 保険者期間」という。 酬をいう。 その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者 基礎年金拠出金の負担 和三十四年法律第百四十一号)第九十四条の二第一項の規定による 険給付の受給権者、 号厚生年金被保険者に係る標準報酬 保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。 第一号厚生年金被保険者であつた期間 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険 以下この項において同じ。 第 号厚生年金被保険者に係る国民年金法 第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料 に基づくこの法律による保険給付、 厚生労働大臣 (第二十八条に規定する標準報 (以下「第一号厚生年金被 事業所及び被保険者期間 の資格、 当該保 第一 の被 (昭

被保険者であ

つた期間

(以 下

「第二号厚生年金被保険者期間

当該保険給付の受給権者

に基づくこの法律による保険給付

保険者に係る標準報酬

事業所及び被保険者期間、

一号厚生年金被保険者」

という。

の資格、

第二号厚生年金被 第二号厚生年金

(以 下

国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者

(財政 の現況及び見通 しの作成

第二条の四 (略

2

という。 前項の財政均衡期間 は、 財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百 (第三十四条第一項において「財政均衡期間

3

(略)

年間とする。

その 定による拠出金の納付 保険料に係る運用に関する事務 第一 他この法律 共済組合連合会 定による基礎 一号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九 の規定による徴収 年金拠出 第二号厚生年金被保険者期間 金の納付及び第八 金並びに第 国家公務員共済組合及び国家公 十四条の 一号厚生年金被保険者 十四四 条の二 Ŧī. に係る保険料 第 第 項 \mathcal{O} 項 規

三 の保険料に係る運用に関する事務 その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者 定による拠出 の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四 保険者に係る標準報酬、 村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会 被保険者であ 第三号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項 第三号厚生年金被保険者」 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者 に基づくこの法律による保険給付 金 つた期間 立の納付、 (以 下 第三号厚生年金被保険者期間 事業所及び被保険者期間、 という。 「第三号厚生年金被保険者期間」 地方公務員共済組合 \mathcal{O} 資格、 当該保険給付の受給権 [条の五第 第三号厚生年金被 第三号厚生年金 に係る保険料 全国市 項 の (以 下 とい 規 者 町

四 期間 険者 号厚生年金被保険者であつた期間 厚生年金被保険者に係る標準報酬 第 定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の)受給権者、 私立学校教職員共済法 第 項の規定による拠出金の納付 (以 下 لح 項 いう。 の規定による基礎年金拠出 「第四号厚生年金被保険者」 第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四 に基づくこの法律による保険給 (昭和二十八年法律第二百四十五号) (以 下 第四号厚生年金被保険者期間 事業所及び被保険者期間 金の納付及び第八十四 という。 「第四号厚生年金被保険者 付 当該保証 資格、 険給付 第四 条 被保 第四 \mathcal{O} \mathcal{O} 号 規 条

金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 日本私立学校振興・係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年

共済事業団

2 規定に係るものについては、 員共済組合連合会が行 で定めるものが行う。 で定めるところにより 十四条の五、 前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、 第八十四条の六、 同項第二号又は第三号に定める者のうち政令 その他の規定に係るものについては 国家公務員共済組合連合会又は地方公務 第八十四条の八及び第八十四条の 第八十四条の三、 九 第八 政 令

用語の定義)

当該各号に定めるところによる。第三条。この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

- のは、この限りでない。。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるもかを問わず、労働者が、労働の対償として受ける全てのものをいう二、報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称である

三月を超える期間ごとに受けるものをいう。 かを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称である

兀

(用語の定義)

- 当亥各県こ宦りるとにろこよる。 第三条 - この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

- 一 保険料納付済期間 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四当該各号に定めるところによる。
- 期間をいう。 二 保険料免除期間 国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除) 第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。
- ものは、この限りでない。 う。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをい三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称である

、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。かを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち賞与「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称である

2 (略

2

(略)

+

号

(適用除外)

項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一

一(略)

イ・ロ (略)

二 〈 匹

(略)

(資格取得の時期)

第十三条 (略)

被保険者の資格を取得する。
2 第十条第一項の規定による被保険者は、同項の認可があつた日に、

(資格喪失の時期)

、その日)に、被保険者の資格を喪失する。
前条に該当するに至つたとき、又は第五号に該当するに至つたときはのいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に第十四条 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、次の各号

(適用除外)

項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。第十二条、次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第

- もの国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、次に掲げる国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、次に掲げる
- う。)の組合員 法律によつて組織された共済組合(以下単に「共済組合」とい
- 共済制度の加入者」という。)
 規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員の加入者(昭和二十八年法律第二百四十五号)の

二 (略)

イ・ロ (略)

三~五 (略)

(資格取得の時期)

第十三条 (略)

に、被保険者の資格を取得する。 第十条第一項の規定による被保険者は、同条同項の認可があつた日

(資格喪失の時期)

学教職員共済制度の加入者となつたとき、又は第五号に該当するに至前条に該当するに至つたとき、若しくは共済組合の組合員若しくは私第十四条第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、次の各号

一~五 (略)

(被保険者の種別の変更に係る資格の得喪)

第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者のいずれである保険者の種別(第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第十五条。同一の適用事業所において使用される被保険者について、被

定は、被保険者の種別ごとに適用する。

かの区別をいう。

以下同じ。

に変更があつた場合には、

前二条の規

第十六条及び第十七条

削除

第十八条 (略)

(資格の得喪の確認)

2·3 (略)

用しない。 年金被保険者の資格の取得及び喪失については、前三項の規定は、適年金被保険者の資格の取得及び喪失については、前三項の規定は、適 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生

(異なる被保険者の種別に係る資格の得喪)

第一号厚生年金被保険者の資格を取得しない。第四号厚生年金被保険者は、第十三条の規定にかかわらず、同時に、第十八条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は

たときは、その日に、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失する厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者の資格を有するに至つ第一号厚生年金被保険者が同時に第二号厚生年金被保険者、第三号

一〜五 (略)

つたときは、その日)

に、

被保険者の資格を喪失する。

第十五条から第十七条まで削除

(資格の得喪の確認)

第十八条 (略)

2·3 (略)

第十九条 (略)

2 する第一 険者又は国民年金の被保険者 を一箇月として被保険者期間に算入する。 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月 一号被保険者を除く。 (国民年金法第七条第一項第二号に規定 の資格を取得したときは、 ただし、 その月に更に被保 この限りで

(略)

ない。

4 3 前三項の規定は、 被保険者の種別ごとに適用する。

5 者であつた月)とみなす 保険者の種別に変更があつたときは 変更後の被保険者の種別の被保険者であつた月 定により適用するものとされた第二項の規定にかかわらず、 同 の月において被保険者の種別に変更があつたときは、 最後の被保険者の種別の被保険 (二回以上にわたり被 その月は 前 項の規

(定時決定)

第二十一条 実施機関は、 月数で除して得た額を報酬月額として、 月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間 るものとし、 所において同日前三月間 かつ、 報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である 被保険者が毎年七月一日現に使用される事業 (その事業所で継続して使用された期間に限 標準報酬月額を決定する。 \mathcal{O}

2 3 略

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第十九条 (略)

2

険者の資格を取得したときは、この限りでない。 を一箇月として被保険者期間に算入する。 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、 但し、 その月にさらに被保 その 月

3 (略)

(定時決定)

第二十一条 間の月数で除して得た額を報酬月額として、 ある月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期 事業所において同日前三月間 に限るものとし、 厚生労働大臣は、 かつ、 報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満で 被保険者が毎年七月一日現に使用される (その事業所で継続して使用された期間 標準報酬月額を決定する

2 3 略

(被保険者の資格を取得した際の決定)

次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。第二十二条 実施機関は、被保険者の資格を取得した者があるときは、

2 (略) (略

(改定)

第二十三条 改定することができる。 低を生じた場合において、 月額として、 上でなければならない。) 続した三月間 その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、 実施機関は、 その著しく高低を生じた月の翌月から、 (各月とも、 被保険者が現に使用される事業所において継 に受けた報酬の総額を三で除して得た額が 必要があると認めるときは、 報酬支払の基礎となつた日数が、 標準報酬月額 その額を報酬 著しく高 十七日以 を

2 (略)

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 実施機関は、育児休業、 第三条第一項 する法律(平成三年法律第百八号)第三条第一項の規定による育児休 する制度に準じて講ずる措置による休業、 係る部分に限る。 に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業 を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条 国家公務員の育児休業等に関する法律 (同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法 の規定により同項第二号に規定する育児休業に関 介護休業等育児又は家族介護 国会職員の育児休業等に関 (平成三年法律第百九号) (第二号に (昭

は、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定す第二十二条 厚生労働大臣は、被保険者の資格を取得した者があるとき

一~四 (略)

る。

2 (略)

(改定)

第二十三条 報酬月額として、 額が、 額を改定することができる。 日以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を三で除して得た く高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、 て継続した三月間 その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、 厚生労働大臣は、 その著しく高低を生じた月の翌月から、 (各月とも、 被保険者が現に使用される事業所にお 報酬支払の基礎となつた日数が、 標準報酬 その額を 十七 著 月

2 (略

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族 児休業、 号) 号に係る部分に限る。 休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児 に関する法律(平成三年法律第百八号)第三条第一項の規定による育 介護を行う労働者の福祉に関する法律 に関する制度に準じて講ずる措置による休業、 第三条第一項 国家公務員の育児休業等に関する法律 (同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法)の規定により同項第二号に規定する育児休業 (平成三年法律第七十六号) 第 国会職員の育児休業等 (平成三年法律第百九 (第二

終了日 百十 その月を除く。 関に申出をしたときは、 保険者は、 終了日の翌日に次条第一 額を報酬月額として、 れる事業所の事業主を経由して主務省令で定めるところにより実施機 休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、 という。 児休業等に関する法律 和二十六年法律第二百九十九号) て使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、 下この条において「育児休業等終了日」という。 による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律 報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、 て準用する場合を含む。 号) の翌日が属する月以後三月間)を終了した被保険者が、 この限りでない。 第二条第一 に受けた報酬 標準報酬月額を改定する。 項の規定による育児休業 (平成三年法律第百十号) 第二条第一項の規定 項に規 第二十一条の規定にかかわらず、)の規定による育児休業 定する産前産後休業を開始している被 の総額をその期間の月数で除して得た (第七号に係る部分に限る。 当該育児休業等を終了した日 (育児休業等終了日の翌日におい (以 下)において当該育児 ただし、 (平成三年法律第 地方公務員 「育児休業等」 育児休業等 その使用さ 育児休業等 かつ に の育 以 お

2 (略)

3 項 第一)事業主を経由して主務省令」とあるの の規定を適用する場合にお 一号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者につい いて は 同 は 項中 「その 主務省令」とする。 使用される事 7 第

(産前産後休業を終了した際の改定)

第二十三条の三 産 場合においては、 の予定日後であるときは、 実施機関は、 九十八日) 出 産前産後休業 から出産の日後五十六日までの間にお 産の予定日) 出 以前四· 産 \mathcal{O} + 日 二日 (出産 多 \mathcal{O} 月が出 》 胎妊 娠

> して、 業所で継続して使用された期間に限るものとし、 保険者が、 限りでない 次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、 礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、 属する月以後三月間 ときは、第二十一条の規定にかかわらず、 由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申 ない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経 休業等終了日」という。) において当該育児休業等に係る三歳に満た の規定による育児休業 員の育児休業等に関する法律 において準用する場合を含む。 に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬 (昭和二十六年法律第二百九十九号) 標準 当該育児休業等を終了した日 ・報酬月額を改定する。 (育児休業等終了日の翌日において使用される事 (以 下 (平成三年法律第百十号) 第二条第一項 「育児休業等」という。)を終了した被)の規定による育児休業又は地方公務 ただし、 (第七号に係る部分に限る。 (以下この条において「育児 育児休業等終了日の 育児休業等終了日の かつ、 その月を除っ 報酬支払の 出をした 翌日に 別角額 翌日が この

2 (略

(産前産後休業を終了した際の改定)

第二十三条の三 妊娠の場合においては、 が出産の予定日後であるときは、 厚生労働大臣は、 九十八日)から出産の日後五十六日までの 産前産後休業 出 産の予定日) (出産 以 前四 \mathcal{O} 日 +日 出 産 \mathcal{O} 間 胎 日

二十一条の規定にかかわらず、 継続して使用された期間に限るものとし、 標準報酬月額を改定する。 以後三月間 る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経 第二項の規定により職務に服さないことをいう。 以下同じ。 労務に従事しない場合に限る。 いて労務に従事しないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として けた報酬 つた日数が十七日未満である月があるときは、 して主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、 て「産前産後休業終了日」という。 した被保険者が、 業等を開始している被保険者は、 組合員たる船員及び地方公務員共済組合の組合員たる船員を除く。 の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、 (産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で たる被保険者にあつては、 当該産前産後休業を終了した日(以下この条にお ただし、 産前産後休業終了日の翌日が属する月 をい)において当該産前産後休業に係 この限りでない。 産前産後休業終了 船員法第八十七条第 かつ、 船員 その月を除く。 以下同じ。) 報酬支払の基礎とな (国家公務員共 日 の翌日に育児 を終了 項又は 済 に受 組 第 由

2 (略)

3 所 項 第一 事業主を経由して主務省令」 の規定を適用する場合にお 一号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者に いては、 とあるのは 同項中 「その 主務省令」 使用される事 ついて とする。 業 第

報酬月額の算定の特例)

項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項のすることが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二条第

る。 期間の月数で除して得た額を報酬月額として、 間に限るものとし、 ろにより厚生労働大臣に申出をしたときは、 う。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、 において労務に従事しないこと(妊娠又は出産に関する事由 被保険者は、 である月があるときは、 休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用され わらず、 その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるとこ 休業を終了した日(以下この条において「産前産後休業終了日」とい ないことをいう。 して労務に従事しない場合に限る。 つては、船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服さ ただし、 産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間 この限りでない 産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始してい 以下同じ。 かつ、 その月を除く。)に受けた報酬の総額をその 報酬支払の基礎となつた日数が)を終了した被保険者が、 をい Ι, 第二十一条の規定にか 標準報酬 船員たる被保険 当該産 月額を改定 十七日 (産前産後 [を理 前 者に た期 産後 由 カン あ

2 (略

(報酬月額の算定の特例)

項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項のすることが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二条第

かかわらず、 規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定に 実施機関が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする

2

略

(政令 への委任)

第 一十四条の三 第 一 条から第一 一十四条までに定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ

報酬月額の算定に関し必要な事項は、

政令で定める。

(標準賞与額の決定

第一 二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、 を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定 を百五十万円とする。 政令で定める額。 する。この場合において、 の月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数 十四条の四 実施機関は、 以下この項において同じ。 当該標準賞与額が百五十万円 被保険者が賞与を受けた月において、 を超えるときは (第二十条第 これ そ

2 (略

第二十六条 三歳に満たない子を養育し、 申出 する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する て行うものとする。)をしたときは、当該子を養育することとなつた は被保険者であつた者が、 (厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、 |歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例| (被保険者にあつては、 主務省令で定めるところにより実施機関に その使用される事業所の事業主を経由 又は養育していた被保険者又 その日) の属 l

> する。 かかわらず、 規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの 厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額と 規定に

2 (略)

〔標準賞与額の決定〕

第二十四条の三 これを百五十万円とする。 は、 条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたとき 決定する。この場合において、 端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額 その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満 政令で定める額。 厚生労働大臣は、 以下この項において同じ。 当該標準賞与額が百五十万円 被保険者が賞与を受けた月におい)を超えるときは (第二十 7

2 (略

第二十六条 日 働大臣に申出 となった日 を経由して行うものとする。)をしたときは、当該子を養育すること は被保険者であつた者が、 (三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又 (厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、 (被保険者にあつては、 厚生労働省令で定めるところにより厚生労 その使用される事業所の事業主 その

準報酬月額とみなされている場合にあつては、 この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬 近の月。 にあ 額とみなす。 三条第一項に規定する平均標準報酬 当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるも \mathcal{O} ととなつた日の属する月の前月 を下回る月 に限る。 標準報酬月額。 \mathcal{O} 前 つては、 月までの各月のうち、 以下この条において 当該月前一年以内における被保険者であつた月のうち直 については、 (当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、 以下この項において「従前標準報酬月額」という。 従前標準報酬月額を当該 その標準報酬月額が当該子を養育するこ 「基準月」という。 (当該月において被保険者でない 額の計算の基礎となる標準報酬月 当該みなされた基準月 の標準報酬 下回る月の第四十 月額が標 月額 場合

一~四 (略)

ける産前産後休業を開始したとき。
六 当該被保険者に係る第八十一条の二の二第一項の規定の適用を受

2 · 3 (略)

4 用される事業所の事業主を経由して行うものとする。 用する場合においては、 金 第 「申出」とする。 被保険者であり 一号厚生年金被保険者であり、 若しくはあ 同項中 申出 つた者 若しくはあつた者又は第三号厚生 (被保険者にあつては に つい 第 項 とあるの の規 その使 定 を適

(記録)

| 第二十八条 | 実施機関は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険

酬月額 準報酬月額とみなす。 という。 ない場合にあつては、 の第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標 にあるものに限る。 た基準月の標準報酬月額。 月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、 のうち直近の月。 育することとなつた日の属する月の前月 \mathcal{O} つては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうち 属する月の前月までの各月のうち、 (この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準)を下回る月 以下この条において「基準月」という。 当該月前一年以内における被保険者であつた月 については、 (当該申出が行われた日の属する月前の月にあ 以下この項において「従前標準 従前標準 その標準 (当該月において被保険 -報酬月額を当該下回 -報酬月額が当該子を養 当該みなされ <u></u>の 報酬月額 標準 [る月 一報酬 公者で 報

一~四 (略)

前産後休業を開始したとき。
六 当該被保険者に係る第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産

2 · 3 (略)

(記録)

第二十八条 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被

四条に規定する基礎年金番号をいう。 び標準賞与額をいう。 を記録しなければならない。 者の氏名、 資格の取得及び喪失の年月日、 以下同じ。)その他主務省令で定める事項 基礎年金番号 標準報酬 (国民年金法第十 (標準報酬 月額 及

(被保険者に対する情報の提供)

第三十一条の二 により、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来 増進させ、及びその信頼を向上させるため、 の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。 実施機関は、 厚生年金保険制度に対する国民の理解を 主務省令で定めるところ

(適用除外)

ない。 第三号厚生年金被保険者であり、 金被保険者であり、 ついては 条の三 この 節の規定 第 若しくはあつた者及びこれらの者に係る事業主に 号厚生年金被保険者であり、 (第二十八条及び前条を除く。 若しくはあつた者又は第四号厚生年 若しく は は あ 適用

(保険給付の種類

第三十二条 この法律による保険給付は、 九条第 施機関 等」という。 びに第八十四条の六第 (厚生労働大臣を除く。 項及び第一 が行う。 項 一項並びに附則第二十三条の三において 第八 十一条第 第三十四条第 項 次のとおりとし、 第八十四条の五第 項 第四十条、 政府及び実 第七十 「 政 府 項並

> 第十四条に規定する基礎年金番号をいう。 額及び標準賞与額をいう。 める事項を記録しなければならない。 保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、 以下同じ。)その他厚生労働省令で定 基礎年金番号 標準報酬 (標準 (国民年金法 報酬

月

(被保険者に対する情報の提供)

第三十一条の二 とする。 解を増進させ、 及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するもの るところにより、 厚生労働大臣は、 及びその信頼を向上させるため、 被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績 厚生年金保険制度に対する国民の 厚生労働省令で定め 理

保険給付の種 類

第三十二条 この法律による保険給付は、 次のとおりとする。

(略)

略

(裁定)

給権者」という。)の請求に基づいて、実施機関が裁定する。 第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受

(調整期間)

第三十四条 積立金 る。 は、 衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合に 規定する実施機関積立金並びに第八十五条の二及び第百六十一条第 する期間 項に規定する責任準備金をいう。)を政府等が保有しつつ当該財政均 通しを作成するに当たり、 終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な 保険給付の額を調整するものとし、 (年金特別会計の厚生年金勘定の積立金及び第七十九条の二に 以下 政府は、 「調整期間」という。) 第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見 厚生年金保険事業の財政が、 の開始年度を定めるものとす 政令で、 保険給付の額を調整 財政均 衡期間

2 · 3 (略)

(端数処理)

これを一円に切り上げるものとする。
きは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、改定する場合において、保険給付の額に五十銭未満の端数が生じたと第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を

2 (略)

(二月期支払の年金の加算)

(裁定)

給権者」という。)の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定する。 第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受

(調整期間)

第三十四条 積立金 めるものとする。 付の額を調整する期間 まれる場合には、 及び第百六十一条第一項に規定する責任準備金をいう。 の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な 通しを作成するに当たり、 つ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込 (年金特別会計の厚生年金勘定の積立金並びに第八十五条の二 政府は、 保険給付の額を調整するものとし、 第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見 (以下 厚生年金保険事業の財政が、 「調整期間」という。) の開始年度を定 政令で、保険給)を保有しつ 財政均 衡期 間

2 · 3 (略)

(端数処理)

これを百円に切り上げるものとする。
きは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、改定する場合において、保険給付の額に五十円未満の端数が生じたと第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を

2 (略)

じたときは、これを切り捨てるものとする。 第三十六条の二 前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生

2 た金額の とする。 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規 合計 は 額 これを当該二月の支払期月の年金額に加算するも 円 未満の端数が生じたときは 定により これを切り 切り 捨 てた 捨て

併給の調整)

第三十八条 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付又 年金についても、 基礎年金を除く。 並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族 同法による年金たる給付 たる給付 他の年金たる保険給付 るときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権者が 由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。)を受けることができ は国民年金法による年金たる給付 金の受給権者が他の年金たる保険給付 を受けることができる場合における当該老齢厚生年金及び遺族厚生年 (老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。 同様とする。 を受けることができる場合における当該遺族厚生 (遺族厚生年金を除く。 (老齢基礎年金及び付加年金、 (当該障害厚生年金と同一の支給事 (老齢厚生年金を除く。 又は同法による年金 障害基礎年金 又 は

(給の調整)

第三十八条 年金及び付加年金、 者が他の年金たる保険給付 う。 ることができる場合における当該遺族厚生年金についても、 年金各法による年金たる給付 給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。 老齢厚生年金を除く。 老齢厚生年金及び遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付 及び遺族共済年金を除く。 除く。)又は他の被用者年金各法による年金たる給付 できるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権 給事由に基づい 法 に基づいて支給される障害基礎年金を除く。 国民年金法による年金たる給付 よる年金たる給付 (国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をい の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。 以下同じ。 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付、 て支給される障害共済年金を除く。 による年金たる給付 (老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を 障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同 国民年金法による年金たる給付)を受けることができる場合における当該 (遺族厚生年金を除く。 (退職共済年金及び当該遺族厚生年金と (当該障害厚生年金と同一の支給事 (当該障害厚生年金と同 又は他の を受けることが 又は他の (退職共済年金 国民年金法に 被用者年金各 (老齢基礎 同様とす 被用者 0 0) 支 支

て政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を重請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年の本文者していて、 同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を

3 · 4 (略)

この限りでない。

(年金の支払の調整)

第三十九条 (略)

2 (略)

、年金たる保険給付の内払とみなすことができる。
 ・ なたる保険給付(厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項にの支払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる給付すべき事由が生じた月の翌月以後の分として同法による年金たる給付を支給がて同じ。)
 ・ を支給すべき場合において、年金たる保険給付を支給するものに限る。以下この項にの支給を停止して年またるとの人に対して国民年金法による年金たる給付の支給を停止して年また。

(損害賠償請求権)

者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三第四十条 政府等は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において

いて損害賠償を受けたときは、政府等は、その価額の限度で、保険給2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由につ

る。

2 その支給の停止が解除されているときは、 申請することができる。 付の受給権者は、 の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの 各法による年金たる給付について、この項の本文若しくは次項又は他 金たる保険給付 前 項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険 同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を 国民年金法による年金たる給付又は他の ただし、 その者に係る同項に規定する他の この限りでない。 被用 君年金 により 年

3·4 (略)

年金の支払の

(調整)

第三十九条 (略)

2 (略)

、年金たる保険給付の内払とみなすことができる。 の支払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる給付はすべき事由が生じた月の翌月以後の分として同法による年金たる給付を支給 同一人に対して国民年金法による年金たる給付の支給を停止して年

(損害賠償請求権)

に対して有する損害賠償の請求権を取得する。保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者第四十条 政府は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において、

いて損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、保険給付2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由につ

付をしないことができる。

(不正利得の徴収)

から徴収することができる。ときは、実施機関は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者第四十条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者がある

(年金額)

第四十三条 (略)

2

略

ら第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日) 保険者となることなくして被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算しての計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算しての計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算しての計算の基礎とする。

(再評価率の改定等)

から起算して一月を経過した日の属する月から、

年金の額を改定する

し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。 得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以

一 (略)

二 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

をしないことができる。

(不正利得の徴収)

の者から徴収することができる。ときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をそ第四十条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者がある

(年金額)

第四十三条 (略)

2 (略)

経過した日の属する月から、年金の額を改定する。 保険者となることなくして被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額格を喪失した月前における被保険者の資格を喪失した日から起算しての計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算しての計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算しての計算の基礎とするものとし、資格を喪失し、かつ、被

(再評価率の改定等)

し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。 得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以

一 (略)

一 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

2 らず、 酬 処分所得割合変化率」という。 標準報酬」 (略 という。 略

次の各号に掲げる再評価率の改定については、 当該年度の前年度に属する月の標準報酬 当該各号に定める率を基準とする。 に係る再評 価率 前項第三号に掲げる率 (以 下 前項の規定にかかわ 「前年度の標準報 (以 下

可可

割合変化率を乗じて得た率 四月一日の属する年度に属する月の 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前 という。)に係る再評価率 標準 報 物 価変動率に可処分所得 酬 以 下 前 · 年 度 等 の年

> 標準 う。 ころにより算定した額をいう。 びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めると る額として、 度におけるこの する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標 又は加入者 金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当す 当該年 標準期末手当等の 報酬額等 以 <u>こ</u>の -報酬の月額、 下この号において同じ。 に係る標準報酬額等平均額 -度の 法律及び他の被用者年金各法に規定する標準 平 (以下この号において 被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別 初日の属する年の五年前 均 額の比率 法律又は他の 給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額 額 期末手当等の額及び標準賞与の 被用 以下この号において同じ。 の総額を各年度における被用者年 者年金各法の (各年度における標準 「被用者年金被保険者等」 の年の 四 被保 月一 日の 険 ·報酬月額、 額をい 報酬 属する年 構成並 組合員 に対 とい 月額 う

報酬

の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二

平均額

(各年度における標準

度における被保険者に係る標準

当該年度の初日の属する年の

五年前 報酬

の年の四

月一日の属する年

イ

で除して得た額に相当する額として、

被保険者の性別構成及び年

齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参酌して政令で定め

均

に対する当該年度の前

々年度における被保険者に係る標準報酬

平

以下この号において同じ。

るところにより算定した額をいう。

口 略

三 (略)

2 らず、 次の各号に掲げる再評価率の改定につい 当該各号に定める率を基準とする。 ては、 前項の規定にかか

以下 \mathcal{O} 号に掲げる率)四月一 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年 前年度の標準報酬月額等」という。 価変動率 当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額 「前々年度等の標準報酬月額等」という。)に係る再評価率 日の属する年度に属する月の標準 に可 (以下「可処分所得割合変化率」という。 '処分所得割合変化率を乗じて得た率 に係る再評価率 -報酬月額と標準 - 賞与額 前 前 項 以下 第三 \mathcal{O} 年

3

略

4 度 미 '処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。 の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評 当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率については、 当該年 価率に

5 (略

第四

十三条の三

(略

2 評 \mathcal{O} 規定を適用する。 価率の改定については、 前年度の 標準 報酬 及び前 前項の規定にかかわらず、 Þ 年度等の標準報酬に係る基準年度以後再 前条第二項各号

3 4 (略

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四 げる率を乗じて得た率を基準とする。 なるときは、 の項において同じ。)が当該年度の前年度の再評価率を下回ることと より当該年度の再評価率 の規定にかかわらず、 十三条の四 一を基準とする。 調整期間における再評価率の改定については、 名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲 (次項各号に掲げる再評価率を除く。 ただし、当該基準による改定に 以下こ 前二条

なる率 該年度の前 をいう。 における公的年金の被保険者 下この号におい 当該年度の初日の属する年の五年前 の総数として政令で定めるところにより算定した数 々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根と 「公的年金被保険者総数」という。 (この法律又は国民年金法の被保険者 の年の四 月一 日 の属する年度 に対する当 议

(略)

4 た率を基準として設定する。 月額と標準賞与額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得 ついては、 当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率に 当該年度の前年度におけるその年度に属する月の 標準 報 酬

5

第四 十三条の三 略

2

準年度以後再評価率の改定については、 条第二項各号の規定を適用する。 前年度の 標準 報酬 月額等及び前 年度等の標準 前項の規定にかかわらず、 ・報酬月額等に係る基 前

3 4 (略

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十三条の四 より当該年度の再評価率 げる率を乗じて得た率を基準とする。 なるときは、一を基準とする。 の項において同じ。)が当該年度の前年度の再評価率を下回ることと の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲 調整期間における再評価率の改定については、 (次項各号に掲げる再評価率を除く。 ただし、当該基準による改定に 前二条

における公的年金各法の被保険者等 金被保険者等総数」という。)に対する当該年度の前々年度におけ の総数として政令で定めるところにより算定した数 年金各法又は国民年金法の被保険者、 当該年度の初日の属する年の五年前 公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率 (この法律若しくは他の被用者 組合員又は加入者をいう。) の年の四 月一 日 (以 下 の属する年度 「公的 年

(略

- 2 項 の規定にかかわらず、 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定につい 当該各号に定める率を基準とする。 ては、 前
- 行われる場合にあつては、 各号に掲げる率を乗じて得た率 定する率で除して得た率を乗じて得た率 前年度の標準報酬に係る再評価率 当該乗じて得た率に、 (同項ただし書の規定による改定が 可処分所得割合変化率に前 一を同項本文に規 項
- 割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率 \mathcal{O})規定による改定が行われる場合にあつては、 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率 物価変動率に可処分所得 当該乗じて得た率に (同項ただし書
- 3 は、 基準とする。 設定については、 を乗じて得た率を基準とする。 可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評 当該乗じて得た率に、 ただし、 第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、 同項ただし書の規定による改定が行われる場合 一を同項本文に規定する率で除して得た率 当該年 :価率の

4 • 5 略

第四十三条の五 略

2 ついては、 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定に 前項の規定にかかわらず、 当該各号に定める率を基準とす

る。

変化率に調整率を乗じて得た率 前年度の標準 報酬に係る基準年度以後再評価率 (前項ただし書の規定による改定が 可処分所得割合

- 2 項の規定にかかわらず、 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定につい 当該各号に定める率を基準とする。 ては、 前
- 改定が行われる場合にあつては、 に前項各号に掲げる率を乗じて得た率 文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率 前年度の標準報酬月額等に係る再評価率 当該乗じて得た率に、 (同項ただし書の規定による 可処分所得割合変化率 一を同項本
- だし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得 た率に、 分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率 前々年度等の標準報酬月額等に係る再評価率 一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率 物価変動率に可 (同項た 処
- 3 項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。 書の規定による改定が行われる場合は、 項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。 かわらず、 に係る再評価率の設定については、 月額と標準賞与額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第 調整期間における当該年度に属する月の標準 当該年度の前年度におけるその年度に属する月の 第四十三条の二第四項の 当該乗じて得た率に、 -報酬月額と標準賞与額 ただし、 同項ただし |標準 規定に 一を同 報 酾 か

4 5 略

2 ついては、 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定に 前項の規定にかかわらず、

当該各号に定める率を基準とす

る。

第四十三条の

五

(略)

得割合変化率に調整率を乗じて得た率 前年度の 標準 -報酬月額等に係る基準年度以後再評価率 (前項ただし書の規定による 可処分所

定する率で除して得た率を乗じて得た率)行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規

- 、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率(前項ただし書二)前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 物価変動率
- 3 合は、 率を乗じて得た率を基準とする。 基準とする。 属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては 以後再評価率 再評価率) ·度の前年度におけるその年度に属する月の<u>標準報酬</u>に係る基準年 整期 評 当該乗じて得た率に、 価率の設定については、 ^{深間における当該年度に属する月の標準報酬に係る基準年} ただし、 に、 (当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日 可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を 第一項ただし書の規定による改定が行われる場 一を同項本文に規定する率で除して得た 前条第三項の規定にかかわらず、 当該 -度以 度 \mathcal{O} 3

4·5 (略)

(厚生年金基金に関連する特例)

第四 年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限 の加入員であつた期間である者に支給する老齢厚生年金 定する額は、 項に定める額を上回るときは、 ?間に係る第百三十二条第二項に規定する額 十四条の二 以下この条において同じ。 同項に定める額から当該厚生年金基金の加入員であ 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年 については、 同項に定める額) (その額が第四 第四十三条第一 を控除した額とす (第 十三条第 一号厚生 項に規 金基 つた 金

文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本

-)
 た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率だし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率(前項た二)前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率(物価二)前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率(物価
- 同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。 変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。 歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四 酬月額と標準賞与額に係る基準年度以後再評価率 に係る基準年度以後再評価率の設定については、 し書の規定による改定が行われる場合は、 の属する年度である場合にあつては、 かかわらず、 調整期間における当該年度に属する月の 当該年度の前年度におけるその年度に属する月の 再評価率) 当該乗じて得た率に、 標準 報酬 に、 前条第三項の規定に ただし、 (当該年度が六十五 月額と 可処分所得割 第一項 標準 標準 月 賞与 えただ を 日 報

4·5 (略)

(厚生年金基金に関連する特例)

額)を控除した額とする。 第四十四条の二 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金額の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額(基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢厚生年金については、第四十四条の二 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金

る。

2 { 4 略

(支給の繰下げ)

第四 たとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過 法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年 ることができる。 を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において した日までの間におい 金を除く。)をいう。以下この条において同じ。 したときに、他の年金たる給付 この限りでない 年を経過した日」という。 つたものは、 十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権 実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をす)年金たる給付(他の年金たる保険給付又は国民年金ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得 て他の年金たる給付の受給権者となつたときは)前に当該老齢厚生年金を請求していな)の受給権者であつ

2 { 4 略

(支給停止)

第四十六条 用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する 歳以上の使用される者 又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日又は七十 る日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日 (厚生労働省令で定める日を除く。 の議会の議員 老齢厚生年金の受給権者が被保険者 (前月以前 (前 月以前の月に属する日から引き続き当該適 の月に属する日から引き続き当該国会議員 国会議員若しくは地方公共団 (前月以前の月に属す

> 2 \ \ 4 略

(支給の繰下げ)

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給 の受給権者であつたとき、 を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において 者となったときは、 日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権 支給事由とするものを除く。 年金を除く。)又は他の被用者年金各法による年金たる給付 金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎 取得したときに、他の年金たる給付 かつたものは、 をすることができる。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を 年を経過した日」という。 厚生労働大臣に当該老齢厚生年金の支給繰下げの この限りでない。 又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した をいう。 前に当該老齢厚生年金を請求してい (他の年金たる保険給付、 以下この条において同じ。 (退職を 国民年 申 出 な

2 \(\) (略

(支給停止

第四十六条 る日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年 若しくはこれに相当するものとして政令で定める日又は七十歳以 において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る 使用される者 る日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日 である日若しくはこれに相当するものとして厚生労働省令で定め 老齢厚生年金の受給権者が被保険者 (前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所 (前月以前の月に属す 上の

その にお 以下この項において同じ。 する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。 相当額」 その月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額 算して得た額 その月以前の 基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の を十二で除 使用される者 める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、 者に限る。 て「基本月額」という。 者 いて同じ。 その月の分の当該老齢厚生年金について、 標準 という。 間)である日が属する月において、 して得た額とを合算して得た額とする。 \mathcal{O} 報酬 標準賞与額及び (国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、 (国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。 年間 については、 月額に相当する額として政令で定める額とその月以 及び老齢厚生年金の額 の標準賞与額 との合計額が支給停止調整額を超えると を十二で除して得た額 標準賞与額に相当する額として政令で定 その者の標準報酬月額に相当する額と の総額を十二で除 (第四十四条第一 その 総報酬月額相当額 者の標準 以下 して得た額とを合 (以下この項にお 七十歳以上の 「総報酬 報酬 項に規定 月額と 次項 月額

停 基止 準

に相当する額に十二を乗じて得た額

(以下この項において「支給停止

部

(同条第四項に規定する加算額を除く。

)の支給を停止するも

のと

2

老齢厚生年金の全

ただし、

支給

基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、

額」という。)に相当する部分の支給を停止する。

金の額 であるときは、 賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを は、 間 整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額 金につい 計額が支給停止調整額を超えるときは、 で除して得た額 第四項に規定する加算額を除く。 下 合算して得た額とする。 (以下この項において「支給停止基準額」という。 支給を停止する。 \mathcal{O} 「総報酬」 標準 支給を停止するものとする。 その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の (第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四 て、 賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額 月額相当 総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調 老齢厚生年金の全部 (以下この項において「基本月額」という。 額」 ただし、 とい 以下この項にお 支給停止基準額が老齢厚生年金の 1 以下この項において同じ。 七十歳以上の使用される者につい (同項に規定する加算額を除く。 その月の分の当該老齢厚生年 いて同じ。)に相当する部分 及び老齢厚生年 額以 との を十二 条の三 標準 以 合 て

める。場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この第二十条から第二十五条までの規定は、前項の標準報酬月額に相当

3~6 (略)

3 6

7 者が、 受けることができるときは、 職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を 法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、 月数が二百四十以上であるものに限る。 第四 いては、 老齢厚生年金 十四四 同項の規定によりその者について加算が行われている配偶 条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金に (その年金額の計算の基礎となる被保険者期間 その間、 同項の規定により当 障害厚生年金、 老齢若しくは退 「該配偶者に 国民年金 \mathcal{O}

(障害厚生年金の併給の調整)

,て加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 (略)

ことができる。

ると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額を改定するの程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当す第五十二条 実施機関は、障害厚生年金の受給権者について、その障害

たことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。2 障害厚生年金の受給権者は、実施機関に対し、障害の程度が増進し

7 該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する 若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるも のの支給を受けることができるときは、 教職員共済法による年金たる給付その他の年金たる給付のうち、 者が、老齢厚生年金 法による障害基礎年金、 月数が二百四十以上であるものに限る。 ついては、 第四 十四四 同項の規定によりその者について加算が行われてい |条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年 (その年金額の計算の基礎となる被保険者期間 共済組合が支給する年金たる給付 その間、 障害厚生年金、 同項の規定により当 私立学校 国民年金 る配 老齢 -金 に 偶 \mathcal{O}

(障害厚生年金の併給の調整)

第四十八条 同じ。 \mathcal{O} 係るものを除く。 等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に 支給する。 じたときは)の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由 第五十四条第二項ただし書及び第五十四条の二第 障害厚生年金 前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を 以下この条、 (その権利を取得した当時から引き続き障 次条、 第五十二条第四項、 一項におい 第五十二条 「が生 7

2 (略

することができる。当すると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額を改定障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該第五十二条「厚生労働大臣は、障害厚生年金の受給権者について、その

進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。 障害厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増

2

4 二項ただし書において同じ。)に係る当該初診日において被保険者で 厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害 あ ときは、 程度が当該障害厚生年金の支給事由となつた障害の程度より増進 ある場合は、 害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間におい 7 改定を請求することができる。 ない程度のものに限る。 初診日後に初診日があるものに限る。 障害厚生年金の受給権者であつて、疾病にかかり、 「その他障害」という。 つたものが、 その傷病 その者は 全てのその他障害を併合した障害) (当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病 当該傷病により障害 実施機関に対し、)の状態にあり、 以下この項及び同条第二項ただし書にお (障害等級の その期間内に障害厚生年金 以下この項及び第五十四条第 かつ、 (その他障害が二以上 とを併合した障害 当該傷病に係る障 級又は二級に該当 又は負傷 て、 当該障害 Ļ した 一の額 カン \mathcal{O}

5~7 (略

(支給停止)

第五十四条 (略)

3 前項の請求は、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したこ3 前項の請求は、障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働とが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該

4

たときは、 ある場合は、 厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害 害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、 あつたものが、 二項ただし書において同じ。)に係る当該初診日において被保険者で つ、 金の額の改定を請求することができる。 の程度が当該障害厚生年金の支給事由となつた障害の程度より て「その他障害」という。 しない程度のものに限る。 \mathcal{O} 初診日後に初診日があるものに限る。 障害厚生年金の受給権者であつて、疾病にかかり、 その傷病 その者は、 すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障 (当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷 当該傷病により障害 厚生労働大臣に対し)の状態にあり、 以下この項及び同条第二項ただし書にお (障害等級の一 以下この項及び第五十四 かつ、 その期間内に障害厚生年 (その他障害が二以 当該傷病に係る障 級又は二級に該当 又は負傷 当該障 増進 病 か

5~7 (略

第五十四条 (略

第五 同 給権を有するときは 十四四 支給事 条の一 由 「に基づ 障害厚生年金は、 その間、 つく他の 被用者年金各法による障害共済年金の その支給を停止する。 その 受給権者が当該障害厚生年金と 受

第五十六条 当金を支給しな 各号のいずれかに該当する者には、 前条の規定により障害の程度を定めるべき日において次の 同条の規定にかかわらず、

障害手

限る。) 当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を 経過した障害基礎年金の受給権者 国民年金法による年金たる給付の受給権者 その他の政令で定める者を除く。) (現に障害状態に該当しない者に (最後に障害状態に該

\equiv 略

(年金額

第六十条 遺族厚生年金の額は、 号に定める額とする。 給を受けるときは、 生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支 第一号に定める額とする。 ただし、 次の各号に掲げる区分に応じ、 遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚 当該各

略

を有する配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 第五十九条第一項に規定する遺族のうち、 老齢厚生年金の受給権 前号に定

> 2 による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付. \mathcal{O} 場合におい 第三十八条第 同条第一 一項及び第四項の規定は 項中 他の年金たる保険給付 前項の場合に準用する。 国民年金法 _ と

あるのは

他の被用者年金各法による障害共済年金」と読み替える

ものとする。

第五十六条 各号のいずれかに該当する者には、 当金を支給しない。 前条の規定により障害の程度を定めるべき日において次の 同条の規定にかかわらず、 障害手

該当しない者に限る。)その他の政令で定める者を除く。) ことなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者 に障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当する 付又は私立学校教職員共済法による年金たる給付の受給権者 国民年金法による年金たる給付、 共済組合が支給する年金たる給 (現に障害状態に (最後

三 (略)

(年金額)

第六十条 遺族厚生年金(次項の規定が適用される場合を除く。 基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、 は、 に定める額とする。 遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める額とする。 第 の額 ただ 一 号

(略)

老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める 第五十九条第一 項に規定する遺族のうち、 老齢厚生年金その他の

い額める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した額のうちいずれか多

イ (略

四条の二において同じ。)に二分の一を乗じて得た額では、同項の規定を適用しない額とする。次条第三項及び第六十第一項の規定により加給年金額が加算された老齢厚生年金にあつい。当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金の額(第四十四条

げる額を合算した額のうちいずれか多い額金の受給権を取得したとき。前号に定める額又は次のイ及びロに掲金等」という。)のいずれかの受給権を有する配偶者が遺族厚生年もの(以下この条、次条及び第六十四条の三において「老齢厚生年

イ (略)

口

じて得た額 ・以下同じ。)から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗 を齢厚生年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された がは、これらの規定で同項の規定に相当

。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とすいる者であつて老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族厚生年金であり、かつ、その受給権を有する場合に限る年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する配偶者に限る。)が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給されるした。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2

る額イに掲げる額が口に掲げる額以上であるとき 前項第一号に定め

した額(以下この項において「合算遺族給付額」という。)法の規定であつて政令で定めるものの例により計算した額を合算法の規第一号の規定の例により計算した額に、他の被用者年金各

額の合計額から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗じて乗じて得た額、当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金等の「合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に三分の二を

3 前条第一 項第二号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は

定する。

厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から、

同項第一号に定める額を上回るときは、

得た額及び政令で定める額を合算した額

- 前号イに掲げる額が同号ロ に掲げる額に満たないとき イに掲げ
- イ る額にロに掲げる比率を乗じて得た額

前号ロに掲げる額から政令で定める額を控除

した額

- 第一号に定める額の比率 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項
- 3 がないものとして計算した老齢厚生年金の額とし、 者に支給する遺族厚生年金については、 入員であった期間であるときは、 年金等の額の合計額 (当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる期間が厚生年金基金の 被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた配 (」とあるのは、 第四十四条の二第一項の規定の 「老齢厚生年金等の 第 項 第 一号口 」とする。 中 額の合計額 「老齢 厚生 適用 加

4

3

(略)

た老齢厚生年金の額とし、」

とする。

ときは、

2

金の額

(」とあるのは、

者に支給する遺族厚生年金については、

前項第一

一号口中

「老齢厚生年

被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた配偶

の算定の基礎となる期間が厚生年金基金の加入員であつた期間である

「老齢厚生年金の額

(当該老齢厚生年金の額

第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算し

4

前三項に定めるもののほ

か、

遺族厚生年金の額の計算につい

て必要

な事項は、

政令で定める。

2

前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金

取得した日において、

同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が

当該合算した額に、

当該老齢

年金の額を改

の受給権者が老齢厚生年金の受給権を

配偶者に対するものに限る。

第六十一

略

5 な事項は、 前各項に定めるもののほか、 政令で定める。 遺族厚生年金の額の計算につい 、て必要

第六十一条 (略

- 2 かの受給権を取得した日において、 配偶者に対するものに限る。)の受給権者が老齢厚生年金等の の翌月から、 に定める額に、 第 合算した額が同項第一号に定める額を上回るとき、又は同条第二項 号口に掲げる額が同号イに掲げる額を上回るときは、 前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金 項 第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第 年金の額を改定する。 当該老齢厚生年金等の受給権を取得した日の属する月 同項第二号イ及びロ それぞれ同 に掲げる額を 一項第一 いずれ 二号 条 第
- 3 前条第一項第二号又は同条第二項の規定によりその額が計算される

ときは、この限りでない。 、その額の算定の基礎となる老齢厚生年金の額が第四十三条第三項のときは、この限の算定の基礎となる老齢厚生年金の額が改定された月別定により改定されたときは、当該老齢厚生年金の額が改定された月ときは、当該老齢厚生年金の額が改定された月

額以上であるときは、この限りでない。 項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第1 ぞれ当該改定後の老齢厚生年金等の額を基礎として算定した同条第 項第一号又は同条第二項第一号イの規定により計算される額が、 四十三条第三項又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令 定された月から当該遺族厚生年金の額を改定する。 で定めるものにより改定されたときは、 遺族厚生年金は、 その額の算定の基礎となる老齢厚生年金等の額が 当該老齢厚生年金等の額が改 ただし、前条第 一項第 号口 それ \mathcal{O} 第

まされ、その間、その支給を停止する。 による遺族共済年金であつて政令で定めるものを受けることができる。 該当することにより支給される遺族厚生年金は、その受給権者が当該。 第六十四条の二 第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに

定めるもの」と読み替えるものとする。

定めるもの」と読み替えるものとする。

による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付」と

の場合において、同条第二項中「他の年金たる保険給付、国民年金法

の場合において、同条第二項中「他の年金たる保険給付、国民年金法

る額を控除した額に相当する部分の支給を停止する。 権を有するときは、当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定めものに限る。)は、その受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受給第六十四条の三 遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達している

給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「老齢厚生年金第六十条第二項の規定によりその額が計算される遺族厚生年金の受

きは、当該老齢厚生年金の額に相当する部分の支給を停止する。 ものに限る。) は、その受給権者が老齢厚生年金の受給権を有すると第六十四条の二 遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達している) 質

第六十六条 厚生年金が前条本文、次項本文又は次条の規定によりその支給を停止 権を有する期間、その支給を停止する。 されている間は、この限りでない。 子に対する遺族厚生年金は、 ただし、 配偶者が遺族厚生年金の受給 配偶者に対する遺族

2 (略)

第六十九条から第七十二条まで 削除

> あるのは、 等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分」 する部分」とする。 した額に第六十条第 「老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除 一項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額に相当 لح

第六十六条 ない。 厚生年金が第三十八条の二第一項若しくは第二項、 権を有する期間、 文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りで 子に対する遺族厚生年金は、 その支給を停止する。 配偶者が遺族厚生年金の受給 ただし、 配偶者に対する遺族 前条本文、次項本

2

(略)

(支給の調整)

第六十九条 者の死亡について他の被用者年金各法による遺族共済年金であつて政 遺族厚生年金は、 令で定めるものを受けることができるときは、 支給しない。 第五十八条第 その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた 項第四号に該当することにより支給される 同条の規定にかかわら

(情報の提供)

第七十条 行うものとする。 大臣に対し、 国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等は、 この節に規定する保険給付に関して必要な情報の提供を 厚生労働

第七十一条及び第七十二条 削除

第七十八条 略

2 四号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付については、 一号厚生年金被保 険者 期間 第二 |号厚生年金被保 **| 険者期** 前項の規定 間 又は第

適用しな

(離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例

第七 う。 れかに該当するときは、 淮 つて、 令で定める場合に該当するときは、 章において同じ。 以下これらの者を 合を除く。 上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、 項)に係る被保険者期間の標準報酬 号改定者の配偶者であつた者であつて、 当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労働省 以下この章において同じ。)をした場合であつて、 (第二号の規定により標準報酬が改定され、 報酬が改定されるものをいう。以下同じ。 十八条の二 (婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。 以下同じ。 第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標) は、 第一号改定者 婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由 「当事者」という。 の改定又は決定を請求することができる。 離婚等 実施機関に対し、 (離婚 (被保険者又は被保険者であつた者であ (第一号改定者及び第二号改定者 この限りでない。 (婚姻の届出をしていないが事実 の標準報酬をいう。 当該離婚等について対象期 同条第一項第二号及び第二)又は第二号改定者 又は決定されるものを 当該事情が解消 次の各号のいず 以下同じ。 以下この ただし [をいう した場 (第

2 . 3

略

(当事者等への情報の提供等)

第七十八条 (略

、離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例)

第七十八条の二 象期間 ľ, 働省令で定める場合に該当するときは だし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労 この章において同じ。 れかに該当するときは、 。以下この章において同じ。)をした場合であつて、次の各号の う。 項第二号の規定により標準報酬が改定され、 準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。)又は第二号改定者 つて、 合を除く。)、 上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、 一号改定者の配偶者であつた者であつて、 (以下これらの者を)に係る被保険者期間の標準報酬 以下同じ。 第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により (婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。 第一号改定者 婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由 は、 離婚等 「当事者」という。 厚生労働大臣に対し、 の改定又は決定を請求することができる。 (離婚(婚姻の届出をしていないが事実 (被保険者又は被保険者であつた者であ (第一号改定者及び第) この限りでない。 同条第一項第二号及び第 又は決定されるものをい 0 当該離婚等につい 当該事情が解消 標準報酬をいう。 二号改定 をい した場 下同 て対 (第 標 た 下 ず う

略

者

2 3 略

(当事者等 へ の 情報の提供等)

第七十八条の四 は、 項ただし書に該当する場合その他厚生労働省令で定める場合において 該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第七十八条の二第 定めるところにより、 つて次項に規定するものの提供を請求することができる。 当事者又はその一方は、 標準報酬改定請求を行うために必要な情報であ 実施機関に対 Ļ ただし、 主務省令で 当

第七十八条の四

当事者又はその一方は、

働省令で定めるところにより、

標準報酬改定請求を行うために必要な

厚生労働大臣に対

Ļ

厚生労

情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。

た

2 略

この限りでない

第七十八条の五 求すべき按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなけ 官に対し、その求めに応じて、 実施機関は、 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判 第七十八条の二第二項の規定による請

各月ごとに、 第一号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間 当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額

2 当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額 者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、 定 することができる 実施機関は、 標準報酬改定請求があつた場合において、 に改定し、 第一 号改定 又は決

3

略

第七十八条の六 に改定し、 ばならない。 · 報 酬 (略 又は決定することができる。 の改定又は決定 実施機関は、 標準報酬改定請求があつた場合において

第七十八条の だし、 においては、 る請求すべき按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供 裁判官に対し、その求めに応じて、 の二第一項ただし書に該当する場合その他厚生労働省令で定める場合 略 当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第七十八条 五. この限りでない 厚生労働大臣は、 裁判所又は受命裁判官若しくは受託 第七十八条の二第一 一項の規定によ

2

(標準 報酬の改定又は決定 なければならない。

第七十八条の六 期間の各月ごとに、 いて、 る額に改定し、 第一号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者 又は決定することができる。 厚生労働大臣は、 当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定め 標準報酬改定請求があつた場合にお

(略)

2 改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごと は決定することができる。 厚生労働大臣は、 当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し 標準 -報酬改定請求があつた場合におい て、 第 又 号

(略

3 略

(記録)

定める事項を記録しなければならない。
者期間、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬その他主務省令でし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、離婚時みなし被保険より被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みな第七十八条の七 実施機関は、第二十八条の原簿に前条第三項の規定に

(通知)

知しなければならない。
により標準報酬の改定又は決定を行つたときは、その旨を当事者に通第七十八条の八 実施機関は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定

(省令への委任)

は、主務省令で定める。
準報酬改定請求及び標準報酬の改定又は決定の手続に関し必要な事項第七十八条の九 第七十八条の二から前条までに定めるもののほか、標

(特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例)

第七十八条の十四 該特定被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当 被保険者の被扶養配偶者は、 していたものをいう。 つた期間であり、 しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めると 実施機関に対 という。 被保険者 か つ、 が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者 以下同じ。 その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶 特定期間 (被保険者であつた者を含む。 当該特定被保険者と離婚又は婚姻)を有する場合において、 (当該特定被保険者が被保険者であ 以下 当該特定 \mathcal{O} 「特定 取消 (当

(記録)

第七十八条の七 保険者期間、 みなし被保険者期間」という。) 定により被保険者期間であつたものとみなされた期間 離婚時みなし被保険者期間に係る標準 厚生労働大臣は、 を有する者の氏名、 第二十八条の原簿に前条第: 報酬その 離婚時 (以 下 他厚生労 みなし 「離婚時 項 \mathcal{O} 被 規

働省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

に通知しなければならない。 規定により標準報酬の改定又は決定を行つたときは、その旨を当事者第七十八条の八 厚生労働大臣は、第七十八条の六第一項及び第二項の

(省令への委任)

は、厚生労働省令で定める。準報酬改定請求及び標準報酬の改定又は決定の手続に関し必要な事項第七十八条の九(第七十八条の二から前条までに定めるもののほか、標)

(特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例)

第七十八条の十四 きは、 であつた期間であり、 該特定被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当 被保険者」という。 しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めると 被保険者の被扶養配偶者は、 していたものをいう。 厚生労働大臣に対し、 被保険者 が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者 か 以下同じ。 つ、 (被保険者であつた者を含む。 当該特定被保険者と離婚又は婚姻の その被扶養配偶者が当該特定被保険者の 特定期間)を有する場合において、 (当該特定被保険者が被保険者 以下 当該)取消 特定 「特定 (当

ľ, 膕 るものに限る。 害厚生年金 ができる。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障 をいう。 いて同じ。 者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間 ときその他 が改定され、)に係る被保険者期間 以下この章において同じ。 の厚生労働省令で定めるときは、この限りでな (当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とす の 標準報酬 第七十八条の二十において同じ。 及び決定された被保険者期間を除く。 (特定被保険者及び被扶養配偶者の標準 (次項及び第三項 の改定及び決定を請求すること の規定により既に標準 の受給権者である 以下この をいう。 条にお 以下同 報酬 報

2 報酬 みなされた月にあつては、 保険者期間の各月ごとに、 定により同項に規定する従前標準報酬 額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。 実施機関は、 月額を当該特定被保険者の標準報酬月額 前項の請求があつた場合において、 従前標準 当該特定被保険者及び被扶養配偶者の -報酬月額) 月額が当該月の標準報酬 (第二十六条第一項の規 に二分の一を乗じて得 特定期間に係る被 月額と 標準 2

4 • 5 (略)

(記録)

偶者みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、被扶養配偶により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「被扶養配第七十八条の十五 実施機関は、第二十八条の原簿に前条第四項の規定

とするものに限る。 ことができる。ただし、 において同じ。 準報酬が改定され、 が障害厚生年金 報酬をいう。 下同じ。 配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をい あるときその他の厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。)に係る被保険者期間 以下この章において同じ。)の改定及び決定を請求する)の標準報酬 (当該特定期間の全部又は一部をその額の 及び決定された被保険者期間を除く。以下この 第七十八条の二十において同じ。 当該請求をした日において当該特定被保険 (特定被保険者及び被扶養配偶者の (次項及び第三項の規定により の受給権は 計算の の既に標 、 う。 標準 基礎 者で 者 条 以

額とみなされた月にあつては、 の規定により同項に規定する従前標準 標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額 る被保険者期間の各月ごとに、 て得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。 厚生労働大臣は、 前項の請求があつた場合において、 従前標準 当該特定被保険者及び被扶養配偶者 -報酬月額が当該月の ·報酬月額) (第二十六条第 に二分の 特定期間に係 標準 を乗じ 報酬 項 \mathcal{O} 月

決定することができる。 (3) 厚生労働大臣は、第一項の請求があつた場合において、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごと

4·5 (略

(記録)

養配偶者みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、被扶養規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「被扶第七十八条の十五」厚生労働大臣は、第二十八条の原簿に前条第四項の

報酬その他主務省令で定める事項を記録しなければならない。者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準

(通知)

保険者及び被扶養配偶者に通知しなければならない。規定により標準報酬の改定及び決定を行つたときは、その旨を特定被第七十八条の十六 実施機関は、第七十八条の十四第二項及び第三項の

(省令への委任)

酬の改定及び決定の手続に関し必要な事項は、主務省令で定める。項の規定による請求並びに同条第二項及び第三項の規定による標準報第七十八条の十七 前三条に定めるもののほか、第七十八条の十四第一

第三章の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の

(年金たる保険給付の併給の調整の特例)

第七十八条の二十二 者期間 間 保険者期間 上の被保険者の 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。 という。 \mathcal{O} (以下 被保険者の種別に係る被保険者であつた期間 第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険 「各号の厚生年金被保険者期間」 (種別に係る被保険者であつた期間を有する者 に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく 第一号厚生年金被保険者期間 という。 第 (以 下 一号厚生年金被 のうち二以 (以下 であ 期

標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない配偶者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る

(通知)

定被保険者及び被扶養配偶者に通知しなければならない。項の規定により標準報酬の改定及び決定を行つたときは、その旨を特第七十八条の十六。厚生労働大臣は、第七十八条の十四第二項及び第三

(省令への委任)

酬の改定及び決定の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める項の規定による請求並びに同条第二項及び第三項の規定による標準報第七十八条の十七 前三条に定めるもののほか、第七十八条の十四第一

当該 場合においては 当該老齢厚生年金と同 付を受けることができるものについて、 であつた期間 給される遺族厚生年金を除く」とする。 金及び遺族厚生年金を除く」と、 一老齢厚生年金及び当該遺族厚生年金と同 の被保険者の種別と異なる他の被保険者の種別に係る被保険者 以下 同条第 「他の期間」 の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年 項中 「遺族厚生年金を除く」 という。 「老齢厚生年金を除く」とあるのは 第三十八条の規定を適用する の支給事由に基づいて支 に基づく年金たる保険給 とあるのは

(年金たる保険給付の申出による支給停止の特例)

(年金の支払の調整の特例)

第七十八条の二十四 期間 とあるのは 規定を適用する場合においては、 て「一の期間」という。 に係る保険給付の受給権者について、 のうち第七十八条の二十二に規定する (以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。 「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者 二以上の種別の被保険者であ)に基づく乙年金 同条第 第三十九条第一項及び第二項の 項中 0) (以下この項において「乙 期間 「乙年金の受給権者」 つた期間を有する者 (以下この条にお

年金」 あるのは 厚生年金被保険者期間のうち 金が支払われたとき」とあるのは 「年金を減額して」 「年金の内払」とあるのは 期間 の受給権」 という。 \mathcal{O} 期間に基づく甲年金 に基づく年金を減額して」 「当該一の期間に基づく年金が支払われた場合」とする。 と の受給権者」 とあるのは 同条第二項中 当該 以 بح の期間に基づく年金の支給」 「各号の厚生年金被保険者期間のうち 下この 「年金の支給」とあるのは 一の期間に基づく年金の内払」と、 「当該年金が支払われたとき」 Ł 甲年金の受給権」 項にお 「年金が支払われた場合」と いて 甲 年金」 とあるのは بح 「各号の ۲, いう 年

(損害賠償請求権の特例)

険給付の価額に応じて按分した価額」とする。 いては、同項中「その価額」とあるのは、「その価額をそれぞれの保に係る保険給付について、第四十条第二項の規定を適用する場合にお第七十八条の二十五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者

(老齢厚生年金の受給権者及び年金額の特例)

者期間ごとに適用する。

「適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険おいて、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の規定をおいて、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の規定をに係る老齢厚生年金について、第四十二条(この法律及び他の法令に第七十八条の二十六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者

2 1以上の種別の被保険者であつた全期間並びに同条第金について、第四十三条(この法律及び他の法令において、引用し、 1以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年

第三 各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用 被保険者期間ごとに適用 一項及び第三項に規定する被保険者であ 項 に規定する被保険者の資格は L 同条第 項に規定 被保険者の種別ごとに適用 つた期間は、 定する被保険者期 各号の 厚生年金 間 する 同 は、 条

(老齢厚生年金に係る加給年金額の特例)

を含む。 別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算 厚生年金の額に加算するものとする。 険者期間 する加給年金額は、 法律及び他の法令において、 に係る老齢厚生年金の額については、 に係る被保険者期間のみを有するものとみなして第四 十八条の二十七 のうち \mathcal{O} 規定を適用する。 の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢 二以上の 政令で定めるところにより、 引用し、 種別の被保険者であ この場合において、 その者の二以上の被保険者 準用し、 又はその例による場合 各号の厚生年金被保 0 同条第 た期間を 十四四 を有 項に規定 条 する者 $\widehat{\mathcal{E}}$ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 期 種

(老齢厚生年金の支給の繰下げの特例)

第七十八条の二十八 を除く。 出と同語 規定による申出 該老齢厚生年金と同 においては、 に係る老齢厚生年金につい 「他の年金たる保険給付」とあるのは 時 に行わなけ کے の期間に基づく老齢厚生年金についての同条第 は、 同条第四項中 他 ればならない。 一以上の の支給事 の期間に基づく老齢厚生年金に 7 種別の被保険者であ 第四· 由に基づ 「第四十六条第一項及び第五項」 この場合にお 十四条の三の Į, 「他の年金たる保険給付 て支給される老齢厚生年金 規定を適用する場合 いて、 つた期間を有する者 0 同項ただし書 いての当該申 とあ 項 (当 \mathcal{O}

六条第 るの 要な読替えその他必要な事項は、 は 項 第七十八 及び 同 条第五百 条の二十九 項 とするほ の規定により 政令で定める。 か 同 ・読み替えて適用 条の 規 定 \mathcal{O} 適用 する第四 に関し必 +

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第七十八条の二十九 以上」 この 算の 被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金」 加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。 あるのは 礎とする老齢厚生年金の受給権者」と、 生年金被保険者期間」 た数を乗じて得た額」と、 を計算の基礎とする老齢厚生年金の額 額」とあるの を除く」と、 基礎とする第四 条の三第四項に規定する加算額を除く。 あるのは 七 定する各号の厚生年金被保険者期間 っつい 項 老齢 基礎とする老齢 にお 項 期間 لح にお って いて 厚生年金の 「各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算 「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間 第四十六条の規定を適用する場合にお に係る被保険者期間を計算 1 「老齢厚生年金の全部」 て同じ。 は 「当該老齢厚生年金」とあるのは 十四条の三第四項に規定する加算額を合算して得た額 「控除して得た額 \mathcal{O} が期間」 受給権 二以上の種別の被保険者であ 厚生年金 という。 を十二で除して得た額を基 という。 者 「老齢厚生年金の額以上」とあるの の額を合算して得た額」 とあるのは に当 0) とあるの うち同条に規定する (以下この項にお 該 に係る被保険者期間 \mathcal{O} (第四十四条第 以下この項において同じ」 基礎とする老 「及び老齢厚生年金の \mathcal{O} は 第七 期間に係る被保険者期 当該 当該 と、 十八 1 つた期間 ては、 本月額 条 Ł いて 齢 <u>__</u> 一項に規定する 控除 厚生年 \mathcal{O} の 二)期間 期間に係る で除し を計 0) 「各号 を有 同 一十二に規 期間 第四 して得た 条第 に係る 額」 は する者 金 算 て得 十四四 を計 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 第 亍 間 لح と 額 \mathcal{O} 基 厚 項

項中 で定める。 みなした場合における当該被保険者期間の月数とする。 険者期間を合算し、 者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保 被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の全部」 同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は 「被保険者期間 の月数」 \mathcal{O} 期間に係る被保険者期間のみを有するものと とあるのは 被保険者期間 ٢ (T) 月数 とするほ 同条第七 (その 政 令

(障害厚生年金の額の特例)

第七十八条の三十 者期間 合において の支給停止に関する規定その他政令で定める規定を適用する。 障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者 に係る当該障害厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者 種別に係る被保険者であつた期間を合算し、 のみを有するものとみなして、 必要な読替えその他必要な事項は、 障害厚生年金の受給権者であつて、 障害厚生年金の額の計算及びそ 政令で定める。 の期間に係る被保険 当該障害に係る この 場

(障害手当金の額の特例)

場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。に係る当該障害手当金の額については、前条の規定を準用する。この障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者第七十八条の三十一 障害手当金の受給権者であつて、当該障害に係る

(遺族厚生年金の額の特例)

の遺族に係る遺族厚生年金(第五十八条第一項第一号から第三号まで第七十八条の三十二。二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者

えその他必要な事項は、政令で定める。 いては、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものあった期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものいずれかに該当することにより支給されるものに限る。)の額につのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。)の額につ

2 3 生年金の額の計算に関する規定により計算した額をそれぞれ 険者期間ごとに支給するものとし、 ものに限る。)については、 厚生年金 に係る被保険者期間を計算の基礎として第六十条第 に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し 例により計算した額に応じて按分した額とする。この場合におい 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族 必要な読替えその他必要な事項は、 の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、 (第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される 各号の厚生年金被保険者期間に係る被保 そのそれぞれの額は、 政令で定める。 項 第 死亡した者 号の規定 遺族厚 0) 期間

るものとする。

『問に係る被保険者期間を計算の基礎とする遺族厚生年金の額に加算すった。
一句で定めるところにより、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期の場合において、第六十二条第一項の規定による加算額は、政

の停止に関し必要な事項は、政令で定める。 4 前三項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算及びその支給

(障害厚生年金等に関する事務の特例)

第七十八条の三十一の規定による障害手当金の支給に関する事務は、第七十八条の三十三 第七十八条の三十の規定による障害厚生年金及び

の種別に応じて、第二条の五第一項各号に定める者が行う。
政令で定めるところにより、当該障害に係る初診日における被保険者

る事務について準用する。 前項の規定は、前条第一項の規定による遺族厚生年金の支給に関す

(遺族厚生年金の支給停止に係る申請の特例)

第七十八条の三十四 と同 間に基づく遺族厚生年金を受けることができる場合には、 当該申請と同時に行わなければならない。 基づく遺族厚生年金についての第六十七条又は第六十八条第 くは第二項の規定による申請は、 遺 族について、 一の支給事由に基づく他の期間に基づく遺族厚生年金についての 二以上の被保険者の種別に係る被保険者であ 一以上の種別の被保険者であ 当該一 の期間に基づく遺族厚生年金 つた期間を有する者 <u>ー</u>の 期間に 項 着し た期

(離婚等をした場合の特例)

請求と同時に行わなければならない。
の同項の規定による請求は、他の期間に係る標準報酬についての当該各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る標準報酬についてについて、第七十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者

(被扶養配偶者である期間についての特例)

該請求と同時に行わなければならない。 ての同項の規定による請求は、他の期間に係る標準報酬についての当、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る標準報酬について、第七十八条の十四第一項の規定を適用する場合においては第七十八条の三十六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者

2 他必要な事項は、 係る被保険者期間ごとに第七十八条の十四第二項及び第三項、 険者期間のみを有する者とみなして第七十八条の十四第 保険者であつた期間を合算し、 十八条の二十第一項の規定を適用し、 、条の二十第二項及び第五項並びに附則第十七条の十 十三までの規定を適用する。 前項の場合においては、 政令で定める。 その者の二以上の被保険者 この場合において 一の期間又は当該 各号の厚生年金被保険者期間に 一の期間に係る被保 必要な読替えその の種別に係る被 から第十七条 項及び第七 第七十

(政令への委任)

生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。 第七十九条 政府等は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚

(略)

| 一 被保険者、受給権者その他の関係者(以下この条及び第百条の三

年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。第七十九条 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生

(略)

被保険者、受給権者その他の関係者(以下この条において「被保

の二第一項において 援助を行うこと。 「被保険者等」という。 に対 Ļ 相談その 他

2 礎年金拠出金」という。)の負担及び納付に伴う事務を含む。)を円 織 滑に処理し、 十四条の二第一項及び第二項の規定による基礎年金拠出金 の運用を行うものとする。 政府等は、 被保険者等の利便の向上に資するため、 厚生年金保険事業の実施に必要な事務 (国民年金法第九 電子情報処理組 (以 下 基

3 (略)

用 行の目的

第七十九条の二 う。 うことにより、 の貴重な財源となるものであることに特に留意し、 被保険者から徴収された保険料の一部であり、 分として政令で定める部分 保険事業 被保険者の利益のために、長期的な観点から、 大臣を除く。 の章にお 以下この章において同じ。 (基礎年金拠出金の納付を含む。 いて 将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資 積立金 次条第三 「特別会計積立金」 (年金特別会計の厚生年金勘定の積立金 項において同じ。 (以下「実施機関積立金」という。 の運用は、 という。 積立金が厚生年金保険 に係る部分に相当する部 \mathcal{O} かつ、 及び実施機関 積立金のうち厚生年金 安全かつ効率的 専ら厚生年金保険 将来の保険給付 (厚生労 (以 下 をい に行 \mathcal{O}

積立金の運用

することを目的として行うものとする。

第七十九条の三 的に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、 特別会計積立金の運用は、 厚生労働大臣が、 年金積立金管理 前条の目

> 険者等」という。 に対し、 相談その他の援助を行うこと。

= (略

2

する。 等の利便の向上に資するため、 」という。 兀 政府は、 |条の二第一項の規定による基礎年金拠出金)の負担に伴う事務を含む。)を円滑に処理し、 厚生年金保険事業の実施に必要な事務(国民年金法第九十 電子情報処理組織の運用を行うものと (以 下 「基礎年金拠出金 被保険者

3 4

(略

(運用の目的

第七十九条の二 ことを目的として行うものとする。 とにより、 保険者の利益のために、長期的な観点から、 重な財源となるものであることに特に留意し、 険者から徴収された保険料の一部であり、 おいて「積立金」 将来にわたつて、 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金 という。 厚生年金保険事業の運営の安定に資する の運用は、 積立金が厚生年金保険の被保 かつ、 安全かつ効率的に行うこ 専ら厚生年金保険の 将来の保険給付の貴 (以下この 章に 被

(積立金の運用)

第七十九条の三 た運用に基づく納付金の納付を目的として、 積立金の運用は、 厚生労働大臣が、 年金積立金管理運用独立 前条の目的に沿

- 3 保険」とする。 用については、 のとする。 て運用することができるものとし は私立学校教職員共済法 ところにより、 実施機関積立金の運用 、地方公務員等共済組合法 ただし、 同条中 国家公務員共済組合法 実施機関積立金の |専ら厚生年金保険| は、 (以 下 前条の目的に沿つて、 「共済各法」 (昭和三十七年法律第百五十二号) 又 この場合における同条の規定の (昭和三十三年法律第百二十八 部については、 とあるのは、 という。 実施機関が行うも の目的に沿 政令で定める 「厚生年金 適

(積立金基本指針)

- 一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針2 積立金基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項
- 守すべき基本的な事項 合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。) が遵独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連用主体 (年金積立金管理運用
- 四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄

- れを変更するものとする。 あると認めるときは、積立金基本指針に検討を加え、必要に応じ、こあると認めるときは、積立金基本指針に検討を加え、必要に応じ、こ
- 財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。臣は、あらかじめ、積立金基本指針の案又はその変更の案を作成し、日、一種立金基本指針を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大
- ことができる。 は、厚生労働大臣に対し、積立金基本指針の変更の案の作成を求める 財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるとき
- に、これを公表するものとする。 主務大臣は、積立金基本指針を定め、又は変更したときは、速やか

(積立金の資産の構成の目標)

の目標を定めなければならない。三号の資産の構成を定めるに当たつて参酌すべき積立金の資産の構成同して、次条第一項に規定する管理運用の方針において同条第二項第一での目標を定めなければならない。

- い。 構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならな要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の
- もに、主務大臣に送付しなければならない。 め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するととる 管理運用主体は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定
- 基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、当該目主務大臣は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金

標の変更を命ずることができる。

(管理運用の方針)

前条第 つては、 理する実施機関の実施機関積立金を含む。 \Diamond 運用の方針 積立金」 済組合連合会にあつては、 なければならない。 十九条の六 を適切に行うため、 管理積立金の運用状況の管理を含む。 という。 項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、 (以下この章において 管理運用主体は、 の管理及び運用 地方公務員共済組合連合会が運用状況を管 積立金基本指針に適合するように、 その管理する積立金 |管理運用の方針」という。 (地方公務員共済組合連合会にあ 以下この章において 以下この章において同 (地方公務員共 管理及び か 管理 を定

- 2 管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

- 成に関する事項 一管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構
- 四 その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項
- 4 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとすると

いう。)の承認を得なければならない。びに第百条の三の三第二項第一号及び第三項において「所管大臣」とびに第百条の三の三第二項第一号及び第三項において「所管大臣」と

- 滞なく、これを公表しなければならない。 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅
- 積立金の管理及び運用を行わなければならない。 管理運用主体は、積立金基本指針及び管理運用の方針に従つて管理
- し、その管理運用の方針の変更を命ずることができる。 基本指針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用主体に対 所管大臣は、その所管する管理運用主体の管理運用の方針が積立金

(管理運用主体に対する措置命令)

第七十九条の七 所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立第七十九条の七 所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立金の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理をの管理を改善するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく

- 2 3 で定める事項について評価を行い、 状況を含む。 及び運用の状況 たときは、 所管大臣は、 所管大臣は、 速やかに、 第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令 その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受け (第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の 当該管理運用主体について その結果を公表するものとする。 管理積立 金 の管理
- 項に規定する財務諸表の提出後」とする。 通則法(平成十一年法律第百三号)第三十八条第一項の規定による同場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人

に送付するものとする。

前項の規定による評価の結果を添えて、

当該業務概況書を主務大臣

、積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

告書を作成し、これを公表するものとする。
状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の第七十九条の九 主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより

するものとする。 じめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議2 前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらか

3

させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

連用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合

はいと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理

ないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理

主務大臣は、第一項の報告書における評価の結果に基づき、管理運

成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作が頂の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、

(運用職員の責務)

細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない「運用職員」という。)は、積立金の運用の目的に沿つて、慎重かつ財務省、総務省及び文部科学省の職員(政令で定める者に限る。以下第七十九条の十 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省、

(秘密保持義務)

し、又は盗用してはならない。 第七十九条の十一 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏ら

(懲戒処分)

法律第百二十号)に基づく懲戒処分をしなければならない。 その職員の任命権者は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年第七十九条の十二 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、

(年金積立金管理運用独立行政法人法等との関係)

はの、 はか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号でが、 で振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の定めるところにで、)、 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は日本私立学にか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号第七十九条の十三 積立金の運用については、この法律に定めるものの第七十九条の十三 積立金の運用については、この法律に定めるものの

(運用職員の責務)

その職務を遂行しなければならない。金の運用の目的に沿つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げて、職員(政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。)は、積立第七十九条の四(積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の

(秘密保持義務)

、又は盗用してはならない。 第七十九条の五 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏ら

(懲戒処分)

二十号)に基づく懲戒処分をしなければならない。

生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第百第七十九条の六 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

の定めるところによる。
か、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第七十九条の七 積立金の運用については、この法律に定めるもののほ

(政令への委任)

要な事項は、政令で定める。第七十九条の十四。この章に定めるもののほか、積立金の運用に関し必

(国庫負担等)

基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を負担する。第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する

次項において同じ。)の執行(実施機関(厚生労働大臣を除く。)に生年金保険事業の事務(基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。2 国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚

よるものを除く。)

に要する費用を負担する。

執行に要する費用の負担については、この法律に定めるもののほか、付する基礎年金拠出金及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の実施機関(厚生労働大臣を除く。以下この項において同じ。)が納

(保険料)

共済各法の定めるところによる。

金を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。第八十一条。政府等は、厚生年金保険事業に要する費用(基礎年金拠出

2~4 (略)

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、前条第二項受けている被保険者を除く。)が使用される事業所の事業主が、主務第八十一条の二 育児休業等をしている被保険者(次条の規定の適用を

(国庫負担)

基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を負担する。第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する

生年金保険事業の事務(基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚

2

の執行に要する費用を負担する。

(保険料)

を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用(基礎年金拠出金

2~4 (略)

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、前受けている被保険者を除く。)が使用される事業所の事業主が、厚生第八十一条の二 育児休業等をしている被保険者(次条の規定の適用を)

業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日 が 規定にかかわらず、 属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わな 当該被保険者に係る保険料であつてその育児休 \mathcal{O} 꽢 日

2 が使用される事業所の事業主」とあるのは、 第 1 一号厚生年 7 前 項の 金被保険者又は第三号厚生年 規定を適用する場合にお 7 金被保険者に係る保険料 「除く。 は 同項中)」とする。 除く。

(産 前 産後休業期間 中の保険料 0) 徴収 の特 例

第八十一条の二の二 業所の事業主が、 産 る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその たときは、 ŧ 前 0 の徴収は行わない。 産後休業が終了する日の翌日が属する月の 第八十一条第二項 主務省令で定めるところにより実施機関に申出 産前 産後休業をしている被保険者が使用される事 の規定にかかわらず、 前 月までの 当該被保険者に係 期間に係る をし

2 に 第一 使用される事業所の事業主」 一号厚生年金被保険者又は第三 7 前 項の規定を適用する場合にお とあるのは 三号厚生年金被保険者に係る保険料 ては、 被保険者」 同項中 とする。 「被保険:

(免除保険料率の決定

第 八十一条の三 (略)

2 条第七項又は第八項に規定する期間に係るものにそれぞれ当該代行保 規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であつて同 第九項において準用する場合を含む。 及び標準賞与額の総額にそれぞれ当該代行保険料率を乗じることによ 、算定した額 代行保険料率は、 (第百三十九条第七項又は第八項 当該厚生年金基金の加入員の標準報酬 以下この項において同じ。 (これらの規定を同 月額 の総額 に 条

> 条第二項 育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が \mathcal{O} 翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。 の規定にか かわらず、 当該被保険者に係る保険料であつてそ 終了する

日 \mathcal{O}

(産 前産後休業期間中の保険料の徴収

第八十一条の二の二 からその 申出をしたときは、 業所の事業主が、 間に係るものの徴収は行わない。 険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の 産前産後休業が終了する日の 厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に 第八十一条第二項の規定にかかわらず、 産前産後休業をしている被保険者が使用される事 翌日が 属する月の 前 月までの 属する月 当該被保 期

(免除保険料率の決定等)

第 八十一条の三 (略)

2

り 条第七項又は第八項に規定する期間に係るものにそれぞれ当該代行保 規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であ 第九項において準用する場合を含む。 及び標準賞与額の総額にそれぞれ当該代行保険料率を乗じることによ 算定した額 代行保険料率は、 (第百三十九条第七項又は第八項 当該厚生年金基金の加入員の標準報酬 以下この項において同じ。 (これらの規定を同 月 額の しに て同 総額 条

3~7 (略)

(保険料の負担及び納付義務)

第八十二条 (略)

2 • 3

(略)

4 第九十九条第六項に規定する労働組合その他政令で定める者を含む。 同項中「事業主は」とあるのは、 一号厚生年金被保険者に つい . て 0 「事業主 第 項 の規 (国家公務員共済組合法 定 \mathcal{O} 適 用 に つい ては

)は、政令で定めるところにより」とする。

5 負担法 令で定めるところにより」とする。 より給与を負担する都道府県その他政令で定める者を含む。) 同項中 第三号厚生年金被保険者についての第一項の規定の適用については (昭 「事業主は」とあるのは、 和一 一十三年法律第百三十五号) 「事業主 第 (市町村立学校職員給与 条又は第一 二条の規 は、 定に 政

(保険料の徴収等の特例)

は第四号厚生年金被保険者に係る保険料の徴収、納付及び源泉控除に第八十四条の二(第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又

算定するものとする。 の収入を代行給付費(の料率を乗じて得た額を控除した額とする。)の収入を代行給付費(

3~7 (略)

スーニジ (系) (保険料の負担及び納付義務

第八十二条 (略)

2·3 (略)

の定めるところによる。十二条第二項及び第三項並びに前三条の規定にかかわらず、共済各法ついては、第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項、第八

(交付金)

第八十四条の三 関 する費用 施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令 金額を、 で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要 (厚生労働大臣を除く。 第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。 当該実施機関に対して交付金として交付する。 。 以 下 政府は、 「厚生年金保険給付費等」という。 政令で定めるところにより、 以下この条、 第八十四条の五、)として算定した 毎年度、 第八十四条 ごとに実 実施機

より、 職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、 を 地方公務員共済組合に係る厚生年金保険給付費等として算定した金額 組合連合会。 十四四 当該地方公務員共済組合に対して交付する。 毎年度 |条の四 以下この条及び第八十四条の七において同じ。 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会は、 (指定都市職員共済組合) 政令で定めるところに 全国市町村職員共済 市町村 ごとに

(拠出金及び政府の負担)

実施者たる政府の負担とする。

実施者たる政府の負担とする。

はおいて同じ。)の合計額を控除した額については、厚生年金保険の額をいう。次条第一項及び第二項並びに附則第二十三条第二項第一号項に規定する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を控除した法第百十三条第四項第二号又は私立学校教職員共済法第三十五条第一

府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一

(拠出金の額)

金保険料相当分の額を控除した額とする。を乗じて得た額の合計額から、当該実施機関が納付する基礎年金拠出額は、当該年度における拠出金算定対象額に、それぞれ次に掲げる率第八十四条の六 前条第一項の規定により実施機関が納付する拠出金の

一標準報酬按分率

積立金按分率

金拠出金保険料相当分の合計額を加えた額とする。 等の総額に、当該年度において政府等が負担し、又は納付する基礎年 前項の拠出金算定対象額は、当該年度における厚生年金保険給付費

げる率を乗じて得た率とする。 第一項第一号の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲

て政令で定めるところにより算定した額(第八十四条の八第一項に一校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る標準報酬の総額とし当該連合会を組織する共済組合の組合員)たる被保険者又は私立学当旅運会会を組織する共済組合の組合員)たる被保険者又は私立学生が機関ごとに、当該年度における当該実施機関の組合員(国家実施機関ごとに、当該年度における当該実施機関の組合員(国家

厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率令で定めるところにより算定した額で除して得た率を基準として、度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政おいて「実施機関における標準報酬の総額」という。)を、当該年

る率を乗じて得た率とする。
第一項第二号の積立金按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げ

額で除して得た率を基準として、 生年金勘定の積立金額」という。 の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の額及びこ 及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計 れに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額 下この号において「実施機関の積立金額」という。 実施機関ごとに、 実施機関ごとに算定した率 当該年度の前年度における実施機関積立金)と実施機関の積立金額との合計 厚生労働省令で定めるところによ を、 以 当該年度 下 額 \mathcal{O} 厚 议 額

二 一から保険料財源比率を控除した率

い。 令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならな 写生労働大臣は、第三項各号及び前項第一号に規定する厚生労働省

第八十四条の七 地方公務員共済組合は、政令で定めるところにより、

により算定した額を負担する。前条の規定により算定した額に準ずるものとして政令で定めるところ前条の規定により算定した額に準ずるものとして政令で定めるところ毎年度、地方公務員共済組合連合会が納付すべき拠出金の額のうち、

(報告等)

の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。管する大臣を経由して、当該実施機関における標準報酬の総額その他第八十四条の八 厚生労働大臣は、実施機関に対し、当該実施機関を所

- 所管する大臣を経由して、前項の報告を行うものとする。 2 実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を

- 実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。 写生労働大臣は、前各項に規定する厚生労働省令を定めるときは、

を求めることができる。
 を求めることができる。
 を求めることができる。
 を求めることができる。
 を求めることができる。
 を求めることができる。
 を求めることができる。
 を求めることができる。
 を求めることができる。

(政令への委任)

付金の交付及び拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。第八十四条の十一第八十四条の三から前条までに定めるもののほか、交

(保険料の滞納処分等の特例)

(適用除外)

徴収金については、前二条の規定は、適用しない。び第四号厚生年金被保険者に係る保険料その他この法律の規定による第八十九条の二(第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及

(審査請求及び再審査請求)

| 第二条の五第一項第二号に定める者 国家公務員共済組合法に規

(審査請求及び再審査請求)

。 がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができるがある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服第九十条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服

定する国家公務員共済組合審査会

- 規定する地方公務員共済組合審査会 地方公務員等共済組合法に 第二条の五第一項第三号に定める者 地方公務員等共済組合法に
- 定する日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会三第二条の五第一項第四号に定める者、私立学校教職員共済法に規
- 社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。 査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、 第一項の審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審

2

- 、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。 4 第一項及び第二項の審査請求並びに第一項及び前項の再審査請求は 3
- ての不服の理由とすることができない。 処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分につい 4 と 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その 4
- 分についての審査請求については、共済各法の定めるところによる。 第二項、第四項及び前項に定めるもののほか、第二項に規定する処
- 。 服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる 収金の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分に不 第九十一条 厚生労働大臣による保険料その他この法律の規定による徴
- 各号に定める者に対して審査請求をすることができる。 律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に不服がある者は、当該 が条第二項第一号及び第二号に掲げる者による保険料その他この法
- の例による処分に不服がある者は、同号に定める者に対して審査請求よる徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は督促若しくは国税滞納処分 前条第二項第三号に掲げる者による保険料その他この法律の規定に

- 審査会に対して再審査請求をすることができる。は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人
- は、裁判上の請求とみなす。第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関して
- ての不服の理由とすることができない。 如分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分につい4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その

保険審査会に対して審査請求をすることができる。
徴収の処分又は第八十六条の規定による処分に不服がある者は、社会第九十一条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは

をすることができる。

(行政不服審査法の適用関係)

第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。昭和三十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及びての前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(第九十一条の二 第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分につい

(不服申立てと訴訟との関係)

ない。

する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができの取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対第九十一条の三 第九十条第一項又は第九十一条第一項に規定する処分

(戸籍事項の無料証明)

給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者又は受第九十五条。市町村長は、実施機関又は受給権者に対して、当該市町村

(受給権者に関する調査)

の他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類そ付の受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権第九十六条 実施機関は、必要があると認めるときは、年金たる保険給

(行政不服審査法の適用関係)

十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第第九十一条の二 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不

(不服申立てと訴訟との関係)

会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社第九十一条の三 第九十条第一項又は第九十一条に規定する処分の取消

(戸籍事項の無料証明)

は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者又第九十五条 市町村長は、厚生労働大臣又は受給権者に対して、当該市

(受給権者に関する調査)

類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関合権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書険給付の受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受第九十六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、年金たる保

給権者に質問させることができる。

2 (略)

(診断)

新九十七条 実施機関は、必要があると認めるときは、障害等級に該当 ができる。

2 (略)

(届出等)

第九十八条 (略)

2~4 (略)

| 「 | 15 | 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者期間では第四号厚生年金被保険者期間では第四号厚生年金被保険者に基づく保険者、これらの者に係る事業主及び第二号厚生年金被保険者では第四号厚生の場合である。

(事業主の事務)

第九十九条 (略)

年金被保険者に係る事業主については、前項の規定は、適用しない。2 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生

し受給権者に質問させることができる。

2 (略)

(診断)

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、障害等級ににとができる。

2 (略)

(届出等)

第九十八条 (略)

2~4 (略)

(事業主の事務)

第九十九条 (略)

第百条 第百条の三 3 2 2 • 4 第百条の二 実施機関は、 4 要な資料の提供を求めることができる。 めるときは、 所の名称、 ると認めるときは、 機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。 報酬に関する事項、 めるときは、 付の支給状況につき、これらの給付に係る制度の管掌機関に対し、 給権者の配偶者に対する第四十六条第七項に規定する政令で定める給 は 年金被保険者及びこれらの者に係る事業主については に対し、 (立入検査) (報告) 実施機関は、被保険者の資格、 (資料の提供) 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認 実施機関は、 第 適用しない。 一号厚生年金被保険者 (略) (略) 必要な資料の提供を求めることができる。 所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。 実施機関 受給権者に対する国民年金法による年金たる給付又は受 衆議院議長、 年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認 官公署 受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施 (厚生労働大臣を除く。 相互に、 参議院議長又は地方公共団 (実施機関を除く。 第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生 標準報酬又は保険料に関し必要があ 被保険者の資格に関する事項 以下この条において同じ に対し、法人の事 体の議会の議長 前三項の規定 標準 必 業 第百条 第百条の三 2 第百条の二 厚生労働大臣は、被保険者の資格、 2 組合等又は第四十六条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度 める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共済 と認めるときは、 関し必要があると認めるときは、 の管掌機関に対し、 る給付又はその配偶者に対する第四十六条第七項に規定する政令で定 (立入検査 (報告) 3 厚生労働大臣は、 所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。 資料の提供 略 (略 年金保険者たる共済組合等 受給権者に対する他の被用者年金各法による年金た 年金たる保険給付に関する処分に関し必要がある 必要な資料の提供を求めることができる。 官公署に対し、 (国家公務員共済組合連合会、 標準報酬又は保険料に 法人の事業所の

名称

について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

酬平均額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項る大臣を経由して、第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報。) は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管す

るものについて、実施機関を所管する大臣に報告を行うものとする。する標準報酬平均額その他これに関連する事項で厚生労働省令で定め2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定

2

ものとする。
して厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行う項第二号イに規定する標準報酬額等平均額の算定のために必要な事項除者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、第四十三条の二第一、以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金保地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう

告を行うものとする。
定めるものについて、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に報する標準報酬額等平均額その他これに関連する事項で厚生労働省令で厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定

(実施機関相互間の連絡調整)

うものとする。

事項は、主務省令で定める。 前項の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に関し必要な

(主務大臣等)

2

大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。第百条の三の三第四章の二及び第三項における主務大臣は、厚生労働

りとする。

りとする。

りとする。

の法律における主務省令については、当該各号に定めるとおがし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおが、次の各号に掲げる主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣又は地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十九第一項の規定による主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労

| 命令| | 一 第七十九条の八第一項及び第二項の主務省令 | 所管大臣の発する

場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議するものとする。
 所管大臣は、前項第一号に掲げる主務省令を制定し、又は改廃する

(国家公務員法及び地方公務員法との関係)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

とを妨げない。

六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うこ

大号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うこ

せるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わ

一~五 (略)

賞与額として決定する場合を含む。)において準用する第二十四条第一項の規定により算定する額を標準を含む。)の規定による標準賞与額の決定(第二十四条の四第二項、第二十四条の四第一項(第四十六条第二項において準用する場合

七~十 (略)

十一 第三十八条第二項の規定による申請の受理

〈機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任〉

とを妨げない。

六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うこ、分のとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十第百条の四次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わ

一~五 (略)

賞与額として決定する場合を含む。)において準用する第二十四条第一項の規定により算定する額を標準を含む。)の規定による標準賞与額の決定(第二十四条の三第二項、第二十四条の三第一項(第四十六条第二項において準用する場合

七~十 (略)

十一 第三十八条第二項 第五十四条の二第二項及び第六十四条の二

二十 削除 十二~十九

二十一~二十六

略

一十七 第八十一条の二 による申出の受理 第 項及び第八十一条の二の二第一項の規定

一十八~三十二(略)

第九十六条第一項 (附則第二十九条第九項において準用する

場合を含む。)の規定による命令及び質問

(略)

九項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び 第九十八条第三項の規定による書類その他の物件の受領 第九十八条第一 項から第四項まで(同項を附則第二十九条第

第百条第一項 (附則第二十九条第九項において準用する場合

三十七 第百条の二第二項から第四項までの規定による資料の提供の を含む。)の規定による命令並びに質問及び検査

求め(第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。)

三十八・三十九 (略)

四十 附則第七条の二第 項及び第 一項の規定による確認

四十一~四十三 略

(略)

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、 機構に、 次に掲げる事務を行わせるもの

とする。

(略

第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理

十二~十九

二十 第七十条の規定による情報の受領

二十一~二十六 (略)

第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定による申出の

受理

二十八~三十二 (略)

三十三 第九十六条第一項 (附則第二十九条第八項において準用する

場合を含む。)の規定による命令及び質問

三十四 (略)

三十五 項の規定による書類その他の物件の受領 用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び第九十八条第三 第九十八条(同条第四項を附則第二十九条第八項におい

三十六 第百条第一項 (附則第二十九条第八項において準用する場合

三十七 第百条の二の規定による資料の提供の求め を含む。)の規定による命令並びに質問及び検査 (第三十二号に掲

げる証明書の受領を除く。

三十八・三十九 (略

四十~四十二 (略)

2 5 7

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、 機構に、 次に掲げる事務を行わせるもの

とする。

(略

る請求の受理及び当該裁定を除く。)。)の規定による裁定に係る事務(第百条の四第一項第十号に掲げ四 第三十三条(附則第二十九条第九項において準用する場合を含む

係る事務を含む。)及び第三十七条第三項の規定による請求の内容の確認に五の第三十七条第一項(附則第二十九条第九項において準用する場合

六・七 (略)

第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。)
第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。)の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務(第百条の四第一項む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第百条の四第一項が、第四十条の二(附則第二十九条第九項において準用する場合を含

九 (略)

+ 四号に掲げる申出及び請求の受理並びに同項第四 三項及び第五項、 求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。 項及び第六項並びに第十三条の五第三項、 による老齢厚生年金の額の改定に係る事務 則第七条の三第五項、 条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)並びに附 を附則第九条の二第三項、 一第三項及び第四項 第四十三条第三項、 第九条の四第四項及び第六項、 (これらの規定 第九条の二第二項及び第四項、 第四十四条第三項及び第四項、 第九条の三第二項及び第四項並びに第九 (第四十三条第三項を除く。 第四項及び第九項の規定 (第百条の 第十三条の四 + 四第 号に掲げる請 第九条の三第 第四十四 項 第五 第十 条の

十一・十二 (略)

十三 第四十九条第一項、第五十四条第一項及び第二項並びに同条第

る請求の受理及び当該裁定を除く。)。)の規定による裁定に係る事務(第百条の四第一項第十号に掲げ四 第三十三条(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む

を含む。)及び第三十七条第三項の規定による請求の内容の確認に五 第三十七条第一項(附則第二十九条第八項において準用する場合

六・七 (略)

係る事務

第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。) 条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定に第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第百条の四第一項が四十条の二(附則第二十九条第八項において準用する場合を含

九 (略)

+ 四号に掲げる申出及び請求の受理並びに同項第四十号に掲げる請求 による老齢厚生年金の額の改定に係る事務 項及び第六項並びに第十三条の五第三項、 三項及び第五項、 則第七条の三第五項、 条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)並びに附 を附則第九条の二第三項、 一第三項及び第四項 受理並びに当該改定に係る決定を除く。 第四十三条第三項、 第九条の四第四項及び第六項、 (これらの規定 第九条の二第二項及び第四項、 第四十四条第三項及び第四項、 第九条の三第二項及び第四項並びに第九 (第四十三条第三項を除く。 第四項及び第九項の (第百条の四 第十三条の四 第四 第九条の 第 干四 項 第十 規定 三第 条の 第 五.

十一·十二 (略)

三 第四十九条第一項、第五十四条第一項及び第二項、同条第三項

の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号に掲げる申請三項において準用する第四十六条第七項の規定による障害厚生年金

十四・十五 (略)

(当該遺族厚生年金の裁定を除く。) 十六 第五十八条第一項の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務

十七 (略)

の停止に係る決定を除く。)四第一項第十一号及び第十九号に掲げる申請の受理並びに当該支給二項の規定による遺族厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の十八)第六十四条から第六十七条まで並びに第六十八条第一項及び第

十九 (略)

(当該保険給付の裁定を除く。)て準用する場合を含む。)の規定による保険給付の支給に係る事務二十 第七十三条の二及び第七十五条(附則第二十九条第九項におい

二十一~二十三 (略)

に係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)二十四 第七十八条第一項の規定による保険給付の支払の一時差止め

二十五~二十八 (略)

条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六第百条の四第一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行の二第一項及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務(一十九 第八十一条第一項、第八十一条の二第一項、第八十一条の二

項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除規定による障害厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一において準用する第四十六条第七項並びに第五十四条の二第一項の

十四・十五(略

支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。)十六 第五十八条第一項及び第六十九条の規定による遺族厚生年金の

-七 (略)

止に係る決定を除く。)一項第十一号及び第十九号に掲げる申請の受理並びに当該支給の停の規定による遺族厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第第六十五条から第六十七条まで並びに第六十八条第一項及び第二項、

十九 (略)

(当該保険給付の裁定を除く。)て準用する場合を含む。)の規定による保険給付の支給に係る事務二十(第七十三条の二及び第七十五条(附則第二十九条第八項におい

二十一~二十三 (略)

事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)二十四 第七十八条の規定による保険給付の支払の一時差止めに係る

二十五~二十八 (略)

定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務(第百条の四第二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二、第八十一条の二の二及

使する事務並びに次号、 第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を

三十・三十一 (略)

三十二 第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金 項の規定により保険料とみなされた第四十条の二の規定による徴収 及び第三十三号に掲げる事務を除く。 督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号 金に係るものを含む。)の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二 一項の規定により機構が行う収納、 十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第 第八十六条第一項の規定による (同条第六

三十二の二 当該情報の提供を除く。 第百条の二第一項の規定による情報の提供に係る事務

三十三~三十六 (略

事務 退一時金の裁定を除く。 (第百条の四第一項第四十二号に掲げる請求の受理及び当該脱 附則第二十九条第二 項 の規定による脱退一時金の支給に係る

三十八・三十九 略

2 • (略)

(実施規定)

第百一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、 又は主務省令で定める。 施のための手続その他その執行について必要な細則は、 この法律の実 厚生労働省令

第百四条の二 をした管理運用主体の役員又は職員は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 二十万円以下の過料に処する その違反行為

> びに次号、 第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。

三十・三十一 (略

三十二 第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金 金に係るものを含む。)の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二 項の規定により保険料とみなされた第四十条の二の規定による徴収 督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号 十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第 及び次号に掲げる事務を除く。) 項の規定により機構が行う収納、 第八十六条第一項の規定による (同条第六

三十三~三十六 (略)

事務 退一時金の裁定を除く。 (第百条の四第一項第四十 附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に係る 一号に掲げる請求の受理及び当該脱

三十八・三十九 (略

2 • (略)

(実施規定)

第百一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、 施のための手続その他その執行について必要な細則は、 で定める。 この法律の 厚生労働省令

実

0

の公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
八第一項の規定により公表をしなければならない場合において、そ別第七十九条の五第三項、第七十九条の六第五項又は第七十九条の

に違反したとき。
条の六第七項若しくは第七十九条の七の規定による所管大臣の命令二 第七十九条の五第四項の規定による主務大臣の命令又は第七十九

変更したとき。

第百四条の三(略)

(組織)

る被保険者 (第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に第百七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用され

限る。以下この章において同じ。)をもつて組織する。

(資格喪失の時期)

の日)に、加入員の資格を喪失する。
つたとき、又は第五号若しくは第六号に該当するに至つたときは、そ翌日(その事実があつた日に更に前条各号のいずれかに該当するに至第百二十四条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の

一~四 (略)

五 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者となつたと

第百四条の二(略)

(組織)

る被保険者をもつて組織する。第百七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用され

(資格喪失の時期)

)に、加入員の資格を喪失する。一加入者となつたとき、又は第五号に該当するに至つたときは、その日勿たとき、若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の翌日(その事実があつた日に更に前条各号のいずれかに該当するに至第百二十四条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の

き。

六 (略)

第百三十二条 (略)

2 条第一 与 準報酬月額とみなされた月にあつては、 ŧ 下この条、 保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間 支給するものの額は、 て「加入員たる被保険者であつた期間」という。 (加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額 た額 者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超える 額 のでなければならな 基金が支給する老齢年金給付であつて、 の総額を、 項の規定により同項に規定する従前! をいう。 附則第十七 当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除 の千分の五 当該老齢厚生年金の 条の四第 • 匹 + 八一に相当する額に加入員たる被保 項及び第十七条の六第一 従前標準報酬月額) 老齢 額の計算の基礎となつた被 標準報酬月額が当該月の標 厚生年金の受給権者に)の平均 標準報酬 (第二十六 と標準 項にお して 议 賞 額

3~5 (略)

第 ては 百三十三条 年金給付については、 四十四 止されている場合を除いては、 給する老齢年金給付は、 -金被保险 この限りでない。 条の三第一項の規定による申出をした者に基金が支給する老齢 当該老齢年金給付の額 老齢 険者期間 厚生年 に基づくも 当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停 条第四 金 (第 頃 その支給を停止することができな のうち、 号厚生年金被保険者期間 に規定する額 のに限る。 前条第二項に規 \mathcal{O} 受給権者 を超える部分につ 定する額 に基 又は第四号 金が支 (第

五 (略

第

百三十二条

略

2 第一項の規定により同項に規定する従前標準 のでなければならない 者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるも た額をいう。 額の総額 報酬月額とみなされた月にあつては、 加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬! 下この条、 保険者であつた期間のうち 支給するものの額は、 「加入員たる被保険者であつた期間」という。 金が支給する老齢年金給付であつて、 を、 附則第十七条の四第八項及び第十七条の六第一 当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除る。 の千分の五・四八一 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被 一同時に当該基金の加入員であつた期間 に相当する額に加入員たる被保険 従前標準報酬月額) 老齢厚生年金の受給権者に -報酬月額が当該月の)の平均標準報酬 月額 (第二十六条 と標準 項にお して得 上賞与 標準 額 以 7

3~5 (略)

第 \ ` は、 百三十三条 \mathcal{O} 金給付の 除 規定による申出をした者に基金が支給する老齢年金給付につい 前条第四 いては、 当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を 額のうち、 「項に規定する額) その支給を停止することができない。ただし、 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年 前条第二項に規定する額 を超える部分については、 (第四十四条の三第 この 当該老齢年 限りでな -金給付 ては 項

第百三十三条の二 (略)

2 ľ, 基準額 く。 う。 保険 る額 お 支給停止基準額をいう。 金が支給する老齢年金給付につい に規定する額 に満たない した老齢厚生年金の額 によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、 次項において 権者に基金が支給する老齢年金給付は、 項に規定する加給年金額 老齢 つき支給を停止されている場合)又は第四 て 会期間に基づくも が第四十六条第五項において読み替えられた同条第 が、 を超える部分については、 厚生年金 「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年 (同条第五項において読み替えられた同条第一項の規定による ただし、 ・場合を除く。 第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算 操 (第四十四 十四条の三第四項に規定する加算額 当該老齢年金給付の額のうち、 (第一号厚生年金被保険者期間 下げ加算額」という。)が加算されているものを除 \mathcal{O} (加給年金額及び繰下げ加算額を除く。 に限る。 次項及び第百六十三条の三第一項において同 条の三第 を除いては、 (以下この条において ては、 この限りでない 以下この (当該老齢厚生年金 項の規定による申出をした者に基 第百三十 その支給を停止することがで 当該老齢厚生年金がその全額 条にお 又は第四 第百三十二条第二項 金の額」という。 1 「加給年金額」 一条第四項 て同じ。 (以下この (第四十四 号厚生年 項の規定 支給停止 に規定す 次項に の項及び \mathcal{O} 受給 とい 条第 金被 2

3 · 4 (略

第 老齢厚生年 百 \pm 0 条 7 O金 <u>ー</u> 前 (第 条 \mathcal{O} 号厚生年金被保険者期間. 規 定を適用 以 上 0 する場 種別 \mathcal{O} 一合に 被保険者 お て とあるの であ は た期間 同 条第 は 「各号の を有 項 中 する 厚

第百三十三条の二(略)

条第一 生年金 \ <u>`</u> 算額 齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合 よる申出をした者に基金が支給する老齢年金給付につい 給を停止することができない。 年金の額」という。)に満たない場合を除く。 加算額を除く。 がないものとして計算した老齢厚生年金の額 の三第一項において同じ。 合であつて、 算されているものを除く。 十二条第四 れた同条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されている場 て「加給年金額」という。)又は第四十四条の三第四項に規定する加 第百三十二条第二項に規定する額 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、 (以下この項及び次項において「繰下げ加算額」という。 項の規定による支給停止基準額をいう。 (第四十四条第一項に規定する加給年金額 項 支給停止基準額 に規定する額 次項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生で計算した老齢厚生年金の額(加給年金額及び繰下げ) が、 が第四十六条第五項におい を超える部分については、 (同条第五項において読み替えられた同 ただし、当該老齢年金給付の 第四十四条の二第一項の規定の (第四十四条の三第)を除いては、 次項及び第百六十三条 (以下この条にお この ては、 て読み替えら (当該老齢 項 限りでな 額のうち その 当該 規 第百三 定に 適用 が 支 加 厚 11

3·4 (略

給権者_ の期間に基づく老齢厚生年金」 生年金被保険者期間 基づく老齢厚生年金 生年金被保険者期間 し必要な読替えその他必要な事項は、 とあるのは の受給権者」 のうち 「各号の厚生年金被保険者期間のうち 「当該老齢厚生年 の期間に基づく老齢 Ł, とするほか 同条第三項中 政令で定める。 金 同条の とあるの 厚生年金 「老齢厚生年金の受 規定 0 は 第 適用 期間に 当 号厚 該 に関

準用規定)

第百三十六条 るのは 定は、 定は、 項まで及び第四十条中 給付」と、それぞれ読み替えるものとする。 付について準用する。この場合において、第三十七条第一 「基金が支給する老齢年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる て、 項の規定は、 同条中 基金が支給する年金たる給付について、第四十一条第二項の規 死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給 第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規 「基金」と、第四十一条第一項中 「政府等」とあり、 第三十七条、 基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付につ 「受給権者」とあるのは 第四十条、 及び第四十条の二中 第四十条の二及び第四十一条第 「老齢厚生年金」とあるのは 「受給権を有する者」 「実施機関」とあ 項から第三

(年金給付等積立金の運用)

第百三十六条の三 (略)

一~四 (略)

五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの

イ・ロ (略)

ハ 債券オプション (当事者の一方の意思表示により当事者間にお

(準用規定)

第百三十六条 と 項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者 定は、 定は、 いて、 る給付」と、それぞれ読み替えるものとする。 は あるのは「基金」と、 付について準用する。この場合において、第三十七条第一 一項の規定は、 「基金が支給する老齢年金給付又は脱退を支給理由とする一時金た 同条中 基金が支給する年金たる給付について、第四十一条第二項の 死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給 第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項 「政府」とあり、 第三十七条、第四十条、 基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付につ 第四十一条第一項中 及び第四十条の二中 第四十条の二及び第四十一条第 「老齢厚生年金」とあるの 「厚生労働大臣」と 項から第 前段の規 規

(年金給付等積立金の運用)

第百三十六条の三(略)

一~四 (略)

五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの

イ・ロ (略)

ハ 債券オプション(当事者の一方の意志表示により当事者間にお

とができる権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又はいて債券(標準物を含む。)の売買契約を成立又は解除させるこ

2~5 (略)

付与

(準用規定)

第 四条中 兀 の規定による徴収金については、 納付した保険料額」 条の二」と読み替えるほか、 第八十五条の三」とあるのは「第百三十六条において準用する第四 規定による徴収 項及び第六項中 条第一項の規定による徴収金の金額」 同条第三項までの規定中 八十七条第一項中 及び第三項、 所に上場されている株式で納付した掛金を除く。 和二十三年法律第二十五号) よる徴収金について準用する。 及び前条第一項の規定による徴収金について、 第八十八条及び第八十九条の規定は、 著の使用される事業所」とあるのは 「被保険者」 条 船 舶 第八十六条第一項、 第八十三条、 とあるのは 金 「保険料」とあるのは 「厚生労働大臣」とあるのは と とあるのは とあるのは 同項中 「保険料額」 第八十四条及び第八十五 「設立事業所である船 第二条第十六項に規定する金融商品取引 掛金については、 この場合において、 「納付した掛金 「加入員」 「第四十条の二、 第二項、 第八十四条中 と、 とあるのは 「掛金又は第百四十条第 Ł, 同条第一項、 第五項及び第六項並びに第 掛金その他この節の規定 「設立事業所」 第八十六条、 第八十三条第二項中 第八十五条第三号中 「事業主」 (金融商品取引法 「基金」と、 第八十五条の二及び 舶 「掛金又は第百四十 0 第八十三条第 条の規定は、 額ー کر 第二項、 논 とあるのは کے 前 第八十七 同項 条第 同条第 第八十 第四 項 から 二項 掛 昭 項 \mathcal{O} 金 第

とができる権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又はいて債券(標準物を含む。)の売買契約を成立又は解除させるこ

ニ~へ (略)

2~5 (略)

(準用規定)

舌四 あるのは 式で納付した掛金を除く。 五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株 ほか、 るのは「第百三十六条において準用する第四十条の二」と読み替える 料」とあるのは 中「保険料額」 生労働大臣」とあるのは ついては、 \mathcal{O} 事業所」 あるのは 徴収金の金額」と、同条第一項、 条第一項、 用する。 九条までの規定は、 及び前条第 同項中 は 1十一条 「設立事業所である船舶 掛金については、 この場合において、第八十三条第二項及び第三項、 とあるのは 「納付した掛金 「第四十条の二、 「加入員」 第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中 第八十四条中 一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十 第八十三条、 とあるのは 「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収 Ł, 掛金その他この節の規定による徴収金につい 「設立事業所」 第八十三条第二項中 第八十五条第三号中 「基金」と、 「事業主」 (金融商品取引法)の額」 第八十五条の二及び第八十五条の三」 第八十四条及び第八十五条の規定は、 「掛金又は第百四十条第一 کر 第二項、 前条第 と と とあるのは 同項から同条第三項までの 同条第四号中 第八十四条中 第四項及び第六項中 (昭和二十三年法律第 項の規定による徴収 「被保険者の使用される 「納付した保険料額 「当該基金の設立事業 項の規定による 「船舶」とある 「被保険者」と 第八十六 な金」と 「保険 とあ 規 て準 لح 定

同 は 金の設立事業 設 当該基 意をした事業主を含め 設立事業 立事業所以外 八十五条第 金 の設立事業 派以外 所以外の事業 0 船 三号中 の適用事業所に使用される加入員である被保 舶 せ 所以外の Ł 所 「被保険者の使用される事業所」 ٢, ٢, 適用 それぞれ読み替えるものとする。 同 事業所の事業主 「被保公 条第四号中 険 者」 とあるの 船 (第十条第二 舶 は とある とあるの 当 該基 項 険者 \mathcal{O} は \mathcal{O}

2·3 (略)

第

算され 規定する加給年金額 乗じて得 生年金の額 加 繰下げ加算額」 又は第四十四条の三第四項に規定する加算額 老齢厚生年 四十六条第五項において読み替えられた同条第 基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であ 百六十三条の三 金に係る代行部分の全部) 係る代行部 につき支給を停止されているときは、 [号厚生年金被保険者期間に基づくもの 百六十一 給年金額及び繰 (その た額 散基金に係る代行部 た額 額 条第三項の政令で定める額及び同条第一 が に相当する部分を除く。 金がその全額又は当該老齢厚生年金 分」という。)について、 (加給年金額及び繰下げ加算額 解散基金 (次項において という。 老齢 下げ加算額を控除して得た額に相当する部 金に係る代行部 (以下この項におい 厚 生年 が加算されているものに限る。 の支給を停止する。 分の額を代行部 金 「支給停止 第 以下この 分の 支給停止 解散基金に係る老齢年金給付 号厚生年 て 額以上であるときは に限る。 額 を除く。 分の総額で除 「加給年金額」 という。 項 (以下この項にお にお 基準額から当該 金被保険者期間 一項の規定により (第四-五項の規定により加 \mathcal{O} を控除、 受給権者 十四四 7 して得る に相当する部 「解散基へ とい 条第 行の全質 \mathcal{O} つて、 して得た 額 解散基 た率 老齢 いて う。 又は第 が 当該 から 項 解 金 を 額 12 第 厚 に 散 第

号中 舶 事業所」 む。 所以 適用事業所に使用される加入員である被保険者」 外の Ł, 「被保険者の ٢, と それぞれ読み替えるものとする。 適用事業所の事業主 同 「被保険 [条第四 使用される事業所」 号中 者」 とあるの 「船舶」 (第十条第二項 は とあるの とあるのは 当 「該基金 は の同 と 設立事業所以 **| 意をした事業主を含** の設立事 「設立事業所以 第八十五条第 業 所以 外の 外 船 \mathcal{O}

2 · 3 (略)

う。 全部 にお う。)が加算されているものに限る。 第四項に規定する加算額 百六十三条の三 代行部分の る部分を除く。 れているときは、 げ加算額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止さ 全額又は当該老齢厚生年金 給付の受給権を有する者である場合であつて、 金に係る代行部分の額以上であるときは、 金額及び繰下げ加算額を除く。 の政令で定める額及び同条第五項の規定により加算された額に相当す (以下この項において て読み替えられた同条第一 <u>-</u> について、 \mathcal{O} 支給 「支給停止 額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額 を停 以下この 支給停止基準 解散基金に係る老齢年金給付 老齢 額 厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢 「加給年金額」 という。 項において (以下この項におい (第四十四条第一項に規定する加給年金額 項の規定により当該老齢厚生年)を控除して得た額に解散基金に係る 額から当該老齢厚生年 「解散基金に係る代行部)の額から加給年金額及び 相当する部分 という。 解散基金に係る代行部分の 7 第四十六条第 「繰下げ (第百六十一 又は第四 (その 金の 加算 額が 十四四 額 条第一 -金が 額」 分 五項 加 条の (次項 とい とい にお 散基 その 給 三項 繰 年 年

1 (略

準用規定)

2 第 あり、 定は、 第八十五条の二及び第八十五条の三」 働大臣」 項において準用する第四十条の二の規定及び第百六十一条第一項 兀 額 規定は、 定による徴収金について準用する。この場合において、 会が支給する老齢年金給付」と、 権者」とあるのは 第三十七条第一項から第三項まで、 金たる給付及び一 十五条の規定は、 えるものとする。 項、 いて、 項 六十四条 第八十六条、 第三十五条第一項中 (第百六十一条第五項の規定により加算された額を除く。 一項の規定は、 の規定は、 お 第二項、 条第一項及び第四十五条中 及び第四十条の二中 連合会が支給する老齢年金給付について、 とあるのは、 連合会が支給する年金たる給付について、 第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項 て準用する第四 第三十七条、 第五項及び第六項並びに第八十七条第一 第八十七条、 連合会が支給する年金たる給付及び 時金たる給付について準用する。 解散基金に係る老齢年金給付について、 連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年 「受給権を有する者」 「連合会」 十条の二及び第百六十 保険給付の額」とあるのは 第四十条、 「実施機関」 第八十八条及び第八十九条の規定は、 と それぞれ読み替えるものとする。 「老齢厚生年金」とあるのは 第四十条及び第四十五条中 とあるのは 同条第六項中 第四十条の二及び第四十 とあるのは と、第四十条中「政府等」と · 一 条 第 、第三十五条及び第四二十九条第二項前段の 「第百六十四条第 この場合におい 「第四十条の二、 「連合会」 時 項 項中 第八十六条第 金たる給 保険給付の 第四十一条) 」 と、 と読み替 「厚生労 と -一条第 「受給 連 の規 付に 前 合 第 7 2 第

2 (略)

準用規定)

規定は、 り、 額 第二項の規定は、 定は、 ついて、 百六十四条 兀 四十条の二の 第四十一条第一 権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第四十条中「政府」 第三十七条第一項から第三項まで、 金たる給付及び一 十五条の規定は、 及び第六項並びに第八十七条第一 て準用する。この場合において、第八十六条第一項、 合会が支給する老齢年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。 「連合会」 一五条の三」 十条の二及び第百六十 第八十六条から第八十九条までの規定は、 第三十五条第一項中 項の規定は、 (第百六十一条第五項の規定により加算された額を除く。 及び第四十条の二中 連合会が支給する老齢年金給付につい 第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項 連合会が支給する年金たる給付について、 Ł, 規定及び第百六十一条第一項の規定による徴収金につい 第三十七条、 とあるのは 項及び第四十五条中 同条第六項中 連合会が支給する年金たる給付及び一 時金たる給付につい 解散基金に係る老齢年金給付について、第四十一条 連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年 · 一 条 第 「厚生労働大臣」とあるのは 保険給付の額」とあるのは 第四十条、 「第百六十四条第一項において準用する第 「第四十条の二、 項中 項」 第四十条及び第四十五条中 「老齢厚生年金」とあるのは と読み替えるものとする。 て準用する。 第四十条の二及び第四 「厚生労働大臣」とあるの 前項において準用する第 て、 第八十五条の二及び第 第三十五条及び この場合におい 第百三十五条の 第 時 「連合会」と、 二項、 金たる給付に 保険給付の) _ と 丁 第五項 前段 とあ 第四 条第 は 「連 規 7

(略

(不服申立て)

第百六十九条 条において準用する第九十条第 おいて準用する第八十六条の規定による処分に不服がある者について は徴収の処分若しくは第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項に に関する処分又は掛金その他この章の規定による徴収 えるものとする。 「第九十条第一項又は第九十一条第一項」 第六章の規定を準用する。 標準給与若しくは年金たる給付若しくは一時金たる給付 この場合において、 一項又は第九十 とあるのは、 一条第 第九十一条の三中 金の賦課若しく 一項」と読み替 「第百六十九

(届出)

第百七十六条 (略)

2 ばならない。 等積立金の管理及び運用の体制について厚生労働大臣に届け出 するときは、 第 六十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する年金給付 基金及び連合会は、 一項第五号イからへまでに掲げる方法により、 当該体制に変更を生じたときも、 厚生労働省令の定めるところにより、 年金給付等積立金について、 同様とする。 それぞれ初めて運用 第百三十六条の三 同条第四項 なけれ (第 百

(政令への委任)

第百八十条の二(略)

であつた期間を有する者に係る老齢年金給付の額の計算及びその支給第百八十条の三。この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者

3 (略

(不服申立て)

第百六十九条 標準給与若しくは年金たる給付若しくは一時金たる給付第百六十九条 標準給与若しくは年金たる給付若しくは一時金を過程を発用する。この場合において、第九十一条の三中は、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一条の三中は、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一条の三中は、第六章の規定を準用する。

(届出)

第百七十六条 (略)

2

ばならない。当該体制に変更を生じたときも、同様とする。 等積立金の管理及び運用の体制について厚生労働大臣に届け出なけれ六十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する年金給付するときは、厚生労働省令の定めるところにより、同条第四項(第百第一項第五号イからへまでに掲げる方法により、それぞれ始めて運用基金及び連合会は、年金給付等積立金について、第百三十六条の三

第百八十条の二(政令への委任)

0二 (略)

(高齢任意加入被保険者)	、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、被保険者としない。による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は第四条の二 国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法(被保険者の資格の特例)	(適用事業所に関する経過措置等) (適用事業所に関する経過措置等) (適用事業所に関する経過措置等) (適用事業所に関する経過措置等) (適用事業所に関する経過措置等) (適用事業所に関する経過措置等)	附則	。 停止その他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める
(高齢任意加入被保険者)	第四条の二 削除		附則	

第四条の三 生年金、 事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しな カン もの わらず、 (第十二条各号に該当する者を除く。 国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給 実施機関に申し出て、 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、 被保険者となることができる。) は、 第九条の規定に 老齢 カン 厚

- 2 · 3 (略)
- 被保険者の資格を喪失することができる。4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、実施機関に申し出て、
- 被保険者の資格を喪失する。実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、第四号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事5 第一項の規定による被保険者は、第十四条第一号、第二号若しくは

一~三 (略)

6

9

略

10 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る事業主

。 については、第三項及び第六項から第八項までの規定は、適用しない

(他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間の確認等)

第七条の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて 第四十二条、 三条の四第一 条の三第一 た期間については、 十五条第一 項、 項、 項の規定の適用を受けようとするもの 第五十八条第一項、 第五十二条第四項、 第四十七条第一項、 各号の厚生年金被保険者期間に応じ 次条第一項、 第五十四条第二項ただし書、 第四十七条の二第一項、 附則第八条又は第十 被保険者であ 第二条の五 第四十七 第五

かわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。いもの(第十二条各号に該当する者を除く。)は、第九条の規定にか事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しな生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給第四条の三 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、老齢厚

- 2 · 3 (略)
- て、被保険者の資格を喪失することができる。4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出

一~三 (略)

6~9 (略)

(組合員又は加入者であつた期間の確認等)

第七条の二 者についての当該組合員又は加入者であつた期間については、 第二項ただし書、第五十五条第一項、 の二第一 入者であつた期間につき第四十二条、 ≧則第八条又は第十三条の 項、 国民年金法附則第七条の五第二項に規定する組合員又は加 第四十七条の三第一項、 匝 第 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 第五十八条第一 第五十二条第四 第四十七条第一項、 規定の適用を受けようとする 項、 項、 次条第一項 第五十四 第四十七条 当分の 条

第 項各号に定める者の確認を受けたところによる。

2 3 間 被保険者期間に係るものを除く。 年金被保険者期間、 二条第四項 四号厚生年金被保険者期間を有する者であ に の規定の適用を受けようとするものの保険料納付済期間 七条第一項 入条第 第一 ついては、 (国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間をいう。 一号厚生年金被保険者期間 項 当分の間、 第四十七条の二第一項、 次条第一 第五十四条第一 第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金 項又は附則第八条若しくは第十三条の四 厚生労働大臣の確認を受けたところによる。 一項ただし書、 第三号厚生年金被保険者期間又は第 第四十七条の三第 保険料免除期間及び合算対象期 第五十五条第 って、 第四· \pm 一項 一条 (第二号厚生 項 第五十 第五十 第 第四 項 +

4 係る第一 に 被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に関する処分 年金被保険者期間 障害基礎年金又は遺族基礎年金」とあるのは、 国民年金法附則第七条の五第三項及び第四項の規定は、 ついて準用する。 項の規定による確認に関する処分について準用する。 この場合において、 第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金 同条第四項中「老齢基礎年金 「老齢厚生年金 第二号厚生 障 2

第九十一条の三の規定は、

第九十条第

項及び第三

一項から第五項まで、

第九

+

条の二

並びに

第一号厚生年金被保険者期間を有する者に

5 は 国民 第二項の規定による確認に関する処分について準用する。 年金法第百 条第一 項から第五項まで及び第百一条の 二の規定

害厚生年金又は遺族厚生年金」と読み替えるものとする。

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団 間 \mathcal{O} 確認を受けたところによる。 当該共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教

生年金、 」とあるのは、 に準用する。この場合において、 する被保険者の資格に関する処分又は当該組合員若しくは加入者であ つた期間に基づく老齢基礎年金、 国民年金法附則第七条の五第三項及び第四項の規定は、 障害厚生年金又は遺族厚生年金」と読み替えるものとする。 「当該組合員又は加入者であつた期間に基づく老齢厚 同条第四項中 障害基礎年金若しくは遺族基礎年金 「第十条第 前項の場合 一項に規定

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第七条の三 者期間に基づく老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる 該各号に掲げる者の区分に応じ当該者の被保険者の種別に係る被保険 五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。 ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、 政令で定めるところにより、 かつ、六十歳以上六十五歳未満であるもの 当分の間、 次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間 この限りでない。 六十五歳に達する前に、 (国民年金法附則第 実施機関に当 第四十二 は を

厚生年金被保険者期間を有する者、 る者に限る。 年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有す 第三号及び第四号に掲げる者を除く。 若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生 男子又は女子(第二号厚生年金被保険者であり、 であつて昭和三十六年四月二日以後に生まれた者 第三号厚生年金被保険者であり 若しくは第 一号 条第二号に該当しないときは、

- 二 女子(第一号厚生年金被保険者であり、 険者期間を有する者に限る。) に生まれた者(次号及び第四号に掲げる者を除く。 -であつて昭和四十一年四月二日以後 又は第 一号厚生年金被保
- 三 鉱業法 以下 和四十一年四月二日以後に生まれたもの 業の事業場に使用され、 であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、 船舶に使用される被保険者 「坑内員たる被保険者」という。)であつた期間と船員として (昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事 かつ、常時坑内作業に従事する被保険者 (以下「船員たる被保険者」という。 (次号に掲げる者を除く。 昭 $\overline{}$

兀 は常勤の消防団員 特定警察職 員等 (これらの者のうち政令で定める階級以下の階級 (警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しく

> 第七条の三 ない。 五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は の前日において、第四十二条第二号に該当しないときは、 の請求をすることができる。 有し、か 六十五歳に達する前に、 つ、 当分の間、 六十歳以上六十五歳未満であるもの 次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間 厚生労働大臣に老齢厚生年金の支給繰上げ ただし、 その者が、 その請求があつた日 (国民年金法附則第 この限りで

げる者を除く。 男子であつて昭和三十六年四月二日以後に生まれた者 (第三号に

_ げ る者を除く。) 女子であつて昭和四十一年四月二日以後に生まれた者(次号に掲

三 以下 和四十一年四月二日以後に生まれたもの 船舶に使用される被保険者 業の事業場に使用され、 であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、 鉱業法 「坑内員たる被保険者」という。)であつた期間と船員として (昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事 かつ、常時坑内作業に従事する被保険者 (以 下 「船員たる被保険者」という。 昭

たもの 察官若しくは皇宮護衛 険者の資格を喪失した日 である者に限る。 て在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者を う。 いて既に被保険者の資格を喪失している者にあ 則 第八 同 条各号 ľ \mathcal{O} である被保険者又は被保険者 である者で昭 V ず 官又は 0 れにも該当するに至 前 消防 日 におい 和四 吏員若しく + 7 一年四月一 は常 引き続き二 つたとき であ 勤 つては、 一日以後に \mathcal{O} 消 つた者 (そ 一十年以上警 防 当該被保 寸 \mathcal{O} 生ま 一員とし このうち ときに れ

2~6 (略)

第七条の び第 基準額と当該各号に定める額 に掲げる場合に応じ、 支給を受けることができるときは、 用継続基本給付金 する厚生労働省令で定める日を除く。 格 が被保険者 者であつて、 第二号に規定する支給限度額 定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、 条第 「該受給権者に係る標準報酬 十三条の六第四項及び第八項において「被保険者である日」という を有する者に限 が属する月において、 (五項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止 五. 項、 附則第七条の三第三項の規定による老齢 (前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の 第四十六条第一項及び第五項の規定の適用を受けるも 第十一条の六第一項、 る。 (以 下 それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第 である日 「高年齢 その者が雇用保険法の規定による高年齢 月額を加えた額 (その額に六分の十五を乗じて得た額に 以下 雇用継続基本給付金」という。 (被保険者に係る同条第 第四十六条第 第二項、 「支給限度額」という。 次項及び第五項並びに附則第十 第四項及び第八項 が同法第六十一条第 項及び第五項の規 厚生年金の受給権)を超え 次の 項 が並びに に規定 各号 項 項 反 \mathcal{O} 資 雇 \mathcal{O}

2~6 (略)

第七条の五 当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第 基準 用継続基本給付金(以下 項 者であつて、 び第五項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止 に掲げる場合に応じ、 定にかかわらず、 支給を受けることができるときは、 8 格を有する者に限る。 が被保険者 の六第一項、 項 る日(次項及び第五項並びに附則第十一条第一項、 額 が属する月において、 、及び第二項、 第十一条の六第一項、 と当該各号に定める額 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給 (前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の 第四項及び第八項において 第四十六条第一項及び第五項の規定の適用を受けるも その月の分の当該老齢厚生年金について、 第十 それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第 条の三第 である日又は同条第 「高年齢雇用継続基本給付金」という。 その者が雇用保険法の規定による高年 第二項、 (その額に六分の 項、 第四十六条第一項及び第五項 第四項及び第八項並びに第十三 第十 「被保険者である日」とい 条の四第 十五を乗じて得た額に 項 に規定する政 第十 項及び 一条の 次の 令で 各号 \hat{O} 齢 第 項 , う 項 定 及 規 \mathcal{O} 資 雇

た額 るものとする。 厚生年金の額以上であるときは、 する部分の支給を停止する。 るときは、 の六を乗じて得た額とする。 (以下この項において (第四項において 支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五 「在職支給停止調整額」という。)との合計額 「調整後の支給停止基準額」という。 ただし、 次項において同じ。 老齢厚生年金の全部の支給を停止す 調整後の支給停止基準額が老齢 に十二を乗じて得 に相当 分

一·二 (略)

2~5 (略)

老齢年金給付の特例) (繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する

第七条の六 (略)

2·3 (略)

4 られた第百三十二条第 当する場合を除く。 その全額につき支給を停止されている場合 被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくも - の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、 限りでない。 ただし、当該老齢年金給付の額のうち、 .則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金 を除いては、 一項に規定する額を超える部分については、 その支給を停止することができな (次の各号のいずれかに該 第一項において読み替え 当該老齢厚生年金が (第 号厚生年金 のに限る。

· 二 (略)

5

6

略

るものとする。 た額 厚生年金の額以上であるときは、 する部分の支給を停止する。 るときは、 第二号に規定する支給限度額 の六を乗じて得た額とする。 (以下この項において (第四項において「在職支給停止調整額」という。) との合計額 支給限度額から当該標準 「調整後の支給停止基準額」という。 ただし、 次項において同じ。)に十二を乗じて得 (以 下 老齢厚生年金の全部の支給を停止す 報酬月額を減じて得た額に十五分 「支給限度額」という。 調整後の支給停止基準額が老齢)を超え に相当

一•二 (略)

2~5 (略)

老齢年金給付の特例) (繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する

第七条の六 (略)

2 · 3 (略)

第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。 を停止されている場合(次の各号のいずれかに該当する場合を除く。 か支給する老齢年金給付は、当該老師早生年金がその全額につき支給が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金の受給権者に基金

一・二 (略)

5・6 (略)

第七条の t

略

2

3 う。 散 後の支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額 あ 給を停止されているときは、 る場合を含む。 る場合であつて、 被保険者期間又は た額 基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有る るときは、 則 に相当する部分 第七 (第五項において「在職支給停止がある者の支給停止額」 条の三 解散基金に係る代行部: 第 の規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支 附則第七条の五第一 第四 三項の規定による老齢 |号厚生年 (その額が解散基金に係る代行部分の額以上で 解散基金に係る代行部分につい 金被保険者期間に基づくも 分の全部) 項 (同 [厚生年 条第五項において準 の支給を停止する。 金 第 号 する者であ \mathcal{O} ~厚生年 て、 に限る。 とい 一用す 調整 に解 金 3

額 る場合であつて、 被 分 11 給を停止されているときは、 る場合を含む。 の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であ 保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。 分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額 から当該 に係る代行 (その 則 「在職支給停止がな 第七 額 老齢 条の三 が 部 解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、 厚生年金の額を控除して得た額 分の全部 第三 の規定により当該老齢 附則第七条の五第二項 項 1 の規定による老齢 者の支給停止 \mathcal{O} 支給を停止する 解散基金に係る代行部分に 額 厚生年金がその全額につき支 (同 厚生年 とい 条第 に解散基金 , う。 金 五項におい (第 つい 相当 号厚 に係る代行 (次項にお て準 て、 ヨする部 解散基 生年 ー用 調整 す 金

 \mathcal{O}

4

4

第七 条の七 略

2

則

ときは、 分 分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額 から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に係る代 規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されてい 基 金に係る代行部分の全部) いて「在職支給停止がある者の支給停止額」という。 (その 第七条の 金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であ 附則第七条の三 額が 解散基金に係る代行部分につい 五第一 、解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、 項 |第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が (同条第五項におい の支給を停止する。 て、 て準用する場合を含む。 調整後の支給停止基準 に相当 (第五項にお 0 コする部 解散基 行部 解 散 る 額 \mathcal{O} 附

年金の 全部) 基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、 金に係る代行部分の額以上であるときは、 がない者の支給停止額」 ときは、 規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されてい 則第七条の 総額で除 附 則 額 (T) 第七 支給を停止する。 を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の 解散基金に係る代行部分について、 条の三 五第二項 して得た率を乗じて得た額 第三 (同条第五項において準用する場合を含む。 項 という。 の規定による老齢厚生年金 に相当する部分 (次項におい 解散基金に係る代行部 調整額から当該老齢 の受給的 (その 「在職支給停止 額を代行部 額が 権 厚 分の 附 分 る \mathcal{O} 散

5

略

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第八条の二 あり、 げる字句に読み替えるものとする。 項に規定する者を除く。) について前条の規定を適用する場合におい る者に限る。)であつて、次の表の上欄に掲げる者 ては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、 生年金被保険者であり、 第二号厚生年金被保険者期間を有する者、 若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚 男子又は女子 若しくは第四号厚生年金被保険者期間 (第二号厚生年金被保険者であり) 第三号厚生年金被保険者で それぞれ同表の下欄 (第三項及び第四 若しくは を有す に掲

み替えるものとする。

(表略)

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

さいては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の及び第四項に規定する者を除く。)について前条の規定を適用する場を期間を有する者に限る。)であつて次の表の上欄に掲げる者(次項名)を分(第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険

(表略)

3 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間3 坑内員たる被保険者であって期間とを合算した期間が十五年以上である」と読み替える場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に、同条第一号中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表検者であつた期間が十五年以上である者であつて、次の表の上欄に掲しるものとする。

(表略)

4 特定警察職員等である者であつて次の表の上欄に掲げるものについ

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読者を除く。)について前条の規定を適用する場合においては、同条第第八条の二 男子であつて次の表の上欄に掲げる者(第三項に規定する

(表略)

のとする。 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも、一歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも、)について前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六2 女子であつて次の表の上欄に掲げる者(次項に規定する者を除く。

(表略)

3

期間が十五年以上である」と読み替えるものとする。 被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した 一一年以上の被保険者期間を有する」とあるのは「坑内員たる 一一一年以上の被保険者期間を有する」とあるのは「坑内員たる であつについて前条の規定を適用する場合においては、同条第一号 が保険者であつた期間が十五年以上である者であつて、次の表の上欄に掲 り、次の表の上欄に掲

(表略)

あるのは、 て前条の規定を適用する場合においては それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする 同条第 号中 「六十歳」 لح

六十四歳	に生まれた者に生まれた者の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日
六十三歳	に生まれた者昭和三十八年四月二日から昭和四十年四月一日までの間
六十二歳	間に生まれた者昭和三十八年四月一日までの
六十一歳	間に生まれた者昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの

第九条の三 略

2 •

4 該月数が二百四十以上となるに至つた当時。 数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当 」とあるのは 条第一項中 生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、 た当時、 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 (略) 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間 「受給権者がその権利を取得した当時 「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額 第三項において同じ。 前項の規定により老齢厚 (その権利を取得 第四十四 の月 し 4

第九条の三 略

2 •

(略

条第一 」とあるのは 該月数が二百四十以上となるに至つた当時。 数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当 生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四 た当時、 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 項中 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月 「受給権者がその権利を取得した当時 「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額 第三項において同じ。 前項の規定により老齢厚 (その権利を取得

則第 るのは るの を喪 *の* 附則 号ま 以下 Ł, に至 成 よる改正 法附則第八十三条第一 昭和六十年法律第三十四号。 酬 Ł なおその効力を有するものとされた平成 める額から」 第三 十二年 た昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第一 比 して一月 改定に係 第四 国民. 例部 第四 「受給権者がその権利を取得した当時」 八 は 第 定による改 つた日に 7 坖 項 同 十二条第一 九条の三 \mathcal{O} 「第百三 成 分の 十四四 た日 項 項 改 前 年 附則第九条の一 \mathcal{O} V. 規 で経過、 の規 に定める額 金法等の る被保険者 正 \mathcal{O} 十二年改正 ず |条の二 第百三十二条第二項若しくは平 条 法附則 額」 とあるのは あ 定による老齢 れ (第 第 一十二条第二 つては、 定 第 正 カ 項若しくは第八十三条の二第 という。 した当時 前 + 一第 ٢, 項 の昭 |項においてその例によるものとされた附則 該当 匹 第二十三条第 へに定め 法 部 項の規定によりな 条第 の資格を喪 項中 その 和六 |第二項第二号に規定する額| 時」 するに至 を改正する法律 同 「同号に定める額 項、 とあるの 厚生年 という。 から」 号 と 十年改 る額 以下 旦 条 「第四十三条第一 国民年金法等の一 から 失した から起算して一月を経過 金の額の とあるの った日 「第四· 「昭和六十年改正法」という。 項若. と [正法附] とあるの は 第四号までの 附則第九条第 報酬 しくは第 十二年改 おその効力を有するも \mathcal{O} 日 十三条の規定」 に (平成-「第百三十二条第二 改 則第 とあるのは は あ (以下この条に 成 (第 は つて 比 定に係る被保 同 項に規定する額 十四四 八 例 十二年改正 十二年法律第十八号。 項、 報 正法第四 部を改正する法律 項 部 二十四 十二条第 11 は ず 分 酬 条 ۲, 昭 Ł, 項 そ \mathcal{O} 第 比 れ 「附則 とあるの 条第 例 額 \mathcal{O} 和六十年 カン \mathcal{O} 法第 規 した当 号 旦 部 条の規定に お 険 同 12 同 項」 者 項 いて 該当 第九 条第 分 定 か 項 文は と読 十三条 のとさ 項 第 \mathcal{O} に \mathcal{O} か 6 ずる とあ とあ 時 資格 改 に定 第四 額 ょ 条 九 は 5 報 平 V) 附 \mathcal{O} 項 条 4 正 起

と 報酬 るの は平成 条第一 た当 附則第八十二条第一 則第九条第 る改正前の第百三十二条第 六十年改正法」 法等の一部を改正する法律 額 規定する額」 算して一月を経過 項においてその例によるものとされた附則第九条の しくは第一 十二年改 おその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の の二第一 る老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から 権利を取得した当時」 (平成十二年法律第十八号。 改 第百三十二条第二項」 (以下この条におい] 時] は 定に係る被保険 比 同 項に規定する額」 例 十 報酬 項、 と 部 正法第四 条 二十四 二年 分 と 項の規定により 改 昭和六十年改正法附則第八十三条第 とあるの 比 \mathcal{O} 第四 正法第 という。 条第 例 額 部 した当 条の 「同項に定める額から」 医者の 項又は平成十二年改正法附則 分の 十三 項」 規定による改正 7 とあるの は と読み替えるもの 十三条の 一条の とあるのは 「時」と、 資格を喪失した日 額 とあるのは 「報酬比例部分の 同 と 附則第八十二条第 (昭和六十年法律第三十四号。 項、 ٢, なおその効力を有するものとされた平 以下 項」と、 規定」 規定による改正 は 「第四十三条第 第四 玉 「平成十二年改正 「附則 |民年金法等の とあるの 同 「第百三 「附則第九条の二 項に 前 十四四 同 第九条の三 条第三項 \mathcal{O} に定め 額 第百三十二条第二項 とあるのは 条の二第 カン 一十二条第一 は 5 起算 項若しくは第八 という。 る額) 前 「附則 中 項 第 \mathcal{O} に定 部を改 第三項 昭 項 法 して 一十三条第 一第二項の 受給権者が 第九 第 項 の規定によ 和六十年 とい 項、 同号に定め 单 とあるの 8 ᇎ 以下 月 か 項 \mathcal{O} る 「第四 が規定に う。 する法 · ら」 規定によ 額 国 \mathcal{O} を 第 規. 十三 民 若 経 改 -昭 とあ 一号に その کر は 項 正法 り 年 定 第 過 若 成 附 律 条 な 金 和

5 (略) 替えるものとする。

第九条の四 (略

2

4

略

5

にあ 金の額 則 四条の二 規定による老齢厚生年金 条第一項若しくは第八十三条の二第 者がその権利を取得した当時」とあるのは 項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項 第四十三条の規定」とあるのは から起算して一月を経過した当時 5 生年金の額を改定する場合に準用する。 百三十二条第一 た当時」とあるのは とあるのは 律第三十四 第九条の二第二項第二号に規定する額」と、 第四号までの 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 (第十四 つては、 「同条」とあるのは「これらの規定」 項中 という。 の改定に係る被保険者の資格を喪失した日 第 条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日 「受給権者がその権利を取得した当時 号。 項中 その日) 「同号に定める額 項、 1 以下 から」と、 ず 「第四十三条第一 国民年金法等の一部を改正する法律 れか 「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年 から起算して一月を経過した当時」と、 昭 一の額 に該当するに至 和六十年改正法」 の改定に係る被保険者の資格を喪失した 「第百三十二条第二項」 「附則第九条及び附則第九条の四 (以下この条において (当該一月を経過した当時」 項に規定する額」 項、 この場合におい 一つた日 と、 昭和六十年改正法附則第八 「附則第九条の四第四 という。 前項の規定により老齢 同条第三項中 にあ 「同項に定める額 (その権利を取得 (第十四 つては、 とあるのは とあるのは 「報酬: 附則 て、 (昭和六十年 条第 その 第四 比例部分 の規定 第 「受給権 第四十 と 八十二 号 から 項 日 十四四 第 附 「第 \mathcal{O} 兀 カ 厚

5 (略

第九条の四

5 2

4

(略

略

ے کر 条第一 第百三十二条第 を有い を改正する法律 二条第二項」とあるのは 規定する額」とあるのは 年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月 のは 法」という。 の条において を経過した当時」と、 した当時」とあるのは よるものとされた附則第九条の二第二項の規定」 とあるのは 経過した当時 金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を た当時」とあるのは 生年金の額を改定する場合に準用する。 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその 第四 するもの 「これらの規定」 項中 十四条及び第四十四条の二の規定は、 「同項に定める額から」とあるのは 「附則第九条及び附則第九条の四第四項においてその 「受給権者がその権利を取得した当時 とされた昭 「報酬比例部分の (当該一月を経過した当時」 附則第八十二条第一 二項、 (昭和六十年法律第三十四号。 「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年 Ł, 第四十四条の二第一 国民年金法等の一 「附則第九条の四第四項の規定による老齢 和六十年改正法第三条の規定による改 「第百三十二条第 「附則第九条の二第二項第二号に規定する額 同条第三項中 額」 項若しくは第八十三条の二第 という。 部を改正する法律 この場合において、 「受給権者がその権利を取 項中 と 項、 「同号に定める額 前項の規定により 以下 から」と、 「第四十三条第 「第四十三条の Ł, 国民年金法等の (その権利を取 「昭和六十年改 「同条」 (平成 「第百三十 第四 (以下こ とあ 老齢 規 É 効力 例 項 定 十四四 部 生 項 正 に る 厚

三条第一項に定める額」 る改正前 とする。 に定める額 正 の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定によ 力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前 金法等の一部を改正する法律 十二年改正法」という。 十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項 十三条第 法附則第二十三条第一 の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改 項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭 とあるのは とあるのは 項若しくは第二十四条第一 附則第九条第 「報酬比例部 (平成十二年法律第十八号。 「報酬比例部分の額」と、 分の額 一項の規定によりなおその効 と読み替えるも 項 と 以下 「第四十 国民 平成 同 和 項 年 六

6 (略)

第十 ある日 項 び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。 き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。 は Ď 地 お 方公共 兀 (次条第 て同じ。 第 附則第八条の規定による老齢厚生年金 項 団 及び第一 体 項及び第 \mathcal{O} 議会の の受給権者が被保険者である日又は国会議員若 一項並びに第十三条の六第 議員 一項並びに附則第十 (前 月以前 \mathcal{O} 月に属する日から引き続 (第四十三条第 条の三 項にお 第 1 項 て 被保 第十 第 項 で 五. 及

険者等である日」

という。

が属する月において、

(以下この項その者の総報

酬

月

り項にお

額相当額と老齢厚生年金の額を十二で除して得た額

. T

「基本月額」

という。

との合計額が支給停止調整開始額を超え

次の各号に掲

以下この項において「支給停止基準額」という。

に相当する部分

る場合に応じ、

るときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、

それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額

分の額) 酬比例部 二条第一 年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十 法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二 十四条第一項」と、 年法律第十八号。 一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平 項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二 分の と読み替えるものとする。 額」と、 以 下 「第四十三条第一項に定める額」とあるのは 「平成十二年改正法」という。 「同項に定める額」 とあるの は 附則第九 -成十二年 報酬 比 条第 改 例 報 部 正

6 (略

第十 た 額 合にお いて、 停止調整開始額を超えるときは、 て、 項において同じ。 び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。 老齢厚生年金の全部の 十二を乗じて得た額)に相当する部分の支給を停止する。 その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額を十二で除して得 条 (以下この項において「基本月額」という。 次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に て、 附則第八条の規定による老齢厚生年金 支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは)の受給権者が被保険者である日が属する月にお (以下この項において「支給停止基準額」という 支給を停止するものとする その月の分の当該老齢厚生年 ただし、 (第四十三条第)との合計額が支給 当該各号に掲げる場 金に 第 項 0 五. 及

基準 支給を停止するものとする。 支給を停止する。 額が老齢 厚生年金の額以 ただし、 当該各号に掲げる場合において、 上であるときは、 老齢厚生年金の全部 支給停 \mathcal{O} 止

2 5 〈 四 略 略

第十一条の二 額に る加 う。 」という。 加算されているときは、 当該老齢厚生年金について、 て、 例による場合を含む。 又は附則第九条の三第二項若しくは第四項 第二項第一号に規定する額 の二第二項第二号に規定する額 「支給停止調整開始額」という。)以下であるときは、 計算されているものに限る。 九条の二第一 金」という。 その者の総報酬月額相当額と当該老齢厚生年金に係る附則第九条 加給年金額を加えた額。 給年金額 との合計額が前条第二項に規定する支給停止調整開始 相当する部分の支給を停止する。 を十二で除して得た額 附則第八条の規定による老齢厚生年金 (以下この項において単に 項から第三項まで又は第九条の三の規定によりその額 の受給権者が被保険者等である日が属する月にお において準用する第四十四条第 当該附則第九条の二第二項第一 (当該老齢厚生年金について、 当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二 次項において「基本支給停止額」 以下 (第四項において 「障害者・長期加入者の老齢 (次項において 「加給年金額」 (同条第五項においてその 「報酬比例部 「基本月 (附則第九条及び 号に規定する という。 その月の 一項に規定す 同条第三項 額 額 という 分の額 (以下 とい 分の 厚生 が

2 計額が支給停止調整開始額を超えるときは、 日 が属する月にお 障 害者・ 長期加入者の老齢厚生年金の受給権者が て、 その 者 の総 報 酬 月額-その月の分の当該老齢厚 相当額と基 被保険者等である 本月額との合

2

が

<u>〈</u> 匹 略

2 5

略

第十一条の二 算されているときは、 加給年金額 二項第一号に規定する額 という。 二第二項第二号に規定する額 年金」という。 第九条の二第一 に加給年金額を加えた額。 による場合を含む。 は附則第九条の三第二項若しくは第四項 該老齢厚生年金について、 支給停止調整開始額」という。)以下であるときは、 が計算されているものに限る。)との合計額が前条第二項に規定する支給停止調整開始額 に相当する部分の支給を停止する。 その者の総報酬月額相当額と当該老齢厚生年金に係る附則第九)を十二で除して得た額 (以下この項におい 附則第八条の規定による老齢厚生年金 項から第三項まで又は第九条の三の規定によりその の受給権者が被保険者である日が属する月に)において準用する第四十四条第 当該附則第九条の二第二項第一号に規定する額 (当該老齢厚生年金について、 当該老齢厚生年金に係る附則第九条の 次項において (第四項において 以 下 て単に (次項において「基本月額 「障害者・ 「加給年金額」 「基本支給停止額」という。 (同条第五項においてその 長期加入者の 「報酬比例部分の その月の (附則第九条及び という。 項に規定する 同条第 老齢 以 分の とい お 三項 が 下 厚生 第 当 加 例 又 う て 額

が老齢| 停止するものとする 停止する。 \mathcal{O} 止 生年金につい 項において「支給停止基準額 額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額 厚生年金の額以 ただし、 て、 次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に掲げる場合において、 上であるときは、 という。)に相当する部分の支給を 老齢厚生年金の全部の支給を それぞれ基本支給停 支給停止基準 以 下こ 額

一~四 (略)

3

略

て生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。 基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額を計算する場合におい号に規定する額並びに前項において読み替えられた第一項に規定する 第一項に規定する報酬比例部分の額及び附則第九条の二第二項第一

第十 た額 坑内員 いて、 停止調整開始額を超えるときは、 る加給年金額を除く。 例による場合を含む。 金 ある日が属する月において、 第九条の四の規定によりその額が計算されているものに限る。 十二を乗じて得た額 合において、 の額 に相当する部分の支給を停止する。 条の三 (以下この項において「基本月額」という。 次の各号に掲げる場合に応じ、 (附則第九条の四第三項又は第五項 船員の老齢厚生年金」という。 支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは 附則第八条の規定による老齢 (以下この項において「支給停止基準額」 以下この項において同じ。 において準用する第四十四条第 その者の総報酬月額 その月の分の当該老齢厚生年 それぞれ当該各号に定める額 ただし、 \mathcal{O} 厚生年金 (同条第六項においてその 受給権者が被保険者等で 当該各号に掲げる場 相当額と老齢厚生年 との合計額が支給 を十二で除 (附則第九条及び 一項に規定す という 全に 以下 して得 0

> 止する。 額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との 年金につい 止するものとする。 老齢厚生年金の額以 項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停 ただし、 て、 次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に掲げる場合において、 上であるときは、 老齢厚生年金の全部の支給を停 それぞれ基本支給停止 支給停止基準 合計額 以 下この 額が

〜四 (略)

3

略

て生じる百円未満の端数の処理については、政令で定める。 基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額を計算する場合におい号に規定する額並びに前項において読み替えられた第一項に規定する 第一項に規定する報酬比例部分の額及び附則第九条の二第二項第一

第十一 坑内員 において、 二を乗じて得た額 加給年金額を除く。 による場合を含む。 の額 第九条の四 て、 止調整開始額を超えるときは、 額 る日が属する月におい に相当する部分の (以下この項において「基本月額」という。 条の三 次の (附則第九条の四第三項又は第五項 船員の老齢厚生年金」という。 各号に掲げる場合に応じ、 支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、 |の規定によりその額が計算されているものに限る。 附則第二 (以下この項において「支給停止基準額」という。 支給を停止する。 以下この項において同じ。 八条の規定による老齢厚生年金 において準用する第四十四条第 て、 その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年 その月の分の当該老齢厚生年金につ それぞれ当該各号に定める額に十 ただし、 (同条第六項においてその の受給権者が被保険者であ)との合計額が支給停 当該各号に掲げる場合 を十二で除して得た (附則第 一項に規定する 九条及 以 下 老 例 金

老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一~四(略)

2

(略)

第十一条の四 障害者・長期加入者の老齢厚生年金又は坑内員・船員の第十一条の四 障害者・長期加入者の老齢厚生年金又は坑内員・船員の

2 等の 生年金について、 酬 例部分等の額につき前 条の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分 ときは、 又は第五項 号に規定する額 が 老齢基礎年金の支給を受けることができるものが被保険者等である日 るその支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る附則 て準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額が加算されている)においては、 属する月 坑内員・ 比 額」 例部 並の全部 という。 当該加給年金額を含む。 分等の額の全額につき支給が停止されるときは、 船員の老齢厚生年金の受給権者であつて国民年金法による (その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く (同条第六項においてその例による場合を含む。 (当該老齢厚生年金について、 当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二 前条の規定にかかわらず、 支給を停止するものとする。 につき前条の規定を適用して計算した場合におけ 条の規定を適用して計算した場合にお 以下この項において その月の分の当該老齢厚 附則第九条の四第三項 「報酬比例部 当該老齢 (報酬 にお て、 第九 報 比 分 厚 2

3 第一項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに

齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一~四 (略)

2 · 3 (略)

第十一条の四 障害者・長期加入者の老齢厚生年金又は坑内員・船員の第十一条の四 障害者・長期加入者の老齢厚生年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支

その支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る附則第九条 きは、 準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額が加算されていると に規定する額 年金について、 属する月 年 比例部分等の 部分等の の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分 \mathcal{O} は第五項 老齢基礎年金の支給を受けることができるものが被保険者である日 におい -金 の 額」 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者であつて国民年金法による 全部) という。 当該加給年金額を含む。 、ては、 額につき前条の規定を適用して計算した場合におい (同条第六項においてその例による場合を含む。 (その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除 '額の全額につき支給が停止されるときは' \mathcal{O} (当該老齢厚生年金について、 当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第 支給を停止するものとする。 前条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生 につき前条の規定を適用して計算した場合における 以下この項において 附則第九条の 「報酬比例部 当該老齢 四第三項 (報酬 におい 厚生 報酬 比例 分等 二号 文 が 7

第一項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに

3

は、 する額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理につい 前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第 政令で定める。 一号に規定 7

第十三条 略

2

略

3 超える部分につい を除く。 者に基金が支給する老齢年金給付は、 間 つき支給を停止されている場合 当該老齢年金給付の額のうち、第百三十二条第二項に規定する額を 又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくも 附則第八条の規定による老齢厚生年金)を除いては、 ては、 その支給を停止することができない。 この限りでない。 (次の各号の 当該老齢厚生年金がその全額に (第 いずれかに該当する場合 号厚生年金被保険者期 のに限る。 の受給権 ただし 3

~六 略

4

(略

第十三条の二 控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除 号に規定する支給停止基準額をいう。 に係る老齢年金給付 齢厚生年金がその全額につき支給を停止されているときは、 る場合であつて、 被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。 る代行部分」という。 に相当する部分を除く。 の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であ 附則第八条の規定による老齢厚生年金 附則第十一条又は第十一条の二の規定により当該老 (第百六十一条第五項の規定により加算された額 について、支給停止基準額 以下この条及び次条において から当該老齢厚生年金の額を (前条第) (第 「解散基金に係 号厚生年金 解散基金 三項 第 金

> する額を計算する場合において生じる百円未満の端数の処理につい 項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第 政令で定める。 一号に規定 7

第十三条 略

は、

前

2

略

は、 は、 老齢年金給付は、 \mathcal{O} ている場合(次の各号のいずれかに該当する場合を除く。)を除いて 額のうち、 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する その支給を停止することができない。 この限りでない 第百三十二 当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止され 二条第二項に規定する額を超える部分につい ただし、 当該老齢年金給付 7

~六 略

4

略

第十三条の二 得た額 基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、 散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて 止基準額をいう。)から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解 額につき支給を停止されているときは、 則第十一条又は第十一条の二の規定により当該老齢厚生年金がその (第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除)について、 以下この条及び次条において「解散基金に係る代行部分」という (第五項において「支給停止額」という。) に相当する部分(附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が 支給停止基準額 (前条第三項第一号に規定する支給停 解散基金に係る老齢年金給付 解散 全 附

ときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるして得た率を乗じて得た額(第五項において「支給停止額」という。

2 則 る代行部分の額以上であるときは、 \mathcal{O} 規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額を除く。 項及び第三項 厚生年金の額 前条第四項第 ているときは、 年金額を控除して得た額に相当する部分の 年金額が加算されているものに限る。 老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金 基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、 兀 して得た額 坑内員 第十一条の三又は第十一条の四第二項及び第三項の規定により当 号厚生年 の支給停止額」という。 額で除して得た率を乗じて得た額 に解散基金に係る代行部分の額を坑内員 金被保険者期間 船員の老齢厚生年 の規定の適用を受ける老齢厚生年金に係る同条第一 (坑内員 一号に規定する支給停止基準額をいう。 解散基金に係る代行部分につい 船員の加給年金額及び附則第十一 に基づくものに限る。 に相当する部分 金 第 解散基金に係る代行部)の額から坑内員 号厚生年 (第 全額に 五項にお (その額が解散基金に係 て、 金被保険者期間又は第 (坑内員 つき支給を停止され 支給停止基準 の受給権 1 て 船員の代行部 から当該老齢 「坑内員 条の 船員 船員 分の)を控除 者が 全部 匝 の加 二項 \mathcal{O} 解散 第二 額 加 船 12 該 附 分 給 給 2

3 つて、 間 又は が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であ)全額につき支給を停止されているときは、 対規定を準 則 附則第十一条の六第一 第四 第八条の規定による老齢厚生年金 [号厚生年金被保険者期間に基づくもの -用する場合を含む。 項及び第七項 0 規定により当該老齢厚生年 (第 (同 解散基金に係る代行部 号厚生年金被保 条第八項においてこれ に限る。 の受給権 険者期 -金が

ス給を停·

止する。

3

係る代行部分の全部)の支給を停止する。その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基

金に

の二第一 給付 いう。 率を乗じて得た額 員 基金に係る代行部分について、 であるときは、 \mathcal{O} 規定する支給停止基準額をいう。 た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、 いるものに限る。 全額又は当該老齢厚生年金 第十一条の四第二項及び第三項の規定により当該老齢厚生年金がその 金に係る代行部分の額を坑内員・船員の代行部分の総額で除して得た 坑内員 適用を受ける老齢厚生年金に係る同条第二項に規定する附則 ・船員の加給年金額及び附則第十一条の四 の受給権を有する者である場合であつて、 二項 に相当する部分 第一号に規定する額を除く。 船員の老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年 解散基金に係る代行部分の全部) (第五項において「坑内員 の額から坑内員・ (その額が (坑内員・船員の加給年金額が 支給停止基準額 :解散基金に係る代行部分の か . ら当該老齢厚生年金の 船員の加: を控除して得た額に解 |第二項及び第三項 船員の支給停止 附則第十一 給年金額を控除 (前条第四 の支給を停止する。 項 加算され 条の三又は 額 第 額以 額 第 \hat{O} して得 (坑内 一号に 規定 散 九 解散 لح Ĺ 基 7 金

場合を含む。 老 の支給停止基準 を停止されてい \mathcal{O} 六第 附則 金給付の受給権を有する者である場合であつて、 第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係 項 及び第七項 の規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給 るときは、 額 (前条第四項第三号に規定する調整後の支給停止基 (同条第八項におい 解散基金に係る代行部分につい てこれらの規定を準 附則第十 て、 調整後 甪 する 条

分に 得た率を乗じて得た額 に係る代行部分の額以上であるときは、 する者の支給停止 して得た額 っつい の支給を停止する 後 の支給 こへ に解散基金に係る代行部 調 停 止 整 額 基準 後 の支給停止基準 という。 額を (第 いう。 五項にお に相当する部分 から当該 額 1 分の額を代行部 て (前 解散基金に係る代行部 一高 条第四 年齢 老 齢 項 雇 厚 (その 用継続給付を受給 生年 第三号に規 分の総額 額が 金 \mathcal{O} 解散基 で除 額 分の全 を控 定 して する 除 金

4

部

分の総 ときは、 を控除 る部 ら当該老齢 が加算されているものに限る。 齢厚生年金 に 則 基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であ 除して得 Ъ. 前 第十一 頭にお お 基 続給付を受給する坑内員 号厚生年金被保険者期間 坑 条第四 内員 金に係る代 分 いてこれらの規定を準用する場合を含む。 額で除して得た率を乗じて得た額 して得た額に相当する部分の (その た額 解散基金に係る代行部: 条の六第三 いて読み替えられた同条第四項及び同条第七項 船員 厚 項第四号に規定する調整後の支給停止: の全額又は当該老齢厚生年金 額 生年 に解 の 老: 行部分の全部 が 散基 金の 解散基金に係る代行部 一項にお 齢 額 金に係る代行部 厚 生年 (坑内員 いて読み替えられた同条第二項又は同 に基づくものに限る。 船員の支給停止 金)の額から坑内員 分につい \mathcal{O} 第 支給を停止する。 全額につき支給を停止され 船員の加 号 分 て、 分の \mathcal{O} 厚 (次項にお (坑内員 額 生 額以上であるとき を坑 給年 調整後の支給停 額 年 金 لح 金額 の規定により当 基準額をいう。 内 被 の受給的 船員 いう。 員 船員の加 保 7 を除く。 険 船員 の加 者 高年 (同 権者 期 (給年金) 1止基準 給年金 条第八項 の代 つて、 間 齢 相 てい 又は第 は が を控 該 雇用 行部 条第 解散 当 解 す カン 額 る 額 老 附 額 4

る 潍 以上であるときは、 額 金に係る代 とい 額 (第五項において を · う。 いう。 行部 に相当 分の か から当該 額を代 「する部分 解散基金に係る代行部分の全部) 「高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止 吸老齢厚 行部分の (その 生年 一金の 額が 総額で除して得た率を :解散基金に係る代行部 額を控除 して得た額に解 の支給を停止 乗じ 分の て得 散 す た 額 額

坑内員 散基金に係 た率を乗じて得 基金に係る代行部 係る代行部分につい 相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、 のに限る。 は当該老齢厚 定を準用する場合を含む。 えられた同 項において読み替えられた同条第二項又は同条第五項におい 給 分の全部 \mathcal{O} に規定する調整後の支給停止基準額をいう。 額 付 坑 の受給権を有する者である場合であつて、 方 員 (坑内員・ 船員の支給停止額」 0 る代行部分の 条第四項及び同条第七項 船員 学生年金 0 支給を停止する。 船員の 額から坑内員・ た額 の老齢厚生年 分の て、 (次項 (坑内員・ 額 加給年金額を除く。 額以 を坑内員 調整後の支給停止基準額 なにおい とい 上であるときは の規定により当該老齢厚生年金の 金の受給権者が 船員の加給年金額が 船員の加給年金額を控除して得た額 **、**う。 て 船員の代行部分の総額で除 「高年齢 (同条第八項におい に相当 を控除して得た額に解散 解散基金 雇用 「する部分 から当該老齢厚生年 附則第十一条の 継続給付を受給する (前条第四 基金に係る代 加算されてい 金に係る老 てこれ (その 解散基金に て読み 項 六第三 額が 第四 全 して得 齢 6 額 行部 るも \mathcal{O} 年 替 号 規 解 金 金 又

5

5

略

(老齢厚生年金の支給の繰上げの 特例

第十三条の四 厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。 八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に、 による国民年金の被保険者でないものに限る。 各号のいずれにも該当するもの 附則第八条の二各 項に規定する者であつて、 (国民年金法附則第五条第一項の規定)は、 それぞれ附則第 実施機関に老齢 附則第八条

2 9 略

第十三条の六 は、 給権者 るときは、 定める額に十二を乗じて得た額 生年金について、 基本月額」という。 の項において同じ。 生年金の額 等である日が属する月において、 に掲げる場合において、 額」という。)に相当する部分の支給を停止する。 第四十六条第一項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢 (その者が六十五歳に達していないものに限る。 老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。 (第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受 次の各号に掲げる場合に応じ、 との合計額が支給停止調整開始額を超えるとき を十二で除して得た額 支給停止基準額が老齢厚生年金の額以 (以下この項において「支給停止基準 その者の総報酬月額相当額と老齢厚 (以下この項において それぞれ当該各号に ただし、当該各号 が被保険者 以下こ 上であ 厚

\ 匹 (略

2 \ \ 8

略

第十三条の七 略

2 -3 略

4 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金 (第 一号厚生年

(老齢厚生年金の支給の繰上げの特例

第十三条の四 老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。 八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に、 による国民年金の被保険者でないものに限る。 各号のいずれにも該当するもの 附則第八条の二各項に規定する者であつて、 (国民年金法附則第五条第一項の規定 は、 厚生労働大臣に それぞれ 附則第八条 附則第

2 9 略

第十三条の六 ときは、 給権者 掲げる場合において、 」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に める額に十二を乗じて得た額 年金について、 本月額」という。)との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは 項において同じ。)を十二で除して得た額 年金の額 である日が属する月において、 第四十六条第一項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生 (その者が六十五歳に達していないものに限る。)が被保険者 老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。 (第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の 次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定 支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上である (以下この項において「支給停止基準 その者の総報酬月額相当額と老齢厚生 (以下この項において「基 受 額

〈 匹 (略)

2 \ 8 略

第十三条の七 略

2 3 略

4 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基

ない。 えられた第百三十二条第二項に規定する額を超える部分については 該当する場合を除く。 がその全額につき支給を停止されている場合(次の各号の 金被保険者期間 の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、 ただし、 当該老齢 又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくも を除いては、 年金給付の額のうち、 その支給を停止することができ 第一 項におい 当該老齢厚生年金 いずれかに て読み替 のに限る

一•二 (略)

この限りでない。

5 · 6 (略)

第十三条の八 (略)

2

生年金 同条第 解散基金に係る代行部分の全部) 散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を 当該老齢厚生年金の額 解散基金に係る代行部分」という。)について、 定により加算された額に相当する部分を除く。 いるときは、 金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止され ある場合であつて、 金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る た額 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金 の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者で 分 一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚 (第四項において (加給年金額が加算されているものに限る。 (その 解散基金に係る老齢年金給付 額 が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは 附則第十三条の六第二項において読み替えられた (加給年金額を除く。 「支給停止額」 の支給を停止する。 という。 (第百六十一条第五項の を控除して得た額 以下この条におい 支給停止基準 <u>)</u> を加えた額に相当 (第 額から加給年 号厚生年 乗じて 額 に解 から て 規 て

条第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。老齢年金給付の額のうち、第一項において読み替えられた第百三十二。)を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該給を停止されている場合(次の各号のいずれかに該当する場合を除く金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支

·二 (略)

5·6 (略)

十三条の八(略)

2 部分の 部分」という。 より当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金 散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であ 解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、 1 分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額 額 額に相当する部分を除く。 金に係る老齢年金給付 額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、 が加算されているものに限る。 附則第十三条の六第二項において読み替えられた同条第 て 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が (加給年金額を除く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部 「支給停止額」 全部) \mathcal{O} 支給を停止する。 について、 という。 (第百六十一条第五項の規定により加算された 以下この条において 支給停止基準 <u>)</u> を加えた額に相当する部分 額から加給年金額を控除 -額から当該老齢厚生年 「解散基金に係る代行 解散基金に係る代行 (第四 (加給年金額 項 (その \hat{O} して得た 解散基 が規定に 項 つて、 にお 金 \mathcal{O}

3 の額 相当する部分 部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額 当する部分の全額につき支給を停止されているときは、 されているものに限る。 り当該老齢厚生年金の全額又は当該老齢厚生年金 同条第四項 ある場合であつて、 は る代行部分について、 7 の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者 解散基金に係る代行部分の全部) 保 則 「高年齢 (加給年金額を除く。 | 険者期 第十三条の四 (同条第八項において準用する場合を含む。 間 雇用継続給付を受給する者の支給停止額」 (その額 又は 四第三項 附則第十三条の六第五項において読み替えられた 第四 調整後の支給停止基準額から当該老齢厚生年金 が解散基金に係る代行部分の額以上であるとき 号厚生年金被 の額から加給年金額を控除して得た額 の規定による老齢厚生年金 を控除して得た額に解散基金に係る代行 0 保 支給を停止する。 険者期間 に基 (加給年金額が加算 づくも (第 という。 解散基金 の規定によ (次項にお 号厚生年 \mathcal{O} に限る 金 に係 に相 に で

4·5 (略)

(加給年金額に関する経過措置

第十六条 (略)

2 (略)

3 な。 条の三第三項及び第四項 達したときに支給する老齢厚生年金については、 による場合を含む。 四十以上であるものに限る。 附則第八条の規定による老齢厚生年金 かつ、 又は第九条の四第四項及び第一 その年金額の計算の基礎となる被保険者期間 の規定によりその額が計算され (同条第五項においてその例による場合を含 \mathcal{O} 受給権者であ 五項 (同条第六項にお (附則第 第四十四条第 つた者が 九 条並びに附則 ているものであ :六十五歳に の月数が二 いてその 一項 第 中 例 九

> 代行部分 除く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分 る。 散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、 額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、 続給付を受給する者の支給停止額」という。 の総額で除して得た率を乗じて得た額 \mathcal{O} 八項において準用する場合を含む。 附則第十三条の六第五項において読み替えられた同条第四項 つき支給を停止されているときは、 調整後の支給停止基準額から当該老齢厚生年金の 全額又は当該老齢厚生年金 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が)の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額 分の 全部 \mathcal{O} 支給を停止 (加給年金額が加算されているもの 立する。 解散基金に係る代行部分につい の規定により当該老齢厚生年金 (次項におい に相当する部分 額 7 解散基金に係 「高年 加 浴給年 齢 (同条第 -金額 雇用 (その に限 継 を て 解

3

4 · 5 (略)

(加給年金額に関する経過措

第十六条 (略)

2 (略)

3

む。 百四 つて、 達したときに支給する老齢厚生年金については、 条の三第三項及び第四項 による場合を含む。 附則第八条の規定による老齢厚生年金) 又は第九条の 十以上であるもの かつ、 その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二 匝 に限る。 |第四項及び第五項 \mathcal{O} 規定によりその (同条第五項においてその例による場合を含 の 受給権者であつた者が 額が計算されてい (同条第六項におい (附則第九条並びに附則第 第四十四条第一 るもの 六十五歳に てその であ 項 单 例 九

当時、 四号まで 起算して一月を経過したときから引き続き」 額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日 しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金 附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項 以上となるに至つたときから引き続き。第三項において同じ。 が二百四十未満であつたときは、 から起算して一月を経過したときから引き続き 6 年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日 項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による は 該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四 百四十以上となるに至つた当時。 十未満であつたときは、 同条第三項中 受給権者がその権利を取得した当時 第四号までの 「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数 0 V) ず れか V 「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは ずれか に該当するに至った日にあっては 第四十三条第三項の規定により当該月数が二 に該当するに至った日にあっては、 当該被保険者期間の月数が二百四十 第三項において同じ。 (その権利を取得した当時、 とする。 (第 (当該 十四 (第十四 条第 一月を経過)」とあるの その 条第 号 その 日 _ から第 号 した 旦 か لح 若 か 当

> 経過したときから引き続き き」とする。 険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときから引き続 九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保 よる老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第 給権者がその権利を取得した当時」とあるのは ときから引き続き。 年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であ 年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を 項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による は 百四十以上となるに至つた当時。 該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四 つたときは、 十未満であつたときは、 一受給権者がその権利を取得した当時 「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三 当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至 第三項において同じ。 第四十三条第三項の規定により当該月数が二 (当該一月を経過した当時、 第三項において同じ。 (その権利を取得した当時、 \subseteq と 「附則第八条の規定に 同条第三項中)」とあるの 当該老齢厚生 つた 当

い) (被保険者等である者に対する老齢厚生年金又は障害厚生年金の取扱

おける当該年金の支給の停止に関する措置との均衡等を考慮しつつ、退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が被保険者等である場合について、である場合における当該年金の支給に関する合理的な方策について、の受給権者が被保険者である場合及び他の被用者年金制度の組合員等第十六条の四 附則第八条の規定による老齢厚生年金又は障害厚生年金

(併給の調整の特例)

第十七条 限る。 る。 生年金 」とあるのは「並びに障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達 項中「遺族厚生年金を」とあるのは 礎年金及び付加年金 ているものに限る。 六十五歳に達しているものに限る。) えて適用する場合を含む。 「老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金」とあるのは (その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 」とする。 障害基礎年金 第三十八条第一) | | | | (その受給権者が六十五歳に達しているものに限 (その受給権者が六十五歳に達しているものに 項)の規定の適用については、 (第七 「老齢厚生年金を」とあるのは 八条の二 「遺族厚生年金(その受給権者が を」と、 十二の 「並びに障害基礎年金 規定により 当分の間 「老齢厚 「老齢基 読み替 を と L 同

(遺族厚生年金の額の特例

第十七条の二(略

(遺族厚生年金の額の改定の特例)

講ずるものとする。 速やかに検討を行い、別に法律の定めるところにより、必要な措置を

(併給の調整の特例)

第十七条 とする。 加年金、 攴 六十五歳に達しているものに限る。) とあるのは 中「遺族厚生年金を」とあるのは 権者が六十五歳に達しているものに限る。 その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 の受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 族共済年金 いるものに限る。)」と、 十五歳に達しているものに限る。 済年金及び当該遺族厚生年 「老齢厚生年金を」とあるのは 障害基礎年金」とあるのは 第三十八条第一 「並びに障害基礎年金 (その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 項の規定の適用については、 金 「及び遺族共済年金」とあるのは とあるのは (その受給権者が六十五歳に達して 「遺族厚生年金(その受給権者が六 を」と、 「老齢厚生年金 「老齢基礎年金及び付加年金 を」と、 「退職共済年金 及び当該遺族厚生年金 「並びに障害基礎年 「老齢基礎年金及び付 ر ا ا (その受給権者が 障害基礎年金 当分の間、 (その 「退職共 「及び遺 金 同 項

(遺族厚生年金の額の特例)

第十七条の二 (略)

2 中 とする。 第六十条第 被用者年金各法 項の 規定の適用については、 とあるのは 「被用者年金各法その 当分の 削 同 他の法令」 項 第 号イ

(遺族厚生年金の額の改定の特例

第十七 の三第 歳に達した日以後に老齢 得した日 受給権を取得した日 号イ」とあるのは 権を有する者にあつては、 同 る老齢厚生年金の受給権を有する者にあつては、 中 条の三 とする。 三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給 「老齢] (附則第七 第六十一条第二項 厚 生年金 「前条第一項第二号イ」 条の三 \mathcal{O} 受給 とあるのは 厚生年金の受給権を取得した日 一第三項又は第十三条の四第三項 六十五歳に達した日) 権 を取 の規定の適 得した日 「当該老齢厚生年金の受給権を取 Ł, 用に E っい 「当該老齢 とある 六十五歳に達 に 、ては、 ٤ \mathcal{O} (附則第七条 厚生年金の の規 当 は 同 分 六 した日 定によ 項 \mathcal{O} 第二 十五 間、 \mathcal{O}

(平均標準報酬月額の改定)

2~4 (略)

第十七条の四

略

5 正前 ľ, 給権者の区分に応じてそれぞれ同表の は 合員期間をいう。 正 被用者年金制 合員期 する法律 和六 \mathcal{O} 第 第四 という。 間 項 平均標準報酬月額 + 並 \mathcal{O} 十三条第 年 伞 度の 各月 九 び に平 成 月以 以下この項及び附則第十七条の九第四項にお \mathcal{O} 附則第四条第十 一十四年法律第 標準 元化等を図るため 成 前 項の規定にかかわらず、 \mathcal{O} 十二年改 期間 報 酬 \mathcal{O} 計算の 12 月 額に、 正法 属 する旧 基礎となる標準 号に規定する旧 附 則第二 附則別 Ó 下欄に定める率を乗じて得た額 号。 厚生年金保険法等 国家公務 一十条第 表第一 以下 当該旧 員 平 \mathcal{O} 一報酬月額に 共 国家公務員共 成 国家公務員共済 項 済 上欄に掲げる受 第 組 十四四 合員 0 号及び改 いて同 部 期 0 年 を改 間 済 元 て 組

第十七条の三 老齢! であ と 同 金等の受給権を取得した日 よる老齢厚生年金その 取得した日 は に達した日)」とする 定めるものの受給権を有する者にあつては、六十五歳に達した日) 項 「六十五歳に達した日以後に老齢厚生年金等のいずれかの 单 項 厚生年金等の受給権を取得した日」 「同項 の規定による老齢厚生年金その |老齢| 政令で定めるものの受給権を有する者にあつては、 (第二号イ」とあるのは (附則第七条の三第三項又は第十三条の四 厚 第六十一条第二 生年金等 他これに相当する年金たる給付で \mathcal{O} 1 (附則第七条の三第三項又は第十三条の 一項の規定の ずれかの 「前条第 受給権 他これに相当する年 とあるのは 適用については、 項第一 を取得し 一号イ」 当 第三 た日」 ||該老齢| あ 項の 金たる給付 当 つて政令で 六十五 一分の 受給権を とある 対規定に 厚生年 当 間、 兀 該 \mathcal{O}

(平均標準報酬月額の改定)

第十七条の四 (略)

2~4 (略)

6 ない。 則第三 合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、 とする。 一十二条第 ただし 項 国家公務員等共済組合法等 \mathcal{O} 規 定により当該旧 国家公務員共済 \mathcal{O} 部を改 組合員 正 この限りで する法律附 朔 間に

- び改正前の 該旧 いては、 報 律 平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共 た額とする。 る受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得 て同じ。 済組合員期間をいう。 酬 昭 和六十 月額については、 地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の 組合員期間の各月の標準報酬月額に、 和六十年法律第百八号) 第一 の第四十三条第 年九 \mathcal{O} 項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第 ただし、 平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準 月以 前 この限りでない。 地方公務員等共済組合法等 以下この の期間に属する旧 項の規定にかかわらず、 項及び附則第十七条の九第五項におい 附則第三十五条第 地方公務員共済 附則別表第二の上欄に掲げ \mathcal{O} 項 当該旧地方公務員 部を改正する法 の規定により 報酬 紅合員 胃額につ 朔 標準 号及 間
- 率を乗じて得た額とする。 第 月額については、 項 教職員共済加入者期間をいう。 立学校教職員共済 上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の E (平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校 号及び改正前の第四十三条第 おいて同じ。 和六十年九月以前 第 加入者期間 \mathcal{O} 項並びに平成十二年改正法附則第二十条第 平均標準報酬月額 の期間に属する旧私立学校教職員共済 の各月の 以下この項及び附則第十七条の九第六 項の規定にかかわらず、 標準報酬 の計算の基礎となる標準 月額 附則別 下欄に定め 当該旧私 加入者期 表第二 報酬 項

7

5 6

8

9

略

(略)

10 準用する。 に規定する率及び第 第三項並びに第四十三条の五第二項及び第三項を除く。 一項及び第四項、 第四十三条の二から第四十三条の五までの規定(第四十三条の二第 第四十三条の三第二項、 二項から第七項までに規定する率の改定について 第四十三条の四第二項及び) は、 第一 項

11 (略)

象期間 標準報酬 総額 の計 算の特別

第十七条の九 略 略

2 •

4 項の 国家公務員等共済組合法等の \mathcal{O} 前 属する各月の標準報酬月額については、 に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。 各月の の三 の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間については、 ; 規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に (象期間) 第 標準報酬月額に、 項の規定にかかわらず、 標準 報酬 総額を計算する場合にお 附則別表第二の上欄に掲げる当事者 部を改正する法律附則第三十二条第 当該旧国家公務員共済組合員期間 この限りでない。 1 7 昭 和六十 ただし、 第七十八 年九 の区分 月以

5 属する各月の標準報酬月額については 項の規定により当該旧: 地方公務員等共済組合法等の 条の三第 前 に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。 各月の標準報酬月額に、 \mathcal{O} 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、 期間に属する旧 項の規定にかかわらず、 地方公務員共済組合員期間に 地方公務員共済組 附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分 部を改正する法律附則第三十五条第 当該旧地方公務員共済組合員期間 この限りでない。 合員期間に合算された期間 ついて 昭和六十年九月以 は 第七 ただし、

> 7 用する。 に規定する率並びに第 第三項並びに第四十三条の五第二項及び第三項を除く。 二項及び第四項、 第四十三条の二から第四十三条の五までの規定(第四十三条の二第 第四十三条の三第二項、 三項及び第四項に規定する率の改定について準 第四十三条の四第二項及び) は、 第二項

8 略

(対象期間標準報酬 総額

第十七条の九 略

2 3 略

者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。 人者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加別問に属する旧私立学校教職員共済加入者期間については、第七十分、第期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以

金の支給の繰上げの特例)
(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年

年金についての当該請求と同時に行わなければならない。 の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に基づの被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に基づりまった。 第十八条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、 気

関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
七条の三の規定を適用する。この場合において、同条の規定の適用に
2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)

第十八条 要する費用の 員であつた期間に合算された期間を含む。 等」という。 産業共済組合等の組合員期間」という。)に係る年金たる保険給付に 員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合 あつた者の当該組合員であつた期間 次条において「国家公務員等共済組合法」という。)第二条第一項第 改正前の国家公務員等共済組合法 七号イ又はハに掲げる法人(次条において「日本たばこ産業株式会社 部を改正する法律 年金保険者たる共済組合等は、 部に充てるため、 の所属の職員をもつて組織された共済組合の組合員で (平成八年法律第八十二号) 拠出金を納付する。 (昭和三十三年法律第百二十八号。 (他の法令の規定により当該組 毎年度、 次条において 第二条の規定による 厚生年金保険法等の 「日本たばこ

る予想額を算定するものとする。 保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわた 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金

金の基本手当等との調整の特例)(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年

第十九条 前条の規定を適用して支給する附則第七条の三第三項の規定

第十九条 前条第一項の規定により年金保険者たる共済組合等が納付す

六条第 るのは 必要な読替えその他必要な事項は、 あるのは 附則第七 六条第一項及び第五項」とあり、 による老齢厚生年金については 附則第七条の四第二項第二号中 六条第 「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十 項及び同 条の四及び第七 「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四 項及び同条第五項」 条第五項」 条の五の規定を適用する。 とするほ ٢ 及び「同条第一項及び第五項」とあ 各号の厚生年金被保険者期間ごとに 「第四十六条第 政令で定める。 附則第七条の五第一 か これらの規定の適用に関 一項及び第五項」と この場合にお 項中 「第四十 て 2

る。 当する額にそれぞれ次の各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額とす る拠出金の 額は 当該年度における拠出金算定対象額の二 一分の に相

- 標準 報酬按分率
- 個別負担按分率
- 要する費用のうち、 した額から、 合員期間に係る年金たる保険給付に要する費用 「組合員期間費用」という。)として政令で定めるところにより算定 前項の拠出金算定対象額は、 で定めるところにより算定した額 当該年度における組合員期間費用に係る国庫負担の額として政令 次の各号に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。 当該年度における日本たばこ産業共済組合等の 当該年度における年金たる保険給付に (以下この 項におい て 組
- 生労働大臣が定める額 うち、 組合員期間費用に係る積立金の額及びその運用収入の額の合計額 当該年度における組合員期間費用に充てるべき額として厚
- 3 費用 所であるものに使用される被保険者をいう。 式会社等であるものを含む。 組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人が日本たばこ産業株 項に規定する指定法人であつて、 ばこ産業株式会社等 当該年度における日本たばこ産業株式会社等の被保険者 に係る保険料額の総額のうち、 充てるべき額として政令で定めるところにより算定した額 (国家公務員等共済組合法第百十 の事業所であつて第六条の適用事業 当該指定に係る国家公務員等共済 当該年度における組合員期間 以下この条において同 条の六第 (日本た

より、

年金保険者たる共済組合等ごとに、

保険者たる共済組合等の組合員

(国家公務員共済組合連合会及び地方

4 組合員) げる率を下回る年金保険者たる共済組合等について、 基準として 組合等の た率とする。 組合等の標準報酬総額を考慮して、 から第一号に掲げる率を控除して得た率及び当該年金保険者たる共済 る共済組合等の標準報酬総額の合計額とを合算した額 において る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額(次項 険 て政令で定めるところにより算定した額(以下「年金保険者たる共済 公務員共済組合連合会にあつては、 「被用者年金保険者の標準報酬合計額」という。)で除して得た率を の被保険者 項第二号の個別負担按分率は、 標準報酬総額 又は私学教職員共済制度の加入者に係る標準 「厚生年金保険の標準報酬総額」という。 年金保険者たる共済組合等ごとに算定した率とする。 (日本たばこ産業株式会社等の被保険者を除く。 」という。 を、 政令で定めるところにより算定し 当該連合会を組織する共済組合の 第一号に掲げる率が第二号に掲 当該年度における厚生年金保)と年金保険者た 同号に掲げる率 -報酬の総額とし (次条において に係

等の組合員期間及び日本たばこ産業株式会社等の被保険者であつたける年金たる保険給付に要する費用のうち日本たばこ産業共済組合二 基準負担率(厚生労働省令で定めるところにより、当該年度にお

老齢厚生年金の特例 上 \mathcal{O} 種 別 \mathcal{O} 被保険者 であ つた期間 を有い する者に係る特例による

第二十条 規定に 間 む。 あ 間に係る被保険者期間ごとに適用する。 つた期間に係る被保険者期間を合算し、 附則第八条 みを有するものとみなして適用する。 の規定を適用する場合においては、 うい 二以上の種別 ては、 (附則第八条の二において読み替えて適用する場合を含 その者の二以上の被保険者の の被保険者であつた期間を有する者については ただし、 各号の厚生年金被保険者期 0 種別に係る被保険者で 期間に係る被保険者期 附則第八条第 号の

2

該老齢厚生年金」とあるのは 被保険者期間のうち \mathcal{O} 保険者期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額を」 生年金」 附則第八条の規定による老齢厚生年金」とあるのは「各号の厚生年金 までの規定を適用する。 附 「控除して得た額」とあるのは 受給権者であるものについては、 「厚生年金の額以上」と、 前 期間に基づく老齢厚生年金の全部_ 則第九条の二から第九条の四まで及び第十一条から第十 項に規定する者であ 「老齢厚生年金の額以 「老齢厚生年金の額を」 の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚 この場合において、 つて、 Ě 「老齢厚生年金の全部」 「当該 とあるのは 附則第八条の規定 「控除して得た額に当該一の期間に基 各号の厚生年金被保険者期間ごと 0 とあるのは 期間に基づく老齢厚生年金」 ٢ 当該 附則第₋ 同項第 による老 「各号の厚生年金被 とあるのは 0 + 期間 号及び第 条第 に基づく老 齢 بح 厚生年金 条の六 項 「当該 一号中 中 当

> 期間以外の 除して得た率をいう。 定めるところにより算定した額を | 期間に係る年金たる保険給付に要する費用として政 厚生年金保険の標準報酬総額で 令で

第二十条 める額 おいて う。 想額 があるときは、 定対象予想額」 金算定対象額は、 化に資するため、 に係る財政状況その他の事情を勘案して政令で定める率を上回る年 て得た率が (以下この条において とする。 (以下この条及び次条において 平 拠出 淮 化期 年金保険者たる共済組合等の年金たる給付に関する事業 金算定対象額の予想額 年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の負担の平準 という。 間」 同条第一 厚生労働大臣が定める期間 という。 一項の規定にかかわらず、 を被用者年金保険者の 「標準報酬合計予想額」という。 \mathcal{O} 各年度における前条第 (以下この条にお 「補正拠出金算定対象額」 (以下この条及び次条に 標準報酬 厚生労働大臣が定 いて 合計 拠 項 で除 の拠 類の 出 金算 度 予 出

- 2 生労働大臣が算定する。 拠出金算定対象予想額及び標準 報酬合計 予想額 には、 各年度ごとに厚
- 3 定められるものとする。 定める率を上回る年度のない期間のうち を当該各年度の標準報酬合計予想額で除して得た率が第 平準 十化期間: は 平準 一化期間 の各年度における補 最も短い 正拠出 期間を基礎として 金算定対象額 項の政令で
- 4 一 の い 補正拠出金算定対象額は、 ずれにも該当するように定められるものとする。 平準化期間の各年度にお 次の 各号
- 平準 -化期間の各年度 (平準化期間の最初の年度を除く。 におけ

項は、 律その 受給権者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止に関するこの 得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」 間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除し 項第四号中 数を乗じて得た額」 して得た額に当該 て得た数を乗じて得た額」 のは「総報酬月額相当額に当該 十二で除して得た額を基本月額で除した数を乗じて得た額に」 づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除 政令で定める。 他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事 「乗じて得た額」 の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で 同項第三号中 と、 とあるのは 一の期間に基づく老齢厚生年金の 控除して得た額 総報酬月額 「乗じて得た額に当該 とするほか とあるのは 相当額に」 して得た 除して とある と 控除 額を 当該 0) 期 法 同

得た額を基礎として定められるものであること。る補正拠出金算定対象額は、イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて

当該年度の前年度における補正拠出金算定対象額

イ

- 勘案して政令で定める率

 平準化期間における標準報酬合計予想額の推移その他の事情を
- くなるように定められるものであること。 補正拠出金算定対象額は、イに掲げる額と口に掲げる額とが等し
- イ 条第 特別会計に関する法律 計の厚生年金勘定の積立金並びに第八十五条の二及び第百六十 六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法 に応じて割り引いた額の合計 て平準化期間の最初の年度から当該各年度までのそれぞれの づき算定する予定利率として政令で定める率の複利現価法によ いて「旧厚生保険特別会計年金勘定」という。) 平準 -法律第十号) 項に規定する責任準備金をいう。 -化期間の各年度における補正拠出金算定対象額を積立 に基づく厚生保険特別会計の年金勘定 (平成十九年法律第二十三号) の運用収益の予測に 又は年金特別会 附則第六十 (次項に (昭和十九 期間 金 . 基 お
- 該各年度までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額で定める率の複利現価法によつて平準化期間の最初の年度から当口、平準化期間の各年度における拠出金算定対象予想額をイの政令
- 5 附則第十八条第二項の規定により同項の予想額の算定が行われるとするものとする。 するものとする。

老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る特例による

 厚生年金についての当該請求と同時に行わなければならない。
 2

 基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢

 以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に

 前に

 第二十一条
 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について
 第

2 号中 条第一 期間 全部 控除して得た額に当該 厚生年金の全部. 適用する第四十六条第一 あるのは 生年金被保険者期間のうち 十三条の して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額 بح 前項の場合においては、 同 に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額 「総報酬月額相当額に」 項」とあるのは 期間に基づく老齢厚生年金」 条第 四 「老齢厚生年金の額 当該 同項第一 から第十三条の六までの規定を適用する。 項 中 一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、 とあるのは 号及び第二号中 「附則第十三条の四第三項」 一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除 「第七十八条の二十九の規定により読み替えて 項」と、 各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第 一の期間に基づく附則第十三条の四第三項 とあるのは 当該 とあるのは 「当該老齢厚生年金」とあるのは ٢, 「控除して得た額」 0 期間に基づく老齢厚生年金の 「総報酬月額相当額に当該 「老齢厚生年金の額以 「各号の厚生年金被保険者 とあるのは と この場合におい とあるのは کے 「各号の厚 第四十六 同項第三 上」と 老齢 当

> 6 拠出金算定対象額の な技術的読替えは 第三項 、及び第四 項 政令で定める。 の規定は 変更につい 前項 て準用する。 の規定による平準化期間及び この場合にお 補正 必 要

(報告等)

- の報告を行うものとする。
 り、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、前項り、当該年金保険者たる共済組合等は、厚生労働省令で定めるところによ

- □ 年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない 年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない 5 厚生労働大臣は、前各項に規定する厚生労働省令を定めるときは、

読替えその他必要な事項は、 基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得 除して得た数を乗じて得た額に」 の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で た数を乗じて得た額」 を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」 とあるのは「乗じて得た額に当該 控除して得た額」 とあるのは とするほか、 政令で定める。 と 一の期間に基づく老齢厚生年金の額 「控除して得た額に当該 これらの規定の適用に関し必要な 同項第四号中 「乗じて得た額」 の期間に と

に関する経過措置の特例)(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る加給年金額)

十四条第一項及び第三項の規定を適用する。
は、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者期間のみを有す係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するが、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に第二十二条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について

(拠出金の額の算定に関する特例)

第一 百分の五十を乗じて得た率」とする。 出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」 第一項中 と 十三条 という。 同 「合計額」 条第四項第二号中 「拠出金算定対象額に、」とあるのは)」とあるのは 当分の間 とあるのは 第八十四条の六の規定 という。) 「控除した率」 「合計額に、 に百分の五十を乗じて得た率 当該拠出金算定対象額に支 とあるのは の適 「拠出金算定対象額に 同条第三項第二号中 用に ついて 一控除した率に は 同条

第二十二条 厚生労働大臣は、附則第十八条から前条までの規定の適用第二十二条 厚生労働大臣は、附則第十八条から前条までの規定の適用

(政令への委任)

得た率とする。 する支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて 前項の規定により読み替えて適用する第八十四条の六第一項に規定

項に規定する拠出金算定対象額で除して得た率を基準として 保険料相当分を加えた額を、 労働省令で定めるところにより、 十三条の三において同じ。 おける厚生年金保険給付費等として算定した額に基礎年金拠出 実施機関 (厚生労働大臣を除く。 ごとに、 当該年度における第八十四条の六第 実施機関ごとに算定した率 以下この号、 当該実施機関に係る当 次条及び附則 言該年度 厚 第 生 金

一百分の五十

第二十三条の二 同表の 被保険者に係る当該年度の各月ごとの 二十四年一元化法附則第八十五条第 機関ごとに、 四条の六第三 地方公務員共済組合連合会にあつては、 各月に応じ、 険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とする。 則第八十四条の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ 率とし、 上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める 年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十三条の 合の組合員)たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる 合計額 下欄に定める率とし、 第三号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附 (以下この項において 一項第一 当該実施機関の組合員 当該年度における保険料 平成二十七年度から平成三十八年度までの 号に掲げる率は、 第四号厚生年金被保険者にあつては平成 「実施機関保険料相当額」という。 (国家公務員共済組合連合会及び 標準 項の表の上欄に掲げる月分の 同号の規定にかかわらず、 の各月の保険料率 当該連合会を組織する共済組 中報酬 の総 額 に乗じて得た額 (第 削 を、 一号厚生 第 表 当 実施 八 該 保

施機関ごとに算定した率とする。 に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乗じて得た額の合計額 に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乗じて得た額の合計額 に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乗じて得た額の合計額 を、当該年度における保険料の各月分に応じ第八十一条第四項の表の

ずるものとする。 現況及び見通しが作成されるまでの間に当該比率のいずれかが 回ることが見込まれる場合には、 回つている場合又は財政の現況及び見通しの作成に当たり次の る第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額若 等のそれぞれの額に対する当該政府等に係る当該年度の前年度におけ しくは実施機関の積立金額のそれぞれの比率のい 在り方について検討を加え、 十三条の三 政府は、 政府等に係る当該年度の厚生年金保険給付費 その結果に基づいて、 同条の規定による拠出 ずれかが現 必要な措置を講 金の 額 に り財政の \mathcal{O} を下 算定 を下

の結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。
附則第二十三条の二の規定の施行の状況を勘案しつつ検討を加え、そ第二十三条の四 政府は、附則第二十三条の規定による特例について、

(地方公共団体の長の退職の取扱いに関する特例)

第二十三条の五 都道府県知事又は市町村長(特別区の区長(地方自治

法第二 とみなす。 合においては を含む。 一百八十 三条第 であ 前 後の第三号厚生年金被保険者期間は引き続いたも る被 項 保険者 の規定により選挙され が 次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} た特別 ず れ カコ X 0 該当 区 長に限る す る場

すべき日前に退職した場合において、 て当選人とな 任期満了による り 選 再 挙 び地方公共団体の \mathcal{O} 期 日 の告示が が 当該任期満 なさ 長とな れ た後 つたとき 了による選挙にお 0 任 期 満了

となり、再び地方公共団体の長となつたとき。二」退職の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例)

第二十八条の二 む 項及び第三項 という。 であつた期間であつて政令で定める期間 に 十三条第一項及び附則第九条の二第二項第二号 員たる被保険者以外の被保険者であつた期間とみなす。 する保険給付については、 ある場合においては、 七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員 次条第 上である者について、 ,てその例による場合を含む。) 及び第四項 九条の四第一 並びに第五十八条第一項 てその例による場合を含む。 一項及び附則第 のうちに昭 (同条第五項においてその例による場合を含む。 被保険者期間 項 (次条第二項及び附則第二十八条の四第二項にお 当該期間は、 旧陸軍共済組合令 和十七年六月から昭和二十年八月までの 二十八条の四第 この法律による坑内員たる被保険者及び船 (第 (第四号を除く。) 及び第六十条第一 その者の老齢又は死亡に関 号厚生年金被保険者期間 におい 項において同じ。 (以下「旧共済組合員期間」 (昭和十五年勅令第九百四十 てその例による場合を含 (附則第九条の四 (附則第九条の三 ただし、 に限る。 が 日第六項 期間 し支給 並 び 第一 年以 第四 が

陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例)

旧

第二十八条の二 場合にあつては、 む。 二第二項第二号 は、 六月から昭和二十年八月までの期間がある場合においては、 その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定 項 いてその例による場合を含む。)並びに第九条の四 であつた期間とみなす。 法律による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者 める期間 済組合令 第四 及び附則第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。 及び第四項)においてその例による場合を含む。 その者の老齢又は死亡に関し支給する保険給付については、 [号を除く。 (以 下 (昭和十五年勅令第九百四十七号) (附則第九条の四第六項においてその例による場合を含 被保険者期間が一年以上である者について、 「旧共済組合員期間」という。)のうちに昭和十七年 (附則第九条の三第一項及び第三項 この限りでない。 及び第六十条第 ただし、 第四十三条第一項及び附則第九条の 項又は第一 に基づく旧陸軍 並びに第五十八条第一項 一項 第一項 の規定を適用する (同条第五項 (次条第 当該 共 旧 済組 陸 にお この り期間 軍 合 共

2 項の規定を適用する場合にあつては、 (略) この限りでない。 2 略

(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)

2 (略) 第二十八条の四

略

3 は、 生年金とみなす。 十四条の二を除く。 特例遺族年金は、 第五十八条第 この法律 項第四号に該当することにより支給される遺族厚 及び国民年金法第二十条の規定の適用について (第五十八条、 第六十条第一項及び第六 3

(日本国籍を有しない者に対する脱退 一時金の支給

第一 一十九条 略

6 会保険審査会に対して審査請求をすることができる。 厚生労働大臣による脱退一時金に関する処分に不服がある者は、 社

7 きる。 服がある者は 第九十条第一 一項各号に掲げる者による脱退 当該各号に定める者に対して審査請求をすることがで 時金に関する処分に不

8 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、 \mathcal{O} 規定は、 第九十条第四項及び第五項、 前二項の審査請求について準用する。この場合において、 第九十一条の二並びに第九十一条の三 政令で定める。

9 (略

の支給要件等 一以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退 時 金

(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)

第二十八条の四 略

2 (略)

適用については、第五十八条第一項第四号に該当することにより支給 項並びに第六十四条の三を除く。 される遺族厚生年金とみなす。 特例遺族年金は、この法律 (第五十八条、 及び国民年金法第二十条の規定の 第六十条第一項及び第二

(日本国籍を有しない者に対する脱退 時金の支給

第二十九条 略

6 て審査請求をすることができる。 脱退 一時金に関する処分に不服がある者は、 社会保険審査会に対し

7 れらの規定に関し必要な技術的読替えは、 の規定は、 第九十条第三 前項の審査請求について準用する。 「項及び第四項、 第九十一条の二並びに第九十一条の三 政令で定める。 この場合において、こ

8 (略

第 より 必要な読替えその他必要な事項は、 期間に係る被保険者期間ごとに、 適用する。 保険者期間 保険者であ 一十九条の二 計算した額とする。 退 時 金に ただし のみを有する者に係るものとみなして前 つた期間に係る被保険者期間を合算し、 0 一以上の種別 1 当該脱退 は この場合におい その の被保険者であ 者の一 時 同条第三項及び第四項の規定の例に 金の 政令で定める。 以上の 額 は 7 各号の 被保険 同条の つた期間を有 学者の 規 厚生年金 条第 0 定 期間 種別 \mathcal{O} 適用 項 する者に係 に係 被保険者 \mathcal{O} に係る被 規定を に関 る被

(独立行政法 人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

2

第

九条の三

略

略

、特定基金が解散する場合における責任準備金相当額 の特例

第三十三条 略

2 \ 4

5 \mathcal{O} 給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる は当該特定基金の加入員であつた期間 生年金被保険者期間に基づくものに限る。 あ として同項の規定の例により計算した額とするものとし、 第四十四条の二第一 入員であつた期間を除く。 つた者が老齢厚生年 前 項に規定する場合において、 (略) 項の規定にかかわらず、 金 (第 一号厚生年金被保険者期間又は第四 が基金の加 当該特定基金の加 (連合会又は他 入員であ 7、当該老齢厚生年金の額の受給権者であるときは 入員又は加 つた期間 の基金がその支 当該特定 でないも 入員で |号厚

、独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第 九条の二 略

2 略

第 十九条の三 略

、特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の `特例)

第三十三条 略

2 { 4 (略

5

翌月から、 あ \mathcal{O} を除く。 継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間 項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該特定基金の (員であつた期間 例により 前項に規定する場合において、 つた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、 が基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定 当該老齢厚生年金の額を改定する。 う計算した額とするものとし、 (連合会又は他の基金がその支給に関する義務を承 当該特定基金の加入員又は加入員で 当該特定基金が解散 第四十四 した月 条の二第 $\hat{\sigma}$ 加

2 (略)	。 に係る事務のうち政令で定めるものを連合会に行わせることができる	要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付	又は責任準備金相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必	三条第三項又は第三十四条第五項の規定により減額責任準備金相当額	第三十九条 厚生年金保険の実施者たる政府は、当分の間、附則第三十	(事務の委託に関する経過措置)	6 · 7 (略)	基金が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。
2 (略)	。 に係る事務のうち政令で定めるものを連合会に行わせることができる	要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付	又は責任準備金相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必	三条第三項又は第三十四条第五項の規定により減額責任準備金相当額	第三十九条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、附則第三十	(事務の委託に関する経過措置)	6 · 7 (略)	

0 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) 抄 (平成二十七年十月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

(第二条関係)

第四節 (略)	F 1 1 1 1 1 1 1 1 1	改正案	
第四節 (略)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 第一章 総則 (第一条—第二条) 第二章・第三章 (略) 第二章・第三章 (略) 第二節 短期給付 第二節 短期給付 第二款 通則 (第五十一条—第五十三条) 第二款 随書共済年金(第七十六条—第八十条—第八十条—1 八十一条—第八十十条—1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	現	

第五章~第九章

附則

略

(定義)

第二条 (略)

2

(略)

3 る日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がない者 あつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時そ 者に限るものとし、 する障害等級の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にある 年金保険法 又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続 者によつて生計を維持していたものとみなす。 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、 (昭和二十九年法律第百十五号) 第四十七条第二項に規定 組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児で 十八歳に達す き厚生 3

第二章 組合及び連合会

第一節 組合

一設立及び業務

第三条 (略) 略

2

第五章~ 第九 章 (略

附則

(年金額の改定)

第 賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、 条の二 この法律による年金である給付の 額は、 国民の 変動後の諸事情 生活水準、

(定義)

に応ずるため

速やかに改定の措置が講じられなければならない。

第二条 (略)

2 (略

る日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がない者 死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。 の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の の状態にある者に限るものとし、 又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八 十一条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達す 組合員又は組合員であつた者の死亡

第 一章 組合及び連合会

第 節 組合

第三条 略

(設立及び業務)

2 (略)

事業を行うものとする。
「項に規定する長期給付及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福祉3」組合は、第五十一条第一項各号に掲げる短期給付、第七十二条第一

4 年金法 以下 びに第百二条の二に規定する財政調整拠出 定する基礎年金拠出金 項に規定する拠出金 律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等 齢者支援金等 者納付金等」という。 (平成九年法律第百二十三号) 組合は、 「介護納付金」 (昭 前項に定めるもののほ 和三十四年法律第百四十一号) (以 下 という。 以下 「後期高齢者支援金等」という。 (以下「基礎年金拠出金」という。 及び同法第百十八条第一項に規定する後期高 「厚生年金拠出 第百五十条第一 厚生年金保険法第八十四条の五第一 か、 高齢者の医療の確保に関する法 第九十四条の二第二項に規 金 金の拠出に関する業務 という。 項に規定する納る (以 下 介護保険法 並びに国民 前 の納付並 付金 期高齢 を行 4

5 (略)

う。

(定款)

第六条組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならなど

一~五 (略)

六 給付及び掛金に関する事項

七~九 (略)

2 \ \ 4

略

(秘密保持義務)

祉事業を行うものとする。項各号に掲げる長期給付及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福3組合は、第五十一条第一項各号に掲げる短期給付、第七十二条第一

律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等 第百四十一号) 以下「介護納付金」という。) 齢者支援金等 者納付金等」という。 る財政調整拠出金の 下 (平成九年法律第百二十三号) 組合は、 「基礎年金拠出 前項に定めるもののほか、 (以 下 第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金 **金** 拠出に関する業務を行う。 「後期高齢者支援金等」という。)及び同法第百十八条第一項に規定する後期高 という。 並びに国民年金法 第百五十条第一項に規定する納付金 の納付並びに第百二条の二に規定す 高齢者の医療の確保に関する法 (昭和三十四年法律 。 以 下 介護保険法 「前期高齢 以

5 (略)

(定款)

第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない

 一 <u>~</u> 五

(略)

七~九(略)項を除く。)

(第二十四条第

一項第七号に掲げる事

2~4 (略)

(秘密保持義務)

第十三条の二 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、 合の事業に関して職務上知り得た秘密を漏らし 又は盗用してはなら 組

第二節 連合会 ない。

(設立及び業務)

第二十一条 め、全ての組合をもつて組織する国家公務員共済組合連合会 連合会」という。) 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うた を設ける。 -(以下

2 連合会の業務は、 次に掲げるものとする。

じ。 組合法 る財政調整拠出金の受入れを含む。)のうち次に掲げるもの 年金交付金」という。)の受入れ、基礎年金拠出金の納付並びに第 険法第八 百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済 長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。)の事業に関する業務 (昭和三十七年法律第百五十二号)第百十六条の二に規定す 十四条の三に規定する交付金 (厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保 (以下この号において 以下同 「厚生

イ 長期給付の裁定及び支払

口 る費用その他の政令で定める費用をいう。) 納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要す 長期給付に要する費用 (厚生年金拠出 金及び基礎年金拠出 の計算 金 \mathcal{O}

同じ。) 積立金 の積立て (第三十五条の二に規定する積立金をいう。 ニにおい

略

ホ ニ 厚生年金拠出 金の納付及び厚生年金交付金の受入れ

> 第十三条の二 上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。 合の事業 (短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、 に関して職務 組

第二節 連合会

(設立及び業務

第二十一条 め、すべての組合をもつて組織する国家公務員共済組合連合会 「連合会」という。 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うた)を設ける。

連合会の業務は、 次に掲げるものとする。

2

調整拠出金の受入れに関する業務を含む。)のうち次に掲げるもの じ。)の事業に関する業務 の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第百十六条の二に規定する財政 長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。 (基礎年金拠出金の納付並びに第百二条 以下同

イ 長期給付の決定及び支払

口 二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用を含む。) 長期給付に要する費用 (基礎年金拠出金の納付及び第百二条の の計

おいて同じ。 積立金 (第三 十 の積立て -五条の 第 項に規定する積立金をいう。 ニに

= 略

、~チ 略

3 • 4 (略 (略)

第二十四条 らない。 連合会は、 定款をもつて次に掲げる事項を定めなければな

一 <u>~</u> 五. 略

七十六 長期給付の裁定及び支払に関する事項

削除

八~十二 略

2

(略

3 り準用する第六条第二項の規定による認可をしようとするときは、 5 かじめ、 財務大臣は、 総務大臣に協議しなければならない。 第一 項第八号に掲げる事項について、 前 項の規定によ あ

(長期給付に充てるべき積立金の積立て)

第三十五条の二 る財政調整拠出金の拠出を含む。 生年金拠出金及び基礎年金拠出 連合会は、 政令で定めるところにより、 金の納付並びに第百二条の二に規定す)に充てるべき積立金を積み立てな 長期給付 厚

ければならない。

ホ~ト (略)

(略)

3 4 (略)

(定款)

第二十四条 連合会は、 定款をもつて次に掲げる事項を定めなければな

らない。

一 <u>{</u> 五. (略)

七十六 長期給付の決定及び支払に関する事項

標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項 長期給付 (基礎年金拠出金を含む。 に係る標準報酬の月額及び

八~十二 (略

2

3 ときは、 の規定により準用する第六条第二項の規定による認可をしようとする 財務大臣は、 あらかじめ、 第一 項第七号及び第八号に掲げる事項について、 総務大臣に協議しなければならない。 前 項

(長期給付に充てるべき積立金の積立て及び運用)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、 に充てるべき積立金を積み立てなければならない。 礎年金拠出金及び第百二条の二に規定する財政調整拠出金を含む。 長期給付 基

2 用しなければならない。 める金額を、 連合会は 政令で定めるところにより 前項の規定により 、積み立てた積立金の 財政融資資金に預託して運 額の うち 政令で定

(準用規定)

第三十六条 る 中「組合の代表者」とあるのは 条の規定は、 業状況報告書及び監事の意見を記載した書面」 あるのは 添付し」と、 作成し」 て いた」 とあるのは とあるのは とあるのは 「連合会の役員及び連合会」 第七条、 同条第三項中 連合会について準用する。この場合において、第十一条 「連合会の役員若しくは連合会の事務」と、 第十一条から第十七条まで、 「作成し、 「これらの者であつた」と、 「及び事業状況報告書」とあるのは これらに監事の意見を記載した書面 「理事長」と、 ٢ 第十三条の二中 | と読み替えるものとす 第十三条中 第十六条第二項中 第十九条及び第二十 「組合」 組合の事 「従事 لح 事 を L

、組合員期間の計算

第三十八条

(略)

2 者 員たる厚生年金保険の被保険者を除く。 その月を一月として組合員期間を計算する。 組合員の資格を取得したとき、 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは (国民年金法第七条第一 の資格を取得したときは、 項第二号に規定する第二号被保険者を除っ この限りでない。 又は厚生年金保険の被保険者)若しくは国民年金の被保険 ただし、 その月に、 (組合 更 <

3 4 略

第四 章 給付

(準用規定)

第三十六条 ر ح この場合において、 と読み替えるものとする。 意見を記載した書面を添付し」と、 条まで、第十九条及び第二十条の規定は、 第十六条第二項中「作成し」とあるのは とあるのは 第十三条中「組合」とあるのは「連合会の役員及び連合会」と 第七条、 第十一 第十一条中 事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面 条から第十三条まで 「組合の代表者」とあるのは 同条第三項中 連合会について準用する。 「作成し、これらに監事の 第十四 「及び事業状況報告 「条から第十七 「理事長

|組合員期間の計

第三十八条 (略)

2 号) 第一 険者を除く。 金の被保険者 制度の加入者」 に組合員の資格を取得したとき、 の組合員 その月を一月として組合員期間を計算する。 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは 項に規定する地方公務員共済組合 の規定による私立学校教職員共済制度の 私立学校教職員共済法 (国民年金法第七条第一項第二号に規定する第 という。 0 資格を取得したときは、 厚生年金保険の被保険者若しくは国民年 又は地方公務員等共 (昭和二十八年法律第 (以 下 この限りでない。 加入者 「地方の組合」 ただし、 災 済組合法第三 その月に、 下 私学共済 という。 百四十五 条 更

第四

3

(略

給付

第一節 通則

(給付の決定及び裁定)

| づいて、組合が決定する。 | 第四十一条 短期給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基

2 組合は、短期給付の原因である事故が公務又は通勤(国家公務員災 2 組合は、短期給付の原因である事故が公務又は通勤(国家公務員災 2 組合は、短期給付の原因である事故が公務又は通勤(国家公務員災 2

、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により

第四十二条から第四十五条まで削除

第一節 通則

(給付の決定)

第四十一条 会。 者」 次項、 という。 第四十七条第一項、 給付を受ける権利は、 の請求に基づいて、 第四十八条、 その権利を有する者 組合 (長期給付にあ 第九十五条、 (以 下 つては、 第百六条、 「受給権 連合

第百十四条及び第百十八条において同じ。

が決定する。

(標準報酬)

の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額第四十二条 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次

きは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これの二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があると

を十円に切り上げるものとする。)とする。

第二級	第一級	等級	標準報酬の
10回、000円	九八、〇〇〇円		標準報酬の月額
101、000円以上	一〇一、〇〇〇円未満		報酬月額

二三〇、〇〇〇円以上	二四〇、〇〇〇円	第一五級
□□○、○○○円以上	11110, OOOE	第一四級
一九五、○○○円永満	1100、000円	第一三級
一九五、〇〇〇円未満	一九〇、〇〇〇円	第一二級
一八五、〇〇〇円以上	一八〇、〇〇〇円	第一一級
一七五、〇〇〇円未満	一七〇、〇〇〇円	第一〇級
一六五、〇〇〇円未満	一六〇、〇〇〇円	第 九 級
一五五、〇〇〇円未満	一五〇、〇〇〇円	第八級
一四六、〇〇〇円未満	一四二、〇〇〇円	第七級
一三八、〇〇〇円未満	三回、〇〇〇円	第六級
一三〇、〇〇〇円永満	111代、〇〇〇田	第五級
一一四、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円	第 四 級
一一四、〇〇〇円未満	110,000円	第三級
一〇七、〇〇〇円未満		

五四五、〇〇〇円以上	五六〇、〇〇〇円	五六	第二八級
五四五、〇〇〇円未満	〇、〇〇〇円	五三〇、	第二七級
五一五、〇〇〇円未満			
四八五、〇〇〇円以上	〇、〇〇〇円	五〇〇、	第二六級
四八五、〇〇〇円未満			
四五五、〇〇〇円以上	〇、〇〇〇円	四七〇、	第二五級
四五五、〇〇〇円未満			
四二五、〇〇〇円以上	0、000円	四四〇、	第二四級
四二五、〇〇〇円未満			
三九五、〇〇〇円以上	四一〇、〇〇〇円	四一	第二三級
三九五、〇〇〇円未満			
三七〇、〇〇〇円以上	〇、〇〇〇円	三八〇、	第二二級
三七〇、〇〇〇円未満			
三五〇、〇〇〇円以上	〇、〇〇〇円	三六〇、	第二級
三五〇、〇〇〇円未満			
三三〇、〇〇〇円以上	O, OOOE	三回〇、	第二〇級
三三〇、〇〇〇円未満			
三一〇、〇〇〇円以上	〇、〇〇〇円		第一九級
三一〇、〇〇〇円未満			
二九〇、〇〇〇円以上	O, OOOE	11100,	第一八級
二九〇、〇〇〇円未満			
二七〇、〇〇〇円以上	O, OOOE	二八〇、	第一七級
二七〇、〇〇〇円未満			
二五〇、〇〇〇円以上	O, OOOE	一六〇、	第一六級
二五〇、〇〇〇円未満			

	〇〇〇円以上	六〇五、〇	八二〇、〇〇〇円	第三〇級
ileg [六○五、○○○円未満	六〇五、		
<u> </u>	五七五、〇〇〇円以上	五七五、	五九〇、〇〇〇円	第二九級
II-9	五七五、〇〇〇円未満	五七五、		

は除く。 酬月額として、 支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、 間 組 (同 合は、 . 日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報 毎年七月 標準報酬を決定する。 一日において、 現に組合員である者の 同 カゝ 日 L前三月 その月 報 酬

2

翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から

しない。 を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用 第十二項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬 を改定され又は第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び 取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び

で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。 した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において 組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得

7 組合は、組合員が継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎とな

酬 \mathcal{O} を三で除して得た額が 比べて著しく高低を生じ、 つた日数が 額を報酬月額として、 を改定するものとする。 十七日以上でなければならない。 その その著しく高低を生じた月の翌月から標準報 財務省令で定める程度に達したときは、 者の 標準 -報酬の基礎とな に受けた報酬の た報酬月額に 総額 そ

8

前

項の規定によつて改定された標準報酬は、

その年の八月三十一日

(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては

翌年の八月三十

旦

までの標準報酬とする。

9 にお 以下 準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る を終了した日 合を含む。 同 の育児休業等に関する法律 三年法律第百八号)第三条第一項の規定による育児休業、 て講ずる措置による休業、 る育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に 祉に関する法律 組合は、 法第二十七条第一 (平成三 一百九十九号) の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じ 「育児休業等」という。 て当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合にお 年法律第百十一号) 育児休業、 の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法 (以下この条において「育児休業等終了日」という。 (平成三年法律第七十六号) (第七号に係る部分に限る。) において準用する場 項及び裁判所職員臨時措置法 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 国会職員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百九号) 第三条第)を終了した組合員が、 第二条第一項の規定による育児休業 第二条第 (昭和 当該育児休業等 号の規定によ 十六年法律 国家公務員 平成 項 福

た期間に限るものとし

かつ

報酬支払の基礎となつた日数が十七日

以後三月間

(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であ

育児休業等終了日の翌日が属する月

組合に申出をしたときは、

その 産前 ものとする。 未満である月があるときは 期 産後休業を開始している組合員は、 間 0 月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬を改定する ただし、 育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する その月を除く。 この限りでない。 に受けた報酬の総額を

10

項の規定によつて改定された標準報酬は、

育児休業等終了日の翌

日

から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月

11 三十 るときは、 組 ては、 合は、 日 (七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものに 出産の予定日) 産前産後休業 翌年の八月三十一 (出産の日 以前四十二日 旦 までの標準報酬とする。 (出産の日が出産の予定日後であ (多胎妊娠の場合にあつては

して 満である月があるときは、 三月間 ものとする。 \mathcal{O} 期間に限るものとし、 組合に申出をしたときは、 休業を終了した日 に限る。 いこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合 期間の月数で除して得た額を報酬月額とし いる組合員は、 において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、 (産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた 日 をいう。 ただし、 から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さな (以下この条において この限りでない。 以下同じ。 産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始 かつ、 その月を除く。 産前産後休業終了日の翌日が属する月以 報酬支払の基礎となつた日数が十七日未 を終了した組合員が、 「産前産後休業終了日」とい に受けた報酬の総額をそ 標準 報酬を改定する 当該産前産後 後

12 翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八 については 項の規定によつて改定された標準報酬は、 日 (七月から十二月までのいずれかの月から改定されたもの 翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。 産前産後休業終了日の

13 七項、 く不当であるときは、 定によって算定することが困難であるとき、 めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。 する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認 組合員の報酬月額が第二項 第九項若しくは第十一項の規定によつて算定するとすれば著し これらの規定にかかわらず、 第五項、 第九項若しくは第十 又は第二項、 同様の職務に従事 第五項、 一項の規 第

(標準期末手当等の額の決定)

第四十二条の二 百五十万円を超えるときは、 当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が の月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、 の端数を生じたときはこれを切り捨てて、 組合は、 組合員が期末手当等を受けた月において、 これを百五十万円とする。 その月における標準期末手 これに千円未満

2 る。 前条第十三項の規定は、 標準期末手当等の額の算定について準用す

(遺族の順位)

第四十三条 給付を受けるべき遺族の順位は、 次の各号の順序とする。

父母

配偶者及び子

孫

四三二 祖父母

2 実父母の実父母の順とする。 父母については養父母の養父母 前項の場合において、 父母については養父母、 養父母の実父母、 実父母の順とし、 実父母の養父母、 祖

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、 又は同順

2

(略)

(給付金からの控除

第四十六条 組合員が第百一条第三項の規定により第百条第一項に規定 あるときは、 者に支給すべき給付金 かつ、その者が第百一条第三項の規定により払い込まなかつた金額が する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その 当該給付金からこれを控除することができる。 (家族埋葬料に係る給付金を除く。) があり、

> たときは、 は 位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じ 前二項の規定は、 その先順位者又は同順位者となることができる者について その生じた日から適用する。

|順位者が| 一人以上ある場合の給付)

第四十四条 以上あるときは、 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人 その給付は、 その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十五条 る。 条の規定に準じて、これをその者の遺族(弔慰金又は遺族共済年金に ことができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、 ついては、 支給すべき遺族がないときは、 これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族) 受給権者が死亡した場合において、 当該死亡した者の相続人に支給 その者が支給を受ける に支給 前

2 おいて、 その全額をその 前項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは その一人にした支給は、 人に支給することができるものとし、 全員に対してしたものとみなす。 この場合に

(給付金からの控除

第四十六条 により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控 族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が同項の規定 を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金 除 することができる。 組合員が第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額 (家

2

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十七条 を控除した金額) 三項の規定により支払つた一部負担金(第五十五条の二第一項第一号 金額 る場合には の措置が採られるときは、 (その給付が療養の給付であるときは、 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ 組合は、 の全部又は一部を徴収することができる。 その者から、 当該減額された一 その給付に要した費用に相当する 部負担金) 第五十五条第二項又は第 に相当する額

2 関にお 記載をしたため、 医をいう。 定により徴収すべき金額を納付させることができる。 の保険医又は主治の医師に対し、 前項の場合において、 項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の いて診療に従事する保険医 又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条 その給付が行われたものであるときは、 第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機 給付を受けた者と連帯して前項の規 (第五十八条第 一項に規定する保険 組合は、

還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。 問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の実施の他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用のででである。 関連を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問者護事業者が偽

(損害賠償の請求権)

当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、受給権者(当該給給付に係るものを除く。)が第三者の行為によつて生じた場合には、第四十八条組合は、給付事由(第七十条又は第七十一条の規定による

(附加給付)

第二節 短期給付

第一款 通則

第五十一条 (短期給付の種類等) (略

(給付を受ける権利の保護)

2

前項の場合において、

受給権者

(同項の給付事由が組合員の被扶養

者について生じた場合には、

当該被扶養者を含む。

事由について損害賠償を受けたときは、

組合は、

その価額の限度

が第三者から同

給付をしないことができる。

含む。

付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、

当該被扶養者を

が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第四十九条 供し、 税滞納処分 受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に 担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国 この限りでない。 又は差し押さえることができない。 この法律に基づく給付を受ける権利は、 (その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は ただし、 年金である給付を 譲り渡し、 担保に

(公課の禁止)

第五十条 手当金については、 標準として、 租税その他の公課は、 課することができない。 この限りでない。 組合の給付として支給を受ける金品を ただし 退職共済年金及び休業

第二節 短期給付

第一款 通則

(短期給付の種類等)

第五十一条 (略)

(附加給付)

(略)

第五十二条の二	(標準報酬)
標準報酬の等級及び月額は、	
組合員の報酬	

端数があるときは、 は、 は、 き次の区分(次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたとき その月額の二十二分の 改定後の区分)によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額 これを十円に切り上げるものとする。)とする。 これを切り捨て、 一に相当する金額 五円以上十円未満の端数がある (当該金額に五円未満の 酬月額に基づ

	笙		笙		笙		笙		笙		笙		笙	第	笙	桓	上	1
	第八級		第七級		第六級		第五級		第四級		第三級		第二級	級	等級	標準報酬の	ときは、	
																の		
	五		匹一		三元		一 二 六		一八					九八、		標淮	を十四	
	田〇、〇〇〇田		四二、〇〇〇円		三四、〇〇〇円		二六、〇〇〇円		()		0,			〇〇〇円		標準報酬の月額	に 切 り	
	〇 〇 円		〇 円		〇 円		〇 円		〇 〇 〇 円		〇 〇 〇 〇 円		〇〇〇円	円		月額	り上げ	
1					1		1					1	1	1			るもの	
五五	四六、	一四六、	三八	三八、	= 0	<u>=</u>			四	一匹	一〇七、	一〇七、	<u> </u>			1	これを十円に切り上げるものとする。	
,)	, 00	0	,	,	0	,	,					,	,		報酬		
五五、〇〇〇円未満	〇〇〇円以上	四六、〇〇〇円未満	三八、〇〇〇円以上	〇〇〇円未満	三〇、〇〇〇円以上	〇〇〇円未満	二一、〇〇〇円以上	〇〇〇円未満	000円以上	○○○円未満	000円以上	〇〇〇円未満	000円以上	〇〇〇円未満		月) とする。	
木満	上	木満	上	満	上	満	上	満	上	満	上	満	上	満		額	0	

三七〇、〇〇〇円未満		
三五〇、〇〇〇円以上	三六〇、〇〇〇円	第二一級
三五〇、〇〇〇円未満		
三三〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円	第二〇級
三三〇、〇〇〇円未満		
三〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円	第一九級
三一〇、〇〇〇円未満		
二九〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円	第一八級
二九〇、〇〇〇円未満		
二七〇、〇〇〇円以上	二八〇、〇〇〇円	第一七級
二七〇、〇〇〇円未満		
二五〇、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円	第一六級
二五〇、〇〇〇円未満		
二三〇、〇〇〇円以上	二四〇、〇〇〇円	第一五級
□□□○、○○○円未満		
二一〇、〇〇〇円以上	11110、000円	第一四級
二一〇、〇〇〇円未満		
一九五、〇〇〇円以上	国〇〇〇、〇〇〇三	第一三級
一九五、○○○円未満		
一八五、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円	第一二級
一八五、○○○円未満		
一七五、〇〇〇円以上	一八〇、〇〇〇円	第一一級
一七五、〇〇〇円未満		
一六五、〇〇〇円以上	田〇〇〇、〇十二	第一〇級
一六五、〇〇〇円未満		
一五五、〇〇〇円以上	一六〇、〇〇〇円	第九級

○○○円未満	t			
	七三〇	七五〇、〇〇〇円	七五〇、	第三四級
. 〇〇〇円未満	七三〇			
、〇〇〇円以上	六九五.	〇 〇 円	七一〇、	第三三級
. 〇〇〇円未満	六九五、			
. 000円以上	六六五	〇〇〇円	六八〇、	第三二級
. 〇〇〇円未満	六六五			
. 〇〇〇円以上	六三五	〇〇〇円	六五〇、	第三一級
. 〇〇〇円未満	六三五			
、〇〇〇円以上	六〇五、	〇〇〇円	六二〇、	第三〇級
. 〇〇〇円未満	六〇五			
. 〇〇〇円以上	五七五	000円	五九〇、	第二九級
. 〇〇〇円未満	五七五、			
、〇〇〇円以上	五四五	000円	五六〇、	第二八級
. 〇〇〇円未満	五四五			
. 000円以上	五一五	〇〇〇円	五三〇、	第二七級
. 〇〇〇円未満	五一五			
, 000円以上	四八五	〇〇〇円	五〇〇、	第二六級
. 〇〇〇円未満	四八五			
. 000円以上	四五五、	〇〇〇円	四七〇、	第二五級
. 〇〇〇円未満	四五五五			
. 000円以上	四二五、	〇〇〇円		第二四級
. 〇〇〇円未満	四二五、			
, 000円以上	三九五、	〇〇〇円		第二三級
. 〇〇〇円未満	三九五、			
、〇〇〇円以上	三七〇	〇 〇 円	三八〇、	第二二級

3 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月空がの改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところによりである最高等級の標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加えっちの最高等級の標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加えっちの最高等級の標準報酬の第級の最高等級の上に更に等級を加えりがある。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級の方ちの最高等級の標準報酬の区分については、健康保険法(大正十年)第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級の方式の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十年)第四十条第二項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十年)第四十条第二項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十年)第四十条第二項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十年)第四十条第二項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十年)第四十条第二項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十年)第四十条第二項の規定による標準報酬の区分については、対している。	第四三級一、二一〇、〇〇〇円一、一七	第四二級 一、一五〇、〇〇〇円 一、一七	第四一級 一、〇九〇、〇〇〇円 一、〇五	第四〇級 一、〇三〇、〇〇〇円 一、〇五	第三九級 九八〇、〇〇〇円 九五五、	第三八級 九三〇、〇〇〇円 九五五、	第三七級 八八〇、〇〇〇円 八五五、	第三六級 八三〇、〇〇〇円 八五五、	第三五級 七九〇、〇〇〇円 七七〇、
現に出合員である者の同日前三月別については、健康保険法(大正十年を超えてはならない。 現を超えてはならない。 現を超えてはならない。		、一七五、〇〇〇円未満、一一五、〇〇〇円以上	、一一五、〇〇〇円未満	、〇五五、〇〇〇円未満	五五、○○五、○○○円未満	五五、〇〇〇円未満	○五、○○○円未満	五五、〇〇〇円未満一〇、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満

- 翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から
- 5 酬を改定され又は改定されるべき組合員については、 用しない。 び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準 取得した者並びに第八項又は第十項及び第十 第三項の規定は、 六月一 日 から七月一 日までの 項若しくは第 間に組合員の資格 その年に限り + 項 報 適 及 を
- 6 令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。 7 した日の現在の報酬 組合は、 週その他月以外の 組合員の資格を取得した者があるときは、 0 額により標準報酬を決定する。 定期間により支給される報酬 この場合にお その資格を取得 に ついては、 政 V
- 7 での た日からその年の八月三十一 前項の規定によって決定された標準報酬は、 に組合員の資格を取得した者については、 、標準報酬とする。 日 (六 月 日から十二月三 翌年の八月三十一日) 組合員の資格を取得 丁 日まで ま \mathcal{O} L
- 8 酬 \mathcal{O} を三で除して得た額が、 つた日数が、 額を報酬月額として、 組合は、 を改定するものとする。 て著しく高低を生じ 組合員が継続した三月間 十七日以上でなければならない。 その著しく高低を生じた月の翌月から標準報 その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に 財務省令で定める程度に達したときは、 (各月とも、 に受けた報酬 報酬支払 の基礎とな \mathcal{O} 総額 そ
- 9 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日

、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては

10

日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月 を改定するものとする。 が十七日未満である月があるときは、 員であ 属する月以後三月間 場合において、 を終了した日 合を含む。 同 三年法律第百八号) 準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項 祉 以下「育児休業等」という。) 第二百九十九号) て講ずる措置による休業、 る育児休業若しくは同法第二十三条第二項の に規定する産前産後休業を開始している組合員は、 **、**う。 総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、 育児休業等に関する法律 組合は、 法第二十七条第 前 に関する法律 (平成三 の規定により同項第一 項 の規定によつて改定された標準報酬 つた期間に限るも におい 育児休業、 一年法律第百 の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法 (以下この項及び次項にお 組合に申出をしたときは、 て当該育児休業等に係る三歳に満たな (平成三年法律第七十六号) (第七号に係る部分に限る。) 第三条第一項の規定による育児休業 項及び裁判所職員臨時措置法 (育児休業等終了日の翌日にお 介護休業等育児又は家族介護を行う労働 + ただし、 のとし、 二号に規定する育児休業に関する制度に準じ 号) 国会職員の育児休業等に関する法 (平成三年法律第百九号) を終了した組合員が、 第二条第 育児休業等終了 か つ、 その月を除く。 報酬支払の基礎となつ いて 育児休業等終了日の翌日 項 は、 (第二号に係る部分に限る 第 育児休業に関する制 の規定による育児休業 「育児休業等終了日」 二条第 育児休業等終了日の において準用する場 日 (昭和二十六年法律 この限りでな \mathcal{O} いて継続)に受けた報酬 当該育児休業等 翌日に第十二項 第三条第 い子を養育する 号の 国家公務員 規定によ 標準報 して組 律 た日 者 平 項 度に \mathcal{O} 数 蓼 ح 成 酬 合 が 福

11

三十 は 日 七月 翌年 から十一 \mathcal{O} 月三十 二月までの 旦 までの V ずれ 標準 か \mathcal{O} 報酬 月から改定されたも とする。

12 13 休業を終了した日 るときは 改定するものとする。 総額をその期間 十七日未満である月があるときは、 であつた期間に限るものとし、 る月以後三月間 お 旦」という。 に限る。 いこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合 組合は、 を開始している組合員は、 て、 組合に申出をしたときは、 月 を 産前産後休業 出 から出 いう。 産の予定日 において当該産前産後休業に係る子を養育する場合に の月数で除して得た額を報酬月額として、 (産前 (以下この項 以下同じ。 産の日後五十六日までの ただし、 産後休業終了日 (出産 以前四· この か 産前産後休業終了日の 及び の日 限りでない。 つ、 を終了した組合員が、 \pm その月を除く。 産前 次項にお 出 日 報酬支払の基礎となつた日数が \mathcal{O} 翌日において継続して組合員 産後休業終了日の翌日が 産の日が出産の予定日 (多胎妊! 間にお いて 娠 「産前空 \mathcal{O} 1 翌日に育児休業 場合にあ に受けた報酬 て勤務に服さな 当該産 産後休業終了 標準 報酬 つては 後で 前 属す 産後 あ を \mathcal{O}

14 する職員の めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。 く不当であるときは、 定によつて算定することが困難であるとき、 項 組合員の報酬月額が第三項 く 第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著し の報酬月額その は 翌 年 の八月三十 これらの規定にかかわらず、 他 の事情を考慮して組合の代表者が適当と認 旦 第六項、 までの 第十項若しくは第十二項 標準報酬とする。 又は第三項、 同様の 第六項、 職務に従事 \mathcal{O} 第 規

月三十 翌 日

一月

(七月から十二月までのいずれかの)

月から改定されたも

 \mathcal{O}

前

項の規定によつて改定された標準報酬

は、

産

前

産

後

休業終了

日

 \mathcal{O}

から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八

、標準期末手当等 \mathcal{O} 額 の決定)

第五十二条の三 準期 万円 ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。 当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計 当等の額を決定する。この場合において、 ととなる場合には、 たときは、 端数を生じたときはこれを切り捨てて 月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき 末手当等の額を決定し (前条第二項の規定による標準報酬 政令で定める額。 組合は、 当該累計額が五百四十万円となるようその 組合員が期末手当等を受けた月にお その年度においてその月の翌月以降に受 以下この項において同じ。 \mathcal{O} 当該組合員が受けた期末手 月額 その月における標準期 の区 分の これに千円 改定が 額が を超えるこ いて、 五百四十 月の 行われ 末手 未満 標

2 る。 前条第十四項の規定は 標準期末手当等の額の算定に 0 1 て準用を

す

短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬

第五 合には、 給付をいう。 . う。 という。)は、 の二第一項に規定する標準報酬の月額 十二条の四 又は同項に規定する標準報酬の日額 退職の日) 以下同じ。) 短期給付 給付事由が生じた日 \mathcal{O} に標準報酬の月額 (第五十一 の給付額の算定の基準となるべき第五十二 条及び第五十二条に規定する短期 又は標準報酬 (給付事由が退職後に生じた場 (以下「標準報酬の月額」 (以 下 \mathcal{O} 「標準 日額とする。 報酬 の日額 لح

(被扶養者に係る届出及び給付)

月額又は標準報酬の日額とする。

(給付事由が退職後に生じた場合には、

退職の日)の標

報酬の日額

以下

「標準報酬の日額」

という。

は、

給付事

。 以 下

「標準報酬の月額」という。

又は同項に規定

2

被扶養者に係る短期給付は、

新たに組合員となつた者に被扶養者と

第五十三条

略

(被扶養者に係る届出及び短期給付)

2 被扶養者に係る給付は、 新たに組合員となつた者に被扶養者となる

短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬

短期給付

(前二条に規定する短期給付をいう。

以下同

第五 準報酬の じ。)の給付額の算定の基準となるべき第四十二条第一項に規定する 由が生じた日 する標準 標準報酬の月額 十二条の二

第五十三条 略

日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとするによる届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十による届出がその組合員となつたて、同項(第二号を除く。)の規定前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、組合員にはるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に

(支払未済の短期給付の受給者の特例)

のとみなす。 ことができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたもする。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給する 人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給 があるときは、その短期給付は、その人数によって等分して支給 のとみなす。

(不正受給者からの費用の徴収等)

五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金(第五十五条用に相当する金額(その短期給付が療養の給付であるときは、第五十た者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費第五十三条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受け

内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。、おぞれ行うものとする。ただし、同項(第二号を除く。)の規定によ第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、そべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項

- できる。
 金)に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することがの二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担
- 2 に対し、 が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、 医をいう。)又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師 金額を納付させることができる。 において診療に従事する保険医 前項の場合において、 が行われたものであるときは、 短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべ 第五十五条第 組合は、 (第五十八条第一 項第三号に掲げる保険医療機 その保険医又は主治 項に規定する保険 その短期給 の医師 き

(損害賠償の請求権)

第五十三条の四 規定による短期給付に係るものを除く。) 者について生じた場合には、 じた場合には、 短期給付を受ける権利を有する者 が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。 組合は、 当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で 給付事-当該被扶養者を含む。 由 (第七 (当該給付事由が組合員の被扶養 十条第 が第三者の行為によつて生 項又は第七 次項にお いて同じ + \mathcal{O}

2

前項の場合において

短期給付を受ける権利を有する者が第三者か

限度で、短期給付をしないことができる。ら同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の

(短期給付を受ける権利の保護)

差し押さえる場合は、この限りでない。 金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当第五十三条の五 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し

(公課の禁止)

については、この限りでない。
ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金第五十三条の六 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受

(短期給付の制限)

第五十三条の七 る短期給付は、 項の規定に該当する場合を除き、 らの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、 行為により、 行わない。 又は故意に、 この法律により短期給付を受けるべき者が、 病気、 当該病気、 負傷、 死亡若しくは災害又はこれ 負傷、 死亡又は災害に係 故意の 次 犯

死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の項及び第百十一条第三項において「支払未済給付」という。)を受め意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者のに、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者のに、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者のが、当該支払未済の短期給付(以下この項及び第百十一条第三項において「支払未済給付を受けるべき者を故意を放送して、

2

□ の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする

きる。 きる。 きる。 きる。 きる。 きる。 また、 はたいて、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、 場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、 はたいると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた まると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた

第二款 保健給付

(療養の給付)

第五十四条 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

とするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けよう

(略)

務員共済組合(以下「地方の組合」という。) で療養の給付に相当一 組合員 (地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公

第二款 保健給付

第五十四条 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

とするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けよう

(略)

合員及び私学共済制度の加入者を含む。) に対し療養を行う医療機一 組合員(地方の組合で療養の給付に相当する給付を行うものの組

加入者 する給付を行うも し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約 年法 律第一 (以 下 百四 「私学共済制度の加入者」 十 のの組合員及び私立学校教職員共済法 ·五号) \mathcal{O} 規定による私立学校教職員共済制 という。 を含む。 韶 和 に対 度 十 \mathcal{O}

三 三 (略)

しているもの

2~7 (略)

- (組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付|

第五十九条 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者 る同法第四十二条の二第一 療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 療養費 際に療養の給付、 例被保険者等」という。 条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービ るものに限る。 着型介護サービス費 るサービスに係るものに限る。 相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当す る指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。 による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一 -ビス費 特例居宅介護サービス費 療養費、 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八 組合員が資格を喪失し、 以下この条において同じ。 入院時食事療養費、 訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当す)となつた場合において、 項に規定する指定地域密着型サービスに係 (同法の規定による当該給付のうち療養に 以下この条において同じ。 か 入院時生活療養費、 つ、 健康保険法第三条第二項に (次項において 特例地域密着型介護サ その者が退 (同法の)、地域密 項に規定 保険外併用 日 避職した 規定 定す 看護 雇特

関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 (略)

2~7 (略

組

合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第五 ビス費 療養費、 密着型介護サービス費 二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者 条及び第八十七条の五第 宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 よる当該の給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居 五第一項において同じ。 る指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一 療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 際に療養の給付、 例被保険者等」という。 山十九条 以下この条及び第八十七条の (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十 療養費、 組合員が資格を喪失し、 訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問 入院時食事療養費、 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当)となつた場合において、)、特例居宅介護サービス費 一項において同じ。 五第 か うつ、 入院時生活療養費、 項におい 健康保険法第三条第 (次項において て同じ。 地域密着型介護サー その者が退 (同法の規定に (同法の 保険 項に規定す 特例 以下この 日 外併 地職した 規定 地 項 看護 雇 甪 域

時 ス費 ス費 を受けているときを含む。 域密着型介護サービス費 係るものに限る。 する同法第五十三条第一 施設サービスに係るものに限る。 条におい ス の者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービ のに限る。 は よる当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十 スに係るも 生 生じた病気について継続して療養の給付、 家族療養費 介護予防サービス費 活療養費、 ビス費又は介護予防サ (同 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の 特例居宅介護サー 項 項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。 て同じ。 に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに 法 以下この条において同じ。 の規定による当該 のに限る。 家族 保険外併 以下この条において同じ。 若しくは特例施設介護サービス費 訪問 以下この条におい (同法の規定による当該給付のうち療養に相当 -ビス費、 項に規定する指定介護予防サービスに係 用 看護療養費又は家族移送費を支給する。 療養費、 施設介護サービス費若しくは特例 には、 ビス費若しくは特例が 給 付のうち療養に相当 地域密着型介護サービス費、 以下この条において同じ。 療養費、 当該病気又は負傷及びこれ)若しくは特例介護予防サービ て同じ。)を受けているとき 訪問 入院時食事療養費 看護 介護予防 「する」 療養費、 施 五項に規定する (同法の規定に 同 設 法第四 サ 介護 施設 以下この 若しく らによ 特 ビ サ 十八 入院 介護 るも ĺ 送 ス 例 (そ 費 地 ビ

護サー 設サー する同 る。 施設 とき サー れらにより生じた病気について継続して療養の給付、 以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。)を受けてい る介護予防サー 護予防サービスに係るものに限る。 該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第 において同じ。 る当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十五項 において同じ。 給付のうち 当するサービスに係るものに限る。 による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第 一項において同じ。 移送費、 項において同じ。 ビス費を受けているときを含む。 特例地域密着型介護サービス費、 ビス等に係るものに限る。 介護サービス費又は介護予防 (その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介 ・ビスに係るものに限る。 法第八条第十四 ビス費、 療養に相当する同法第四十八条第 家族療養費 生活療養費、)若しくは介護予防サービス費)若しくは特例施設介護サービス費 -ビス又はこれに相当するサービスに係るものに限 特例居宅介護サービス費、)若しくは特例介護予防サービス費]項に規定する地域密着型サー 施設介護サービス費 保険 家族 **於訪問** 外併用療養費 以下この条及び第八 以下この 看護療養費又は家族移送費を支給 施設介護サービス費若しくは特 以下この条及び第八 以下この には、 ビス費若しくは特例 条及び第八 地域密着型介護サー 療養費、 当該病気又は負傷及びこ 条及び第八 (同法の規定による当 項に規定する指定 (同法の規定による当 項に規定する指定介 十七条の ビス又はこれ 十七条の (同法の規定によ 入院時 訪問 に規定する (同 項に規 看護 介護予防 法の 条の 食事療養 五. 五. **咬療養費** -ビス費 \mathcal{O} 規定 定 五第 る に 施 Ъ. 施 項 第 相 項

略

2

4

略

(傷病手当金)

2·3 (略) 第六十六条 (略)

4 が、 ことができるときは、 額 金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した 給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、 との合算額) 支給を受けることができる障害厚生年金の額 年金の支給を受けることができるときは、 を支給する。 傷病手当金は、 >給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受ける 当該障害厚生年金の支給を受けることができないとしたならば支 を基準として財務省令で定めるところにより算定した額 同 当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額 の傷病について厚生年金保険法による障害厚生 支給しない。 (当該障害厚生年金と同 当該傷病手当 ただし、 その 4

5 傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害手当 金の支給を受けることとなった日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当 金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至っ 給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至っ た日において当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至っ 合計額から当該障害手当金の額を控除した額については、この限りで ない。

「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときはである給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金のに限る。)は、厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事の限務。)は、厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事

(傷病手当金)

第六十六条 (略)

2·3 (略)

病手当金の額より少ないときは、 の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷 して財務省令で定めるところにより算定した額が、 当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額) 国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、 きる障害共済年金の額 とができるときは、 令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する 傷病手当金は、 同 支給しない。 の傷病について障害共済年金の支給を受けるこ (当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき 当該傷病手当金の額から当該財務省 ただし、 その支給を受けることがで 当該障害共済年金 を基準と

障害 時金の額を控除した額については、この限りでない。 その日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該 となったときは、 額が当該障害 該合計額が当該障害 傷病手当金は、 時金の額に達するに至る日までの間、 時金の額を超えるときは、 当該障害一時金の支給を受けることとなつた日から 同 一時金の額に達するに至つた日において当該合計 の傷病に つい て障害 当該合計額か 支給しない。 時金の支給を受けること ただし、 ⊺該障 当

退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定める年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の員共済法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)又は国民のに限る。)は、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職のに限る。)は、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職のに限る。)は、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職のに限る。)は、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職のに限る。

6

5

により算定した額を控除した額を支給する。ところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の額を合算した額)を基準として財務省令で定めるところところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額よりとができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額よりとができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額よりとができないとした額を合算した額を支給する。

7

することができる。
意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託8 年金支給実施機関(厚生労働大臣を除く。)は、厚生労働大臣の同

9~12(略)

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十条 (略)

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順

序とする。

__ _ 配偶者及び子

三 二 孫 父 母

もの 額 支給する 額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を れることとなる傷病手当金の額より少ないときは、 退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給さ が二以上あるときは、 を受けることができる退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付 の支給を受けることができるときは、 を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、 (以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。) 当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した 支給しない。 当該傷病手当金の ただし、その支給 当該

う。)に対し、必要な資料の提供を求めることができる。 退職老齢年金給付の支払をする者(次項において「年金保険者」とい第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、あると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要が

とができる。
て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託することができる。
とができる。

9~12(略

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十条 (略)

四 祖父母

3 実父母の実父母の順とする。 父母については養父母の養父母 前 項の場合において、 父母については養父母 養父母の実父母、 実父母の順とし 実父母の養父母、 祖

4 あるときは、 項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上 その弔慰金は、 その人数によつて等分して支給する。

(災害見舞金)

第七十一条 組合員が前条第一項に規定する非常災害によりその住居又 損害の程度に応じ、 金額を支給する。 は家財に損害を受けたときは、 同表に定める月数を標準報酬の月額に乗じて得た 災害見舞金として、 別表第一に掲げる

第三節 長期給付

(災害見舞金)

第七十一条 程度に応じ、 支給する。 に損害を受けたときは、 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財 同表に定める月数を標準報酬の月額に乗じて得た金額を 災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の

第三節 長期給付

第一款

通則

(長期給付の種類等)

第七十二条 この法律による長期給付は、 次のとおりとする。

退職共済年金

障害共済年金

兀 三 障害 時金

遺族共済年金

2 長期給付に関する規定は、 次の各号の に該当する職員 (政令で定

める職員を除く。 には適用しない。

任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする

第七十二条 この法律における長期給付は、 厚生年金保険法第三十二条

老齢厚生年金

に規定する次に掲げる保険給付とする。

障害厚生年金及び障害手当金

遺族厚生年金

2 長期給付に関する規定は、 次の各号のいずれ かに該当する職員 (政

令で定める職員を除く。 には適用しない。

職員

和

3 のなつた日の前日に退職したものとみなす。 組 合員となったときは、 国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない 国会法 昭 一十二年法律第七十九号) 長期給付に関する規定の適用については、 第三十九条の規定により そ

職員

3 組合員となつたときは、 のなつた日の前日に退職したものとみなす。 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない 国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員 国会法 (昭和) 一十二年法律第七十九号) 長期給付に関する規定の適用については、 第三十九条の規定により

期 給付の給付額の算定の基礎となる平均標準 -報酬額)

第七十二条の二 額を、 酬額 該各号に定める率 礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等 額に、 (以 下 当該組合員期間の月数で除して得た額とする。 別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、 「平均標準報酬額」という。 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均標準 以下 「再評価率」という。 は、 組合員期間の計算の を乗じて得た額の それぞれ当 基 **報**

(再評価率の改定等)

第七十二条の三 得た率 作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。 「物価変動率」という。 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において 当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。 (以 下 「名目手取り賃金変動率」という。 再評価率に)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて ては、 毎年度 第 以下この項において)を基準として改定 号に掲げる率 以

イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年

同じ。

に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比

酬額等平均額の比率
号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における標準報第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下この度における標準報酬額等平均額(厚生年金保険法第四十三条の二

- する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対

相当する率を控除して得た率──日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一にイ ○・九一○から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月

一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に口 ○・九一○から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月

相当する率を控除して得た率

らず、当該各号に定める率を基準とする。 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわ

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取当等の額(以下「前々年度等の標準報酬の月額等」という。)に係当等の額(以下「前々年度等の標準報酬の月額等」という。)に係当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年

価率を除く。)の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価り賃金変動率を上回る場合における再評価率(前項各号に掲げる再評

基準とする。を動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を

- 国合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。 「標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る
- る。

 「前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定め

2 前手度の票售報酬の目預等をが向々手度等の票售報酬の目預等と系では、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。 る再評価率(以下「基準年度以後再評価率」という。)の改定につい属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用され第七十二条の四

- 、前条第二項各号の規定を適用する。
 る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず
 る基準年度の標準報酬の月額等及び前々年度等の標準報酬の月額等に係
- 定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。する基準年度以後再評価率を除く。)の改定については、第一項の規がの各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率(前項に規定
- 賃金変動率が一以上となる場合 名目手取り賃金変動率 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り
- 回る場合 一 回る場合 一 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第七 ることとなるときは、 る調整期間をいう。 る改定により当該年度の再評価率(次項各号に掲げる再評価率を除く 一号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。 前 以下この項において同じ。 十二条の五 二条の規定にかかわらず 調整期間 以下同じ。 一を基準とする。 (厚生年金保険法第三十四条第)における再評価率の改定については が当該年度の前年度の再評価率を下回 名目手取り賃金変動率に第 ただし、 当該基準によ 項に規定す 一号及び第

被保険者等総数の比率の三乗根となる率号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における公的年金第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下このにおける公的年金被保険者等総数(厚生年金保険法第四十三条の四当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度

二 〇・九九七

| 前手度の票售報酬の引領等に系る再平面率 | 可心分所导到合物項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。| 2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、

本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)
本文に規定する率で除して得た率に、当該乗じて得た率に、一を同項率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定によ
前年度の標準報酬の月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化

調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末

3

前

手当等の額に係る再評価率の設定については、第七十二条の三第四項 手当等の額に係る再評価率の設定については、第七十二条の三第四項 手当等の額に係る再評価率に、可処分所 ででは、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗 でで得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を基準とする で不を基準とする。

用する。 については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適いの各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定

四項
「一名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」と「お事」のでは、第二項のの第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」と「関係を表する。」

び第四項取り賃金変動率以下となる場合第七十二条の三第一項、第二項及取り賃金変動率以下となる場合第七十二条の三第一項、第二項及二

で、取り賃金変動率を上回る場合が第七十二条の三第二項から第四項まで、名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手に

る。

「前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定め」

を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年では、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率第七十二条の六 調整期間における基準年度以後再評価率の改定につい

る。 ついては、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とす ついては、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とす 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定に

る改定が行われる場合にあつては、所得割合変化率に調整率を乗じて

本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

当該乗じて得た率に、

一を同項

率) 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 物 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 物 |

乗じて得た率に、

一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて

第七十三条から第九十三条まで削除

得た率を基準とする。

- | ある規定を適用する。 | 改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定 | 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の
- 十二条の四第一項及び第二項 物価変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第四項並びに第七
- 一を上回る場合(前号に掲げる場合を除く。) 第七十二条の三第二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が
- 四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項
- の三第一項、第二項及び第四項動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合第七十二条」物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変
- 動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合が条第一四、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変
- 回る場合 第七十二条の三第二項、第三項ただし書及び第四項五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下項から第三項まで

(年金の支給期間及び支給期月)

- 翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。第七十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の
- する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属の事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、そ

する場合には、支給を停止しない。

じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生

4 ときは、 する。 受ける権利が消滅したとき、 にお 年金である給付は、 その支給期月にかかわらず、 それぞれの前月までの分を支給する。 毎年二月 又はその支給を停止すべき事由が生じた 兀 月、 その際、 六月、 その月までの分を支給 八月、 ただし、 十月及び十二月 その給付を

例)(三歳に満たない子を養育する組合員等の平均標準報酬額の計算の特

第七十三条の二 酬 額とみなされている場合にあつては、 当該月前 下回る月 により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の の条において「基準月」という。 日の属する月の前月(当該月において組合員でない場合にあつては、 の各月のうち、 の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月まで 令で定める事由が生じた場合にあつては、その日)の属する月から次 又は組合員であつた者が の月額。 に申出をしたときは、 一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。 (当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、 以下この項において「従前標準報酬の月額」という。 その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた 三歳に満たない子を養育し、 当該子を養育することとなつた日 組合(組合員であつた者にあつては、 の標準報酬の月額 当該みなされた基準月の標準報 又は養育していた組合員 (この項の規定 (財務省 以下こ 当該 連合 を 月

限る。

については、

申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに

従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬

- 当該子が三歳に達したとき。
- 当該組合員が退職したとき。

 一 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は
- ものとして財務省令で定めるものが生じたとき。 る当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるニ 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合におけ
- | ととなつたとき。 | 四 | 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこ
- したとき。五 当該組合員が第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始
- を開始したとき。

 一方 当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業
- | 3 | 第一項第六号の規定に該当した組合員(同項の規定により当該子以|| 関し必要な事項は、政令で定める。| 2 | 前項の規定による平均標準報酬額の計算その他同項の規定の適用に
- 同項中 がなかつたとしたならば、 外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみ は、 基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつて された基準月の標準報酬の月額」とあるのは、 の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、 なされている場合を除く。)に対する同項の規定の適用については、 第 当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。 項第六号の規定に該当した組合員 「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬 この項の規定により当該子以外の子に係る (同項の規定により当該子以 「第六号の規定の適用 当該みな

(併給の調整)

年金である給付は、その支給を停止する。者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該第七十四条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権

受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 学校教職員共済法による年金である給付 民年金法による年金である給付 事由とする年金である保険給付及び同法による遺族厚生年金 するもの 受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 者が六十五歳に達しているものを除く。 るとき。 給付及び障害を給付事由とする年金である給付 金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当 び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの 法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付及 十五歳に達しているものに限る。 退職共済年金 (その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 厚生年金保険法による年金である保険給付(老齢を給付 障害共済年金若しくは遺族共済年金 (老齢を給付事由とする年金である) を 除 く。 (退職を給付事由とする年)を受けることができ 地方公務員等共済組合 (その受給権者が六 を除く。 を除く。 (その受給権 又は国 (その (その 私立 を

いるものを除く。)、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公二、遺族共済年金、退職共済年金(その受給権者が六十五歳に達して

遺族共 給付 給付 前 びに当該遺族共済年金と同 る給付を除く。 号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金であ ることにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、 る年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険 よる年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険 務員等共済組合法による年金である給付 基礎年金を除く。 ものに限る。 法による老齢厚生年金 項の規定により、 事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である (これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 (地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法によ 、済年金と同)を除くものとし、 又は国民年金法による年金である給付 私立学校教職員共済法による年金である給付若 を受けることができるとき。 の給付事由に基づいて支給されるもののうち (これらの受給権者が六十五歳に達してい 一の給付事由に基づいて支給される遺族 第八十八条第一項第四号に該当す 私立学校教職員共済法に (老齢を給 当該 並 同 る

2 法律 より算定する金額 額 共済年金の職域加算額 年金である給付を受けることができる場合を除く。 る場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場 十五条第二項 しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができ いのうち 額のうち第七十七条第二項の規定により加算する金額 (当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による による年金である給付の支給が停止されるときは、 第八十二条第 (同条第三項において準用する場合を含む。 (当該障害共済年金の額が第八十二条第三 という。 項第二号に掲げる金額 に相当する金額、 (同条第) に該当してこの 障害共済年金の 退職共済年金 一項又は第八 以 下)の規定に 一項の 「退職 規定

により算定されたものであるときは

同項各号に掲げる金額のうち政

額」 額のうち政令で定める金額)を含む。以下「遺族共済年金の職域加算 条第四項の規定により算定されたものであるときは、 み替えられたこれらの規定に掲げる金額 令で定める金額) 号イ2若しくは同号ロ2に掲げる金額 という。 に相当する金額又は遺族共済年金の に相当する金額については、 を含む。 以 下 「障害共済年金の職域加算額」 額のうち第八 (当該遺族共済年金の額が同 (同条第三項の規定により読 その支給の停止を行わな 同項に定める金 十九条第 という 項第

の停止の解除を申請することができる。 る年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律によ

4 ものによりその支給の停止が解除されているときは、 いては、 規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定める 又は国民年金法による年金である給付について、 法による年金である給付、 地方公務員等共済組合法による年金である給付、 行わない。 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付につ 第 項の規定にかかわらず、 ただし、 その者に係るこの法律による年金である給付、 厚生年金保険法による年金である保険給付 同項の規定による支給の停止は 私立学校教職員共済 前項若しくは次項の この限りでない

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一 ものとみなす。

された場合における当該申請を含む。) は、いつでも、将来に向かつ6 第三項の申請(前項の規定により第三項の申請があつたものとみな

(受給権者の申出による支給停止)

て撤回することができる。

第七十四条の二 この法律による年金である給付(この法律の他の規定第七十四条の二 この法律によりその全額につき支給を停止されているものを額のする。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されているものの一部につき支給を停止されているときは、停止されているものの一部につき支給を停止されているときは、停止されているものの一部につき支給を停止されているときは、停止されているものの一部につき支給を停止されているときは、停止されているものの一部につき支給を停止されているときは、停止されているとの規定を譲いているときは、停止されていない部分の

- 。| 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる
- 5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されている年金である給 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金である給

(年金の支払の調整)

し必要な事項は、

政令で定める。

「乙年金」という。)の受給権者がこの法律による他の年金である給第七十四条の三.この法律による年金である給付(以下この項において

2 給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利 たため乙年金を受ける権利が消滅し、 は \mathcal{O} が消滅し、 付 分として (以下この項において 甲年金の内払とみなす。 又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後 乙年金の支払が行われたときは、 「甲年金」という。 又は同一人に対して乙年金の支 その支払われた乙年金 を受ける権利を取得し

該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月のして改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その支払われた年金は不き期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は不き期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は不き期間の分として減額しない額の年金が支払われたときは、その専止すべき期間の分として減額しない額の年金が支払われた場合にある。

第七 ころにより、 きこの法律による年金である給付があるときは、 返還金債権の金額に充当することができる。 合におい る月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場 ためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、 て「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべ 十四四 |条の四 . て、 当該過誤払による返還金に係る債権 当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による この法律による年金である給付の受給権者が死亡した その死亡の日の属す 財務省令で定めると (以下この条におい

(死亡の推定)

若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合なった際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者第七十四条の五船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明と

かとなり、 空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の 組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航 転覆し らの者の死亡が三月以内に明らかとなり、 員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれ 生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明ら となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落 済の給付の支給に関する規定の適用については、 からない場合には、 滅失し、 滅失し、 かつ、 若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた その死亡の時期がわからない場合にも、 若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明 遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未 か その船舶が沈没し、 その死亡の時期がわ 同様とする

-金受給者の書類の提出等)

2 連合会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこいで、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及のでいて、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及のである給付の支給に関し必要な範囲内にお

第二款 退職共済年金

れに応じない者があるときは、

その者に対しては、

これに応ずるまで

削

年金である給付の支払を差し止めることができる。

(退職共済年金の受給権者)

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、その者に退職共済年金を支給する。

に達した日以後に退職したとき。 に達した日以後に退職したとき。 に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に組合員となることなくして六十五歳に対してある者が、退職した後に組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条 一組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条

である者となつたとき。
退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が十年以上一一。退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に

るに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当する。

六十五歳以上であること。

三 組合員期間等が十年以上であること。 二 一年以上の組合員期間を有すること。

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬額の千分の五・四八一

に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

加算した金額とする。
次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額をの額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金

○九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額 一組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の○・

3 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、

その

算定の基礎としない。

4 組合員である退職共済年金の領を改定する。 た日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、 た日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格 を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職し

第七 ときは、 項に規定する障害等級 加給年金額を加算した金額とする。 初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十一条第1 額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至 年未満であつたときは、 権者がその権利を取得した当時 が二十年以上であるものに限る。 たその者の六十五歳未満の配偶者又は子(十八歳に達する日以後の最 つた当時。 十八条 級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。 当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二 前条の規定にかかわらず、 第三項において同じ。 退職共済年金 (以下この条において「障害等級」という。 前条第四項の規定により当該退職共済年金の (その年金額の算定の基礎となる組合員期 (退職共済年金を受ける権利を取得)その者によつて生計を維持してい)の額は、当該退職共済年金の受給 同条の規定により算定した金額に) がある 訚

2

あるときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。 賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、 金額 の端数があるときは、 るときは、 の規定の適用がないものとして改定したもの これを百円に切り上げるものとする。 という。 ては一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た (そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に これを切り捨て、 を乗じて得た金額 これを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数があるときは (その金額に五十円未満の端数があ 五十円以上百円未満の端数が とし、 これらの金額に五十円未満 以下 同項に規定する子に 「賃金変動等改定

3 4 は、 生計を維持していた子とみなして、 受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて が出生したときは、 配偶者又は子に該当しないものとして、 至つたときは、 第 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子 同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに 項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金につい 同項の規定にかかわらず、 第一項の規定の適用については、 退職共済年金の額を改定する。 当該退職共済年金の額を改定 その者は、 その子は、 同項に規定する

死亡したとき。

する。

配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四配偶者が、六十五歳に達したとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の

七子が、婚姻をしたとき。

く。)について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終八 子(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除

了したとき。

について、その事情がなくなつたとき。 に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。) 地 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子(十八歳

によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定め 5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者

(支給の繰下げ)

る。

第七十八条の二 きる。 のは、 過した日」という。 による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給 である給付を除く。 務員等共済組合法による年金である給付 た日から起算して一年を経過した日 (退職を給付事由とする年金である給付を除く。 他の年金である給付 連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることがで ただし、 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得 その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに 前に当該退職共済年金を請求していなかつたも (障害共済年金若しくは遺族共済年金、 私立学校教職員共済法による年金である給付 (以下この条において「一年を経 (退職を給付事由とする年金 厚生年金保険法 地方公

とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除

又は国民年金法による年金である給付

(老齢を給付事由

付を除く。

の限りでない。 までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、こ く。)をいう。 又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日 以下この条において同じ。 の受給権者であつたとき

2 とみなす。 は、それぞれ当該各号に定める日において、 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたとき 同項の申出があつたもの

退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した

ある給付の受給権者となつた者 日(次号において「五年を経過した日」という。)前に他の年金で 他の年金である給付を支給すべき

事由が生じた日

年を経過した日 五年を経過した日後にある者 (前号に該当する者を除く。 五.

3 する。 の規定にかかわらず、 第一 項の申出をした者に対する退職共済年金は、 当該申出のあつた月の翌月から支給するものと 第七十三条第

4 規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定 前月までの組合員期間を基礎として第七十七条第一項及び第二項の規 第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定によ める額を加算した金額とする。 たその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十条第 定の例により算定した金額並びに次条第二項の規定の例により算定し り算定した金額に、 第一 項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、 退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の 第七十七条 一項の

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

項

ある間、退職共済年金の支給を停止する。 第七十九条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員で

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である 別間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その 別間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その 対しておいて次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その 別では、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に は、との の方ととは、その の方ととは、その の方ととは、その の方ととは、その の方ととは、その の方ととは、その の方ととは、その の方ととは、その の方ととは、その の方ととは、との の方ととは、その の方ととは、その の方とととは、その の方とととは、その の方とととは、その

開始額以下である場合 この項において「基本月額」という。 前条第四項の規定により加算される金額を除く。 済年金の職域加算額、 て「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た金額 額とを合算して得た額 月以前の その者の組合員である日の属する月における標準報酬の月額とそ 総報酬月額相当額」という。)と当該退職共済年金の額 年間の標準期末手当等の額の総額を十二で除して得た 第七十八条第一項に規定する加給年金額及び (以下この項及び第八十七条第二項におい 在職中支給基本額に相当する金額)との合計額が停止解除調整 以下この項におい (退職共 (以 下

二 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額 一支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額が 一支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額が 一までに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職 一までに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職 一、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから 一、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから 「基本月額が停止解除調整の合計額が停止解除調整 一、数酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整

を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合に解除調口。基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総

額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額て得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除し

酬月額相当額の二分の一に相当する金額 月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報外 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬

控除して得た金額 月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を 月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の総報酬

3 4 月分以後の停止解除調整開始額を当該乗じて得た金額に改定する。 開始額の改定の措置が講じられたときは、 項において同じ。 端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この あつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た金額 未満の端数があるときは、 万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率で (万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第七十二条の三第 た金額) 第二項の停止解除調整変更額は、 項の停止解除調整開始額は、 を超え、 又は下るに至った場合においては、 が二十八万円 これを切り捨て、 (この項の規定による停止解除調整 一十八万円とする。 四十八万円とする。 直近の当該措置により改定 五千円以上一万円未満の (その金額に五千円 ただし、 当該年度の四 ただし、 四十 十八

の金額に五千円未満の端数があるときは、

これを切り捨て、

五千円以

(そ

項

第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額

に改定する。 に改定する。 に改定する。 に改定する。 に改定する。 に改定する。 に改定した金額)を超え、 で超え、 では下るに至った場合においては では、 に近の当該 に改定した金額)を超え、 では下るに至った場合においては に改定した金額)を超え、 では下るに至った場合においては に改定する。 に改定する。

6 ち、 る。 員共済法による年金である給付、 より当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止す めるものの支給を受けることができるときは、 険給付、 給を停止されているものを除く。 されているものを除く。 が二十年以上であるものに限るものとし、 配偶者が、 金については、 又は地方公務員等共済組合法による年金である給付、 第七十八条第 退職、 国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のう 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間 老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定 同項の規定によりその者について加算が行われてい 一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年 若しくは障害共済年金)の支給を受けることができるとき 厚生年金保険法による年金である保 その全額につき支給を停止 その間、 (その全額につきす 私立学校教職 同項の規定に る

| 険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は厚生年金保金については、当該退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条 | 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年

止する。
上する。
上する。
とれた老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第

第八十条 超える場合には、 いう。 同じ。 職域加算額、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び第七十八条 職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等又は国会議 額の支給を停止する。 た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金 止 年金の額のうち、 総収入月額相当額」 額として政令で定める額 員若しくは地方公共団体の議会の議員 定する七十歳以上の使用される者、 険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規 条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。 に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの若しくは私立学校教 金法等の (厚生年金保険の 一調整額を控除して得た額の二分の いて その者の前条第二項第一号に規定する総報酬月額相当額に相当する 第四項の規定により加算される金額を除く。 との合計額が支給停止調整額を超えるときは、 原生年金保険の被保険者等」という。 退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者 を十二で除して得た額 部を改正する法律 その支給を停止する金額は 被保険者等である間の退職共 総収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停 という。 ただし、 (以下この条及び第八十七条の二において「 (昭和六十年法律第三十四号) と退職共済年金の額 支給停止額が当該退職共済年金の額を (以下この項において 私学共済制度の加入者で長期給付 に相当する額に十二を乗じて得 (第四項及び第八十七条の 当該退職共済年金の額 、済年金の 若しくは厚生年金保 以下この項において である場合におい (退職共済年金の 「基本月額」と 当該退職共済 支給の 附則第一 (国民年 停止) 五.

に相当する金額を限度とする。

2 の 匹 改定した金額)を超え、 停止調整額の改定の措置が講じられたときは、 以下この項において同じ。 円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。 に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第七十二条の三第一項第 に五千円未満の端数があるときは、 一号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額 「月分以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。 項の支給停止調整額は、 又は下るに至つた場合においては、当該年度 が四十八万円 四十八万円とする。 これを切り捨て、 (この項の規定による支給 直近の当該措置により ただし、 五千円以上一万 (その金額 十八万円

4

連合会は、

第一

項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うた

衆議院議長若しくは参議院議長、

め必要があると認めるときは、

て必要な資料の提供を求めることができる。

「で必要な資料の提供を求めることができる。」

「中が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関しる学校振興・共済事業団(第八十七条の二第二項において「年金保険が働大臣、地方の組合若しくは地方公共団体の議会の議長又は日本私

給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による退職共済年金の支

(退職共済年金の失権)

ときは、消滅する。 第八十条の二 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡した

厚生

第三款 障害共済年金及び障害一時金

(障害共済年金の受給権者)

第八十 度の 障害共済年金を支給する。 又はその症状が固定し治療の効果が期待できない 算して一年六月を経過した日 診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起 る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日 当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という において 障害の状態にある場合には、 一条 病気にかかり、 その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程 又は負傷した者で、 (その期間内にその傷病が治つたとき、 その障害の程度に応じて、 その病気又は負傷に係 状態に至つたときは 。 以 下 その者に 初

- 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三
- 3 状態になつたときは、 の支給を請求することができる。 までの間において、 障害の状態になかつた者が、 初診日において組合員であつたもののうち、 に規定する障害等級 病気にかかり、 又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の その傷病により障害等級に該当する程度の障害の (以 下 その者は、 「障害等級」 障害認定日後六十五歳に達する日の前日 その期間内に第一項の障害共済年金 という。 障害認定日において前項 に該当する程度の
- をした者に同項の障害共済年金を支給する。 4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求
- おいて「基準傷病」という。) 以外の傷病により障害の状態にある者初診日において組合員であつたもののうち、その傷病(以下この項に5 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の

間にお 年金を支給する。 その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済 病以外のすべての傷病) 準傷病以外の傷病 準障害」という。 が に該当する程度の障害の状態になつたとき 基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の 初めて、)と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級 (基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、 基準傷病による障害 に係る初診日以後であるときに限る。 (基準傷病の初診日が (以下この項において 前日までの)は、 基準傷 基 基

ず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする6 前項の障害共済年金の支給は、第七十三条第一項の規定にかかわら

0

(障害共済年金の額)

第八 に掲げる金額とする。 分の三を乗じて得た金額 同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四 付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給さ る金額を加算した金額とする。この場合において、 百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、 これを切り捨て 者に支給する障害共済年金については、 障害共済年金の額は、 五十円以上百円未満の端数があるときは、 (その金額に五十円未満の端数があるときは 第一 号に 掲げる金額に 第一号に掲げる金額が 障害共済年金の給 当該金額を同号 第一 号に掲げ

該金額の百分の百二十五に相当する金額) た金額 (障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当の月数 (当該月数が三百月未満であるときは、三百月) を乗じて得一 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間

2 員期間 げる金額は、 いう。 加えた金額) \mathcal{O} 月につき平均標準報酬額の千分の 当する者にあつては、 る障害共済年金」という。 るときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等によ となつた障害が公務若しくは通勤による傷病(以下「公務等傷病」と て得た金額の百分の十四・六一五 に規定する基準障害と他の障害がい 該 \mathcal{O} 金額の 級に該当する者にあつては、 条第 金額 月数 平均標準報酬額の千分の の月数が三百月を超えるときは、 によるものであるとき、 (障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、 (当該月数が三百月未満であるときは、 百分の 項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由 とする。 同号の規定にかかわらず、 百二十五に相当する金額) 百分の二十 の額の算定については、 一・〇九六に相当する金額に組合員期間 千分の一・三七)に相当する金額を 又は同条第五項の場合において同 一・〇九六 一・九二三 (障害の程度が障害等級の一級に該 ずれも公務等傷病によるものであ 当該金額にその超える月数 平均標準報酬額に十二を乗じ (障害の程度が障害等級 に相当する金額 三百月) 前項第二号に掲 を乗じて得 (組合 当 項

3 ときは、 当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額 数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。 未満の端数があるときは、 害共済年金を含む。 て準用する場合を含む。 程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ 公務等による障害共済年金 当該金額を当該障害共済年金の額とする。 0) 額が、 これを切り捨て、 0 規定の適用によりその額が算定される障 (第八十五条第二項 その受給権者の公務等傷病による障害 五十円以上百円未満の端 (その金額に五十円 (同条第三項におい)より少ない

障害等級一級

四百十五万二千六百円

- 176 -

三 障害等級三級 二百三十二万六百円二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

4 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日(同項に規定する基準障害に係る障害認定日)のうちいずれか遅い日と見により前後の障害を併合して支給される障害共済年金については、それぞれの障害に係る障害認定日(同項に規定する障害に係る障害認定日とし、第八十五条のする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としなする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

算した金額とする。 算した金額とする。 算した金額とする。 算した金額とする。 算した金額とする。 算した金額とする。 算した金額とする。 算した金額とする。 算した金額とする。 算した金額とする。

- することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。 することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持
- 国内に切り上げるものとする。)とする。 、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを 改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に賃金変動等

(障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定)

障害共済年金の額を改定する。 は、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、そのは当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたとき第八十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又

2 あり、 員であつたものが、 その病気又は負傷に係る傷病 を除く。 級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るも 日までの 該当しない び第八十七条第四項ただし書において同じ。)の初診日において組合 障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。 (十七条第四項ただし書において「その他障害」という。) の状態に 障害共済年金 か)の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、 間において つ、 つ、 程度のものに限る。 当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の (その権利を取得した当時から引き続き障害等級の 当該傷病により障害 当該障害共済年金の給付事由となつた障害とそ (当該障害共済年金の給付事由となつた 以下この項、 (障害等級の 第八十六条第二項及び第 級又は二級に 以下この項及 かつ、 前

3 第一項の規定は、障害共済年金(障害等級の三級に該当する程度の

その障害共済年金の額を改定する。

請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の

合した障害)

の他障害

(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併

とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由

(二以上の障害がある場合の取扱い)

条の規定を適用する。 等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に 等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に がして更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障 がして更に障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害 第八十五条 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害

条第二項の金額 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二

算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病なし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみ

による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障 ついて算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

3

前項の規定は、

する。 によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用

済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等

同項の規定の適用によりその額が算定された障害共

4 障害共済年金の受給権者が第 項の規定により前後の障害を併合し

前 の障害共済年金を受ける権利は、 消滅する。

た障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、

従

5 障害共 る場合を含む。)並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわ 第 、済年金の額に満たないときは、 項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した 第二項 (第三項において準用す

による障害共済年金の額とする。

らず、

従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、

6 済年金の支給が停止される場合においては、 金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共 の受給権者が 済年金に関し必要な事項は、 給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共 しないことができる。 当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合 第 項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金 当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年 この場合において、 政令で定める。 当該障害基礎年金と同 同項の規定にかかわらず

第八十六条 を除く。 なつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者 次項において同じ。 障害共済年金の受給権者) が、 同法による障害基礎年金 (当該障害共済年金の給付事由と (当該障

第一項の規定

2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項の受ける権利を有するに至つたとき(当該障害共済年金の給付事由となった障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。)は、当該障害共済年金の給付事由となった障害と当該障害基礎年金の給付事由となった障害と当該障害基礎年金の給付事由となった障害とがであるときを除く。)は、当該障害共済年金の給付事由となった障害とがであるときを除く。)は、当該障害共済年金の給付事由となった障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害基礎年金の給付事由となった。

応じて、当該障害共済年金の額を改定する。 一定事共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項の 規定により併合された障害の程度に 類の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く 類の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く をいいて、国民年金法第三十四条第四項の 原言共済年金の をいいて、国民年金法第三十四条第四項の にじて、当該障害共済年金の額を改定する。

(組合員である間の障害共済年金の支給の停止等)

ある間、障害共済年金の支給を停止する。 第八十七条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員で

部分に限り、支給の停止は、行わない。間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その

して得た金額(以下この項において「基本月額」という。)との合。以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く一。その者の総報酬月額相当額と当該障害共済年金の額(障害共済年

職中支給基本額に相当する金額項において「停止解除調整開始額」という。)以下である場合 在計額が第七十九条第三項に規定する停止解除調整開始額(以下この

- ニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額 中支給基本額に満たない場合 それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整 金額 ら停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する 報酬月額相当額が第七十九条第四項に規定する停止解除調整変更 始額を超え である場合 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、 (以下この項において「停止解除調整変更額」という。) 以下 かつ、 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額か 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ 在職中支給基本額に相当する金額か かつ、 それぞれイから その者の総
- ロ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬額から停止解除調整変更額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調整

控除して得た金額

4

害) 負傷し、 であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、 ある受給権者に係るものを除く。 たときは、 に至つたときは、 (その他障害が二以上ある場合は、 '引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態に にお 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつ とを併合した障害の程度が、 当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの その支給を停止された障害共済年金 . て、 かつ、 その該当しない間、 当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害 その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員 この限りでない。 障害共済年金の支給を停止する。 障害等級の一級又は二級に該当する すべてのその他障害を併合した障 の受給権者が病気にかかり、 (その権利を取得した当時 又は ただ

第八 」という。 項に規定する支給停止調整額 下この項において「基本月額」という。)との合計額が第八十条第二 金額を除く。 である場合において、 (障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第 (厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止) 十七条の二)を超えるときは 以下この項において同じ。 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等 その者の総収入月額相当額と障害共済年金の (以下この項において 当該障害共済年金の額のうち、 を十二で除して得た額 一項に規定する加給年 「支給停止調整額 総収入 议

月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得たがて「支給停止額が当該障害共済年金の額を超える場合には、その支だし、支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。た合を停止する金額は、当該障害共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該障害共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該障害共済年金の額に相当する金額を限度と

2 連合会は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。 収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。 収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。 収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。 収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。 は要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定による

(障害共済年金の失権)

れかに該当するに至つたときは、消滅する。
定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が次の各号のいず第八十七条の三 障害共済年金を受ける権利は、第八十五条第四項の規

一死亡したとき。

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整)

第八十七条の四 合にあ 規定の 加えた金額に相当する金額) ては、 第三項において準用する場合を含む。 める場合に該当するものにあつては、 第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定 給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の 均標準報酬額に十二を乗じて得た金額の百分の十四・六一五 補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは これらが支給される間 つては、 国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害 適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。 百分の二十一・九二三) 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項 その額のうち、 の支給を停止する。 当該金額に政令で定める金額を 以下この条において同じ。 に相当する金額 その算定の基礎となった平 級に該当する場 (第八十五条 (その受 につい (同 条 \mathcal{O}

|害一時金の受給権者|

(障

第八 養費 用療養費、 退職した場合において、 特例施設介護サービス費 よる居宅介護サービス費 療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療 その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもの 十七条の五 ·ビス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失 ビス費 医 |療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定に 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の 特例地域密着型介護サービス費、 公務によらない その退職の日 介護予防サービス費若しくは特例介護予防 特例居宅介護サービス費、 で病気にかかり、 (療養の給付若しくは保険外併 施設介護サービス費、 又は負傷した者で、 地域密着型介護 医

2 その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条に 給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又は の状態にあるときは、 おいて同じ。 した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、 その傷病の結果として、 その者に障害 一時金を支給する。 前項の傷病によらないものを除 政令で定める程度の障害 これらの

き これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の 同項の規定を適用する。

同時に二以上の障害があるときは、

第八十七条の六 に該当する者には、 前条の場合において、 同条の規定にかかわらず 退職の日に次の各号のいずれか 障害一時金を支給しな

当する程度の障害の状態 ない者に限る。 く三年を経過した障害共済年金の受給権者(現に障害状態に該当し この法律による年金である給付の受給権者(最後に障害等級に該 に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することな)

を

除く。 (以下この条において 「障害状態」 という

受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者(いず 者を除く。 れも現に障害状態に該当しない者に限る。 該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の ある保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権 国民年金法による年金である給付、 (最後に障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に 厚生年金保険法による年金で)その他の政令で定める

災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する 当該傷病について国家公務員災害補償法の規定による通勤による

者

(障害一時金の額)

第八十七条の七 とする。 げる金額を加算して得た金額の百分の二百に相当する金額とする。 に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金 の場合において、第一号に掲げる金額が国民年金法第三十三条第一項 十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるもの た金額 の月数 (その金額に五十円未満の端数があるときは、 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間 (当該月数が三百月未満であるときは、三百月) を乗じて得 より少ないときは、 障害 時金の額は、 当該金額を同号に掲げる金額とする。 第 号に掲げる金額に第二号に掲 これを切り捨て

の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得二 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間

第四款 遺族共済年金

た金額

(遺族共済年金の受給権者)

ずるときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当

る傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡し二組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日があ

たとき。

(遺族共済年金の額)

一号に定める金額とする。 朝は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。 類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。 第八十九条 遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の

算して骨を金額 より支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加 が、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することに

期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を (1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員算して得た金額

乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

- 期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を② 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員
-) に 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の

乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

- (1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した金額
- ② 次のi)又はiiに掲げる者の区分に応じ、それぞれi)又はiiに別間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- (i) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千八定める金額の四分の三に相当する金額 マカボー ネネネ (ごじじ)
- た金額の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得い。組合員期間が二十年未満である者。平均標準報酬額の千分
- こののないにようであるかのというによってようによっている。 このである にはいている において「退職共済年金等」という。)のいずれが の 受給権を有する 六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金ので掲げる額を合算した金額のうちいずれか多い金額 に掲げる額を合算した金額のうちいずれか多い金額 に掲げる額を合算した金額のうちいずれか多い金額 このの において「退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とす この にはいてはいている にはいている にはいる にはいている にはいる にはいている にはいている
- 年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有し(1) 当該遺族が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による) 定める額 定める額

ている場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

口 退職共済年金等にあつては、 (2) するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された 第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当 一分の 以下同じ。 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額 の三分の二に相当する金額に当該政令で定める額を加算した額 · 場合 当該遺族が(1)に掲げる年金である給付の受給権を有してい 一に相当する額に政令で定める額を加算した額 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額)に相当する額から政令で定める額を控除した額の これらの規定を適用しない額とする な

2 退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。 ものであり、 次の各号に掲げる区分に応じ、 であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、 遺族共済年金と同 遺族共済年金 イに掲げる金額が口に掲げる金額以上であるとき かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて (前条第一項第四号に該当することにより支給される の給付事由に基づいて支給される年金である給付 当該各号に定める金額とする。 前項第一 が当該 号口

に定める金額

な 法 るものの例により算定した金額を合算した金額 いて「合算遺族給付額」という。 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、 私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定 (以下この項に 厚生年金保険

口 額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の る金額及び政令で定める額を加算した金額 相当する金額、 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の 一に相当す

を加算した金額 掲げる金額に口に掲げる比率を乗じて得た金額に、政令で定める額二 前号イに掲げる金額が同号口に掲げる金額に満たないとき イに

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した金額

項第一号口(1)に掲げる金額の比率 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した金額に対する前

3

」とあるのは 分に応じ、それぞれ(i)又は(i)に定める金額の四分の三に相当する金額 いう。 給権者」 る者」とあるのは は た場合における遺族共済年金 第 三百月)」とする。 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡し 「乗じて得た金額」と、同号ロ②中「次の①又は〕に掲げる者の区 「月数」)の額を算定する場合における前二項の規定の適用については 項 بح بح 第 号イ(2)中 とあるのは 「i)に定める金額」と、 千分の 乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるの 「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受 一・○九六」とあるのは 「千分の一・○九六」とあるのは 月数 (以 下 (当該月数が三百月未満であるときは 「公務等による遺族共済年金」と 「組合員期間が二十年以上であ 「千分の二・四六六」 「千分の二・

5

第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族(配偶者を除く。

- 191 -

に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項とする。

な事項は、政令で定める。 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要

第八 当該遺族共済年金の額を改定する。 号イに定める金額を上回るときは、 達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日にお 口 定める金額を上回るとき、 族共済年金 一十九条の二 に掲げる額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、 同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に (配偶者に対するものに限る。 前条第一 項第一号の規定によりその額が算定される遺 又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同 それぞれ同条第 の受給権者が六十五歳に 項第一 一号イ及び

2 以上であるときは、 びロに掲げる額を合算した金額又は同条第一 後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及 年金の額を改定する。 で定めるものにより改定されたときは、 遺族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が第 かわらず、 七十七条第四項又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令 前条第 二項第一号イの規定により算定される金額が、 当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共済 項第二号又は同条第二項の規定によりその額が算定される この限りでない。 ただし、 前条第 項第一号に定める金額又は同 第七十三条第三項の規定にか 二項第 一号ロに掲げる金額 それぞれ当該改定

3 あるの ● 適用があつたときは、 号イ」 条第三 きは、 族共 とあるの ŧ 年金 項 があるものを含む。 あるのは 定の適用 たときは \mathcal{O} は 適用 とあるの 適用後の同条第一項第二号イ」と、 0 遺族共済年金が を含み、 済年金 号の規定により算定される金額 前条第三項の規定の適用後の同条第 規 項の は 後の 定の とあるのは 同項の規定の適用後の金額とする。 は とあるの 掲げる金額」 後の金額とする。 金額 は 規定の適用後の同条第 前条第三項の規定の適用後の同条第 は 金額とする。 同項の規定の適用後の金額とする。 適用につ 「算定される金額 (同条第四項の規定の適用があつたときは、 لح とあるのは (同条第四項の規定の適用があつたときは、 :公務等による遺族共済年金である場合における前二 は 「同条第三項の規定の適用後の同条第 「遺族共済年金 同項第二号イ」 ては、 同項の規定の適用後の金額とする。)」とする はと、 とあるの が同条第三項の規定の にと、 遺族共済年金 第 は (同条第四項の規定の適用があつたと 一前条第 項中 項 第 掲げる金額 (同条第四項の規定の適用があ (同条第四項の規定の適用がある 前項中「前条第 とあるのは 「が同項第一号に定める金額」 前条第 一項第 号 項 第) 」 と (同条第四項の規定の と 一号」 号」 (同条第四項の 項第二号」 適用後の 項 「同条第三項の と 第 「同条第一項第一 Ł 算定される金額 とあるのは 一項第二号」と 号 項第二 同条第 同項の 金額に」 「遺族共済 と 同項の とあるの 規定の 一号イ 規定 規定 闸 規 لح 項

二十年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権り支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が第九十条 遺族共済年金(第八十八条第一項第四号に該当することにより

に切り上げるものとする。) を加算した金額とする。 一大九条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に国民 一大九条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に国民 一大五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、第

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十一条 る遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、 該組合員又は組合員であった者の死亡について、 障害の状態にある夫、 の支給を停止する。ただし、夫に対する遺族共済年金については、 に対する遺族共済年金は、 夫 父母又は祖父母(障害等級の一 父母又は祖父母を除く。 その者が六十歳に達するまでは、 この限りでない。 級又は二級に該当する 以下この項におい 夫が国民年金法によ て同 当 そ

- 3 2 ない。 次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、 金が第七十四条の一 有する間、 子に対する遺族共済年金は、 配偶者に対する遺族共済年金は、 その支給を停止する。 一第一項若しくは第二項、 配偶者が遺族共済年金を受ける権利を ただし、 当該組合員又は組合員であつた者 配偶者に対する遺族共済年 前項本文、 次項本文又は この限りで
- 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、そ

4

の停止している期間 その年金は 配偶者に支給する。

5 の停止している期間、 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合におい は、 子に支給する。 その年金 (前条の規定により加算する金額を除 ては、

そ

第九十一条の二 には、 族共 る額を控除して得た金額(以下この項において「支給停止額」という ものに限る。 令で定める額を控除して得た金額に相当する金額を限度とする。 権を有するときは、 に相当する金額の支給を停止する。 済年金の額から政令で定める額を控除して得た金額を超える場合 その支給を停止する金額は、当該遺族共済年金の額から当該政 は、 遺族共済年金(その受給権者が六十五歳に達している 当該退職共済年金等の額の合計額から政令で定め その受給権者が退職共済年金等のいずれかの受給 ただし、 支給停止額が当該遺

2 この項において「支給停止額」 この項において 除して得た金額に当該比率を乗じて得た金額に」とする。 める額を加算した金額」と、 金額に第八十九条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額 は 済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額 金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「退職共 第八十九条第二項の規定によりその額が算定されている遺族共済年 「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た 「支給停止額」という。 「控除して得た金額に」とあるのは「控 という。 に相当する金額に政令で定 に相当する金額」とあるの 以下 以下

3 て必要な事項は、 前二項に定めるもののほか 政令で定める。 遺族共済年金の額の支給の停止につい

第九十二条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合に

者の申 遺族共済年金の支給を停止することができる。 は、 同順位者があるときは同順位者の 請により その所在不明である間、 同順位者がないときは次順位 当該受給権者の受けるべき

2 る期間、 次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、 その年金は、 同順位者から申請があつたときは同順位者に、 その停止してい

第九 年金の支給を受けることができるときは、 若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎 その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員 十三条 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は その間、 同条の規定により

加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

2 の間、 止する。 額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、 給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、 第九十条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停 その受

第九十三条の二

(遺族共済年金の失権)

当するに至ったときは、 死亡したとき。 遺族共済年金の受給権者は、 その権利を失う。 次の各号のいずれかに該

婚姻をしたとき(届出をしていないが

実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。 事情にある者となつたときを含む。)。 直系血族及び直系姻族以外の者の養子 (届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の 事

起算して五年を経過したとき。 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定める日から

ロ 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国 ※117777

民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達

する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき

当該遺族

| 該当するに至つたときは、その権利を失う。 | 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに

基礎年金の受給権が消滅した日

三十一日が終了したとき。子又は孫を除く。)について、十八歳に達した日以後の最初の三月子又は孫(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある一

孫を除く。)について、その事情がなくなつたとき。十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫(

(遺族共済年金と遺族補償年金との調整)

の算定の基礎となつた平均標準報酬額の千分の二・四六六に相当するれることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、そ害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給さい十三条の三 公務等による遺族共済年金については、国家公務員災

金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

(情報の提供)

の提供を行うものとする。 済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報 第九十三条の四 厚生労働大臣、地方の組合及び日本私立学校振興・共

第五款 離婚等をした場合における特例

、離婚等をした場合における標準報酬の月額等の改定の特例)

第九· は、 酬の月額及び標準期末手当等の額が改定されるものをいう。 て対象期間 ときは、 おいて同じ。 と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。 標準期末手当等の額が改定され、 同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬の月額及び 第九十三条の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報 十三条の五 連合会。 婚姻の取消しその他財務省令で定める事由をいう。 又は第二号改定者 は 組合 離婚等 (婚姻期間その他の財務省令で定める期間をいう。 以下この款において同じ。 (組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつて をした場合であつて、 第一号改定者(組合員又は組合員であつた者であつて (離婚 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 (第一号改定者の配偶者であつた者であつて 又は決定されるものをいう。 次の各号のいずれかに該当する に対し、 当該離婚等につい 以下この款に 以下同じ 以下同 以下同

号改定者及び第二号改定者

)に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額(

(以下これらの者を

「当事者」という

以下この款に

の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。

る場合に該当するときは、この限りでない。該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の財務省令で定めおいて同じ。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当

- 。)について合意しているとき。
 する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ
 する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ
 の請求をすること及び請求すべき按分割合(当該改定又は決定後の
 一 当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定
- ── 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき
- 3 2 る。 の他 ことができないときは、 第 は決定の請求(以下「標準報酬改定請求」という。)について、 当該対象期間における掛金の払込みに対する当事者の寄与の程度そ 前項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又 一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、 切の事情を考慮して、 当事者の一方の申立てにより、 請求すべき按分割合を定めることができ 又は協議をする 家庭裁判所は 同項
- ある方法によりしなければならない。 で合意している旨が記載された公正証書の添付その他の財務省令で定て合意している旨が記載された公正証書の添付その他の財務省令で定の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合についる 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等

(請求すべき按分割合)

七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額準報酬総額(対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額(第第九十三条の六 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標

2 受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。 以下同じ。 間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。 \mathcal{O} 対象期間の末日までの間が一 以下この項において同じ。 が当該月の 十三条の八の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が 月額) 次条第 内で定められなければならない。 割合を超え二分の一以下の範囲 と標準期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期 項の規定により按分割合の範囲について情報の提供 標準報酬の月額とみなされた月にあつては、 の合計額に対する第一 年を超えない場合その他の財務省令で定 を受けた日が対象期間の末日前であつて (以 下 一号改定者の対象期間標準報酬総額 「按分割合の範囲」という。 従前標準報酬 第九

(当事者等への情報の提供等)

範囲とすることができる。

める場合における標準報酬改定請求については、

前項の規定にかかわ

同項の按分割合の

当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、

2 第九十三条の七 算定の基礎となる期間その他財務省令で定めるものとし、 限りでない。 だし書に該当する場合その他財務省令で定める場合においては、この 求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第九十三条の五第 次項に規定するものの提供を請求することができる。 るところにより、 項の情報は、 当事者又はその一方は、 標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて 対象期間標準報酬総額、 組合に対し、 按分割合の範囲、 ただし、 財務省令で定め 同項の請求 これらの 当該請 項た

請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとする。

があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、

同項の

第九十三条の八 対し、 ならない。 べき按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければ その求めに応じて、 組合は、 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に 第九十三条の五第二項の規定による請求す

(標準報酬の月額等の改定又は決定)

第九 号改定者が標準報酬の月額を有する対象期間に係る組合員期間の各 十三条の九 組合は、 標準報酬改定請求があつた場合におい

額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、 又は決定することができ

る。

月ごとに、

次の各号に掲げる者の区分に応じ、

その者の標準報酬の

月

の月額。 当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、 三条の一 として財務省令で定めるところにより算定した率をいう。 第一号改定者 を控除して得た率を乗じて得た額 第一 次号において同じ。 項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が 第一号改定者の改定前の標準報酬の月額 に一から改定割合(按分割合を基礎 従前標準報酬 以下同じ (第七十

2 標準 組合は、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準期末手当等の額を 酬 第二号改定者 期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに 標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額 の月額を有しない月にあつては、 標準報酬改定請求があつた場合において、 第二号改定者の改定前の標準報酬の月額 零) 第一号改定者の改定前 第一号改定者が (標準報

一 第一号改定者 第一号改定者 第一号改定者の改定 それぞれ当該各号に定める額に改定し、

第一号改定者

第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に一

又は決定することができる。

から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

得た額の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を乗じて得た額を加えての改定前の標準期末手当等の額に改定割合を乗じて得た額を加えて準期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者「第二号改定者の改定前の標準期末手当等の額(標

定者の組合員期間であつたものとみなす。 であつて第二号改定者の組合員期間でない期間については、第二号改 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の組合員期間

から将来に向かつてのみその効力を有する。 の月額及び標準期末手当等の額は、当該標準報酬改定請求のあつた日 第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬

!職共済年金等の額の改定)

退

2 第九 あ 期間 共済年金の額の算定の基礎とするものとし、 びに改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を退職 た場合その他の政令で定める場合にあつては、 かわらず、 決定が行われたときは、 より当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に係る標準 一項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は 障害共済年金の受給権者について、 つた日の属する月の翌月から、 十三条の十 (対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じ 対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員 退職共済年金の受給権者につい 第七十七条第一項から第三項までの規定にか 当該退職共済年金の額を改定する。 前条第一項及び第二項の規定に 当該標準報酬改定請求の 政令で定める期間) て、 前条第 項及び 並 第

は

報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、

又は決定されたとき

改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を基礎

の算定の基礎としない。 あなされた期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)は、そ 基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済 を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の の算定の基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当

の特例)(標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付

第九十三条の十一 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準 し必要な読替えは、政令で定める。 この支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関 で及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関 で及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関 で及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定により標準 は、それぞれ同表の下 で及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定により標準 は、それぞれ同表の下 で及び第二項の規定により標準

第一号第七十九条第二項			第七十八条第一項	Į
標準期末手当等の額			以上で 十第二項に 十第二項に	上に見用うこっこ
よる改定前の標準期末手当 十三条の九第二項の規定に 標準期末手当等の額(第九	十年以上での項において同じ。)が二という。)を除く。以下こ	離婚時みなし組合員期間」	十第二項に規定する離婚時間の第九十三条の	

の		
を有する者を含む。)が次		
、離婚時みなし組合員期間		
に該当する場合にあつては	次の	
組合員であつた者(第四号	組合員であつた者が	第八十八条第一項
当等の額を除く。)		
より決定された標準期末手		
等の額とし、同項の規定に		

(政令への委任)

ける特例に関し必要な事項は、政令で定める。 第九十三条の十二 この款に定めるもののほか、離婚等をした場合にお

第六款 被扶養配偶者である期間についての特例

第九十三条の十三 あり、 員」という。)が組合員であつた期間中に被扶養配偶者 であつた者の被扶養配偶者にあつては、 の他これに準ずるものとして財務省令で定めるときは、 扶養配偶者は、 のをいう。 合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたも (特定組合員及び被扶養配偶者についての標準報酬の月額等の特例) か に対し、 以下同じ。 その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号 当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときそ 特定期間 組合員(組合員であつた者を含む。)を有する場合において、 (当該特定組合員が組合員であつた期間で 連合会。 当該特定組合員の被 以下この款において 以下 組合 (当該特定組 特定組合 (組合員

に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。

以下同じ。

)に係る

障害共済年金 潍 組合員期間 するものに限る。 ことができる。 \mathcal{O} 下この条において同じ。 るときその他の財務省令で定めるときは、この限りでない。 (特定組合員及び被扶養配偶者の標準報酬の月額及び標準期末手当等 - 期末手当等の額が改定され、 額をいう。 (次項及び第三項の規定により既に標準報酬の 以下この款において同じ。 (当該特定期間の全部又は ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が 第九十三条の十六において同じ。 の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 及び決定された組合員期間を除く。 一部をその額の算定の基礎と の改定及び決定を請求する の受給権者であ 月額及び 標 以

- 3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が標準期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定合員の標準期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員が標

に向かつてのみその効力を有する。

 \mathcal{O}

月額及び標準期末手当等の額は、

第

項の請求のあつた日から将来

(退職共済年金等の額の改定の特例)

第九 2 わらず 額及び標準期末手当等の額の決定が行われた場合に準用する。 あ 退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、 第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又 合において 扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月 は決定が行われたときは、 第九十三条の十第二項の規定は、 つた日の属する月の翌月から、 十三条の十四 改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を 必要な事項は、 退職共済年金の受給権者につい 第七十七条第 政令で定める。 当該退職共済年金の額を改定する。 障害共済年金の受給権者である被 項及び第一 前条第一項の請求の 7 |項の規定にかか 前条第一 一項及び この

の特例)(標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付

関し必要な読替えは、政令で定める。 関し必要な読替えは、政令で定める。 関し必要な読替えは、政令で定める。 関し必要な読替えは、政令で定める規定の適用に 関し必要な読替えは、政令で定める。 関し必要な読替えば、政令で定める。 関し必要な読替えば、政令で定める。 関し必要な読替えば、政令で定める。 関し必要な読替えば、政令で定める。

養配偶者みなし組合員期間		
なされた期間(以下「被扶		
合員期間であつたものとみ		
十三第四項の規定により組	以上で	
組合員期間(第九十三条の	組合員期間が二十年	第七十八条第一項

)が次の		
員期間を有する者を含む。		
、被扶養配偶者みなし組合		
に該当する場合にあつては	次の	
組合員であつた者(第四号	組合員であつた者が	第八十八条第一項
手当等の額を除く。)		
により決定された標準期末		
当等の額とし、同項の規定		
による改定前の標準期末手		
十三条の十三第三項の規定		第一号
標準期末手当等の額(第九	標準期末手当等の額	第七十九条第二項
二十年以上で		
この項において同じ。)が		
」という。)を除く。以下		

(標準報酬改定請求を行う場合の特例)

2 第九十三条の十六 済年金の受給権者であるときは、 みなす。 該請求をしたときに、 月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をしたときは、 期末手当等の額の改定及び決定が行われていない 条の五第一項に規定する離婚等をいう。)をした場合において、 十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準 部を対象期間として第九十三条の五第一項の規定による標準報酬の ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共 特定組合員又は被扶養配偶者が、 第九十三条の十三第一項の請求があつたものと この限りでない。 特定期間の全部又は 離婚等 (第九十三 第九 当

前項の場合において

第九十三条の六第一項の対象期間標準報酬総

3 合にお 部又は が当該 二項 期 項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬の月額及び標準 が当該月の 給権を有しないときは、 び \mathcal{O} \mathcal{O} 七 額の基礎となる当該特定期間に係る組合員期間 七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額)標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全 月額 月額) 第九 末手当等の額とする。 Ó 月の 一条の一 当 1 十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準 部を対象期間として第九十三条の七第 及び 7 一該特定期間に係る組合員期間の改定前の 及び標準 標準 標準報酬の月額とみなされた月にあつては、)標準期末手当等の額並びに第九十三条の九第 第 同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金の -報酬の月額とみなされた月にあつては、 項の -期末手当等の 規定により 同条第二項に規定する情報は、 額につい 「同項に規定する従前」 、ては、 第九十三 \mathcal{O})標準 項の請求があ 標準報酬の月額 報酬 標準 中報酬の 条の 従前標準報酬 第九十三条の 従前標準報酬 報酬 \mathcal{O} 項及び 月額 月額及 つた場 \mathcal{O} 月額 (第 (第 受 第

5 4 項の 組合員 は、 + 九 い 月額が当該月の 前 て第九十三条の十三第二項の規定により改定された場合における第 第七 行われたとみなして算定したものとする。 第二 規定により 第九十三条の六第一項中 項の規定は、 一条の六第 〈期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定 十三条の一 |項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る 同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の 標準報酬の月額とみなされた月の標準報酬の月額につ 第一 項及び第九十三条の九第一 第九十三条の八の求めがあつた場合に準用する。 項の規定により同項に規定する従前標準 「標準報酬の月額 項の規定の適用について (第七十三条の二第 中報酬 標準 \mathcal{O}

酬の月額とみなされた月にあつては、

従前標準報酬の月額)」とある

第四節 給付の制限

は、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌第九十四条 第百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等

一部を行わないことができる。

従前標準報酬の月額 準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、 酬 のは \mathcal{O} 月額」とする。 の月 標準 額 (第七 -報酬の月額」 十三条の一 次号において同じ。 لح 第一 第九十三条の九第 項の規定により同項に規定する従前標)」とあるのは 項第 号中 「標準報酬 「標準報

(政令への委任)

間についての特例に関し必要な事項は、政令で定める。第九十三条の十七。この款に定めるもののほか、被扶養配偶者である期

第四節 給付の制限

(給付の制限)

第九 より、 の規定に該当する場合を除き、 の直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、 に係る給付は、 十四条 又は故意に、 この法律により給付を受けるべ 行わない。 病気、 負傷、 当該病気、 障害、 死亡若しくは災害又はこれら 負傷、 き者が 障害、 その者には、 故意の 死亡又は災害 犯罪行為に 次項

2 他の給付に係る支払未済の給付 を受けるべき者を故意の犯罪行為により 員又は組合員であつた者の死亡前に、 死亡させた場合には、 つた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、 おいて「遺族給付」という。 遺族共済年金である給付又は第四十五条の規定により支給するその 同様とする。 その者には、)を受けるべき者が組合員 (以下この項及び第百十一条第三項に 当該遺族給付は、 その者の死亡によつて遺族給付 又は故意に死亡させた者に 行わない。 組合員であ 又は故意に 組合

第九十五条から第九十七条まで削除

3 病気、 度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項 第八十四条第一項の規定による改定を行わず、 亡に係る給付の全部又は その回復を妨げ、 事故を生じさせ は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、 の規定による障害共済年金の額の改定を行うことができる。 の回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷、 この法律により給付を受けるべき者が 負傷、 障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた その病気若しくは障害の程度を増進させ、 又は故意にその障害の程度を増進させ、 一部を行わず、 また、 重大な過失により、 当該障害については、 又はその者の障害の程 障害又は死 若しくはそ 若しくは 若しく

る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。
て、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係てその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合におい第九十五条 組合がこの法律に基く給付の支給に関し必要があると認め

より、その者に係る給付の一部を行わないことができる。
に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところに払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金第九十六条 第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に

限る。)若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分(国家工項の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く工項の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く「国家公務員法第八十二条第一項又は第第九十七条(組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せら

2 第三 部を支給しないことができる。 きは、 金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年 はこれらに相当する処分をいう。 よる一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又 において同じ。 法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。 公務員退職手当法 しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定に 一号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等 政 令で定めるところにより、 の全部若しくは (昭和二十八年法律第百八十二号) 第四項において同じ。 その者には、 部を支給しないこととする処分若 その組合員期間に係 第十四条第 以下この項 を受けたと 同 項

| 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきそ|| で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共|| で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共

4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができ、に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退に規定する退職手当を組みる。

第六章 費用の負担

(費用負担の原則)

第九十九条 とする。 期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給 定めるところにより、 担に係るものを除く。 担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第 五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。 金の納付に係る組合の事務に要する費用 付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付 第四項 組合の短期給付に要する費用 (第二号を除く。 政令で定める職員を単位として、算定するも 以下この項及び次項において同じ。 の規定による同項に規定する国等の負 (前期高齢者納付金等及び後 (第五項の規定による国の負 は、 を含 次に

次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)については

第六章 費用の負担

(費用負担の原則)

第九十九条 ち次の各号に規定する費用は、 齢者支援金等、 で定める職員を単位として、 並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。)のう 行うものとする。 第三号に規定する費用については、 組合の給付に要する費用 介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用 算定するものとする。 当該各号に定めるところにより、 (前期高齢者納付金等及び後期高 少なくとも五年ごとに再計算を この場合にお 政令 7

ること。 業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにす に規定する国等の負担に係るものを除く。 のを除く。 えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るも 金等の納付に要する費用並びに長期給付 による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替 及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用 短期給付に要する費用 については、 を含み、 当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事 第三項 (前期 (第二号を除く。 《高齢者納付金等及び後期高齢者支援 (基礎年金拠出金を含) 次項第 の規定による同項 号にお (第四項の規定 て同じ

負担金の額とが等しくなるようにすること。 るその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけ

げ \mathcal{O} る割合により、 組 五十、 短期給付に要する費用 合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、 国の負担金百分の五十 組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。 (次号に掲げるものを除く。 当該各号に掲 掛金百分

2

長期 額と、 号に掲げるものを除く。 うにすること。 保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるよ び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするた 期給付積立金 付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第 という。 その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十 る特定独立行政法人の負担に係るものを除く。 る事務に要する費用 係るものを除く。 計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及 法第百十三条第二 三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計 に第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定によ に必要な額の 長期給付に要する費用 %給付に充てるべき積立金 額並びにそれらの予定運用収入の 法第三十八条第 (第 次項 一号を除く。 第 の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同 (以下この号において「地方の積立金」 一号の掛金及び負担金の額、 積立金 |項第二号の掛金及び負担金の額、 及び長期給付 (第四項の規定による国の負担に係るもの 項において準用する場合を含む。 (国の積立金及び地方の 同項第二号において同じ。 (基礎年金拠出金の納付に要する費用 規定による同項に規定する国等の (以下この号において (基礎年金拠出金を含む。 額の合計額の合算額とが 第三十五条の二)を含み、 積立金をい 一項に規定する長 同法第二 と総称する。 国の積立 については、 第 0 次項第三)に係 長期 十四四 負担 並 金 項 (第 び を 再 \mathcal{O}

三

2 げ る割合により、 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、 短期給付に要する費用 組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。 掛金百分の五十、 国の負担金百分の五十 当該各号に掲

3 独立 生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。 及び第八項 に要する費用 (次項第 のを除く。 組 一行 政法· 合の長期給付に要する費用 祉事業に要する費用 一号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の 人の の規定により読み替えて適用する第五項の規定による特定 (第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項 負担 及び長期給付 に係るものを除く。 掛金百分の五十、 (基礎年金拠出 (基礎年金拠出 を含む。 金を含む。 玉 金の納付に要する費用 |の負担: に 金 負担に係る 百分 に係る事務 は の五 厚

4 · 5 (略)

6 第 て同じ。)である組合員 合」という。)の事務に専ら従事する職員をいう。 とあるのは、 専従職員 (昭和二十三年法律第二百五十七号) 和二十四年法律第百七十四号) に係る第二項に規定する費用については、 号) (国家公務員の労働関係に関する法律 第二条第二号、 労働組合の負担金 (特定独立行政法人の職員である組合員を除 特定独立行政法人の労働関係に関する法 第二条の労働組合 として、 第四条第二項又は労働組合法 同項の規定を適用する 同項中 (平成二十三年法律 以下この条にお (以 下 「国の負担 「労働組 金

金百分の五十 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担

費用 る障害共済年金を含む。 長期給付に要する費用 公務等による障害共済年 て準用する場合を含む 国の負担金百分の百 金 又は公務等による遺族共済年金に要する 掛金百分の五十、 \mathcal{O} 規定の (第八十五条第 適用により 国 項 の負 その 同 担 金百二 額が 条第 算定され 分の 一項に 五十 は

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

3 4 (略)

5

律 第 合の負担金」として、 担 て同じ。)である組合員 合」という。)の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条にお <u>金</u> (昭和二十四年法律第百七十四号) 号から第 専従職員 (昭和二十三年法律第二百五十七号)第四条第二項又は労働組合法 に係る第二項に規定する費用については、 とあるのは 号) (国家公務員の労働関係に関する法律 一号まで及び第四号中 第二条第二号、特定独立行政法人の労働関係に関する法 同項の規定を適用する。 労働組合の負担金及び国の (特定独立行政法人の職員である組合員を除 「国の負担金」 第二条の労働組合 同項中 負担金」と、 とあるのは (平成二十三年法律 (以 下 「及び国の 「労働組 「労働 同項 組 第 負

7 ころにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これら 度の予算で定める」とあるのは とあるのは 特定独立行政法 項 及び第五項に規定する費用については、 「特定独立行政法人の負担金」と、 人の職員 (専従職員を除く。) である組合員に係る 「特定独立行政法人は政令で定めると 第二項中 第五項中 国の 国 負担 は 毎年 金

規定を適用する

8 する。 項 定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用 める」とあるのは あるのは 及び第五項に規定する費用については、 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二 「労働組 合の負担金」 「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特 と 第五項中 第二項中 「国は毎年度の予算で定 「国の負担 金 لح 7

(掛金等)

第百条 属 合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き 年金保険の保険料 各月のうち対象月に限る。 項の規定により する月の前月までの各月 組 |合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の 掛金等 (掛 組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生 金及び組合員保険料 を いう。 以下同じ。 (介護納付金に係る掛金にあつては) につき、 徴収するものとする。 (厚生年金保険法第八十二条第 をいう。 以下同じ。 は 当該 組

、その月(介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは

- 6 ころにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これら 度の予算で定める」とあるのは 」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、第四項中 第 の規定を適用する。 特定独立行政法人の職員 ||項及び第四項に規定する費用については、 (専従職員を除く。 「特定独立行政法人は政令で定めると)である組合員に係る 第二項中 国の 「国は毎年 負担 金
- とあるのは ٦, 項及び第四項に規定する費用については、 行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。 は 定独立行政法人の負担金」と、 労働組合の負担金」 とあるのは 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第 「労働組合の負担金」 同項第 「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立 一号から第一 労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担 ٢ 一号までの規定中 Ł, 同項 第三号中 第四項中 同項第四号中 「国は毎年度の予算で定める」 国の 「国の負担 第二項· 負担. 「国の負担金」とあるの 金 中 「金」とあるのは 「及び国 とあるの \mathcal{O} 担 特 金

(掛金)

とする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。とするは、当該各月のうち対象月に限る。)につき、徴収するもの格を喪失した日の属する月の前月までの各月(介護納付金に係る掛金券したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪第百条。掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪

、その月(介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは

号被保険者を除く。 国民年金の被保険者 の被保険者 場合に限る。 係るその月の組合員保険料は、 その月に、 (組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。 更に組合員の資格を取得したとき、 0 掛金等を徴収する。 (国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二 の資格を取得したときは、 ただし、 組合員保険料にあ その喪失した資格に 又は厚生年金保険 若しくは つて

3 と掛金との割合は、 L 掛金は、 て算定するものとし、 組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準と 組合の定款で定める。 その標準報酬 の月額の 及び標準期末 手当等 の額

3

徴収しない 二号被保険者を除く。) つては、 場合に限る。 に係るその月の掛金は、 は国民年金の被保険者 合の組合員 その月に、 私学共済制度の加入者、 (T) 掛金を徴収する。 更に組合員の資格を取得したとき、 (国民年金法第七条第 の資格を取得したときは、 徴収しない。 ただし、 厚生年金保険の被保険者若しく

一項第1

一号に規定する第

その喪失した資格

長期給付に係る掛金にあ

又は地方の

組

係るものにあ と掛金との割合は、 して算定するものとし、 掛金は、 組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準 つては、 組合 連合会) その標準 (第九十九条第二項第二号に規定する掛金に の定款で定める。 報酬 の月額及び標準 期 **源末手当** \dot{O} 額

により 算定上の 組 合員 単位を異にする組合員となつたときは、 掛 が 金の その 額 組合内におい を調整することができる。 7 第九十九 条第 政令で定めるところ 項 第 号 費用 \mathcal{O}

4

5 略

(育児休業期間中の掛金等の特例)

4

略

第百条の二 除く。 \mathcal{O} 育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日 いる組合員及び第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を 翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等は、 が組合に申出をしたときは、 育児休業等をしている組合員 前条の規定にかかわらず、 (次条の規定 徴収しない。 の適用を受けて その

(育児休業期間中の掛金の特例)

第百条の二 除く。 \mathcal{O} 育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日 いる組合員及び第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を 翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、 が組合に申出をしたときは、 育児休業等をしている組合員 前条の規定にかかわらず、 (次条の規定の 徴収しない。 適用を受けて その

(産前 産後休業期間中 \mathcal{O} 掛 金の特例)

第 百条の二の二 |項に規定する任意継続組合員を除く。 第百条の規定にかかわらず、 産前産後休業をしている組合員 その産前産後休業を開始した日の属す が組合に申出をしたときは (第百二十六条の 五第

(産 前 産 後休業期間 中 の掛 金等 7の特例)

第百条の二の二 一項に規定する任意継 第百条の規定にかかわらず、 産前産後休業をしている組合員 続組合員を除く。 その産前産後休業を開始した日の属す が組合に申出をしたときは (第百二十六条の五第

る月からその産前産後休業が終了する日 \mathcal{O} 期間に係る掛金等 は、 徴収しない。 \mathcal{O} 翌日の属する月の前 月まで

金等の給与からの控除

第百 る際、 合員に代わつて組合に払い込まなければならない。 二条 組合員の給与から掛金等に相当する金額を控除して、 組合員の給与支給機関は、 毎月、 報酬その他の給与を支給す これを組

- 2 その 合員に代わつて組合に払い込まなければならない。 法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む るときは、 又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があ 給与支給機関は、 以下この項及び次項において同じ。 組合員)他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、 (組合員であつた者を含む。 報酬その他の給与 組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額 (国家公務員退職手当法)

 を

 支給する際、 以下この条において同じ。 (昭和二十八年 組合員の報酬 これを組 0) 2
- 3 控除及び払込みが行われないときは、政令で定めるところにより、 により、 控除が行われるべき毎月の末日までに、 組合員は、 に相当する金額を組合に払い込まなければならない。 前二項の規定による掛金等に相当する金額の全部又は 報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないこと その払い込まれるべ き掛金 部 そ \mathcal{O} 3
- 4 る払込みがあるごとに、これを連合会に払い込まなければならない。 組合は、 掛金等のうち組合員保険料については、 前三項の規定によ
- 5 ち、 定により当該掛金等のうち組合員保険料が連合会に払い込まれている 第一 徴収を要しないこととなつたものがあるときは、 項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金等のう 組合 (前項の規

5

る月からその産前産後休業が終了する日の 期間に係る掛金は、 徴収しない。 翌日の属する月の 前月まで

 \mathcal{O}

(掛金等の給与からの控除

第百一条 る際、 員に代わつて組合に払い込まなければならない。 組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、 組合員の給与支給機関は、 毎月、 報酬その他の給与を支給 これを組合

- ならない。 る金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければ きは、 を支給する際、 はこれに相当する手当を含む。 は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があると 給与支給機関は、 組合員 報酬その他の給与 (組合員であつた者を含む。 組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当す 組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又 (国家公務員退職手当法に基づく退職手当又 以下この項及び次項において同じ。 以下この条において同じ。 \mathcal{O}
- 控除が行われるべき毎月の末日までに、 除及び払込みが行われないときは、 により、 相当する金額を組合に払い込まなければならない。 組合員は、 前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は 報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないこと 政令で定めるところにより、 その払い込まれるべき掛金に 部の控 その
- 4 ばならない。 項の規定による払込みがあるごとに、これを連合会に払い込まなけれ 組合は、 第九十九条第 一項第二号に規定する掛金につい ては、 前
- により当該掛金が連合会に払い込まれている場合には、 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれ 徴収を要しないこととなつたものがあるときは、 組合 連合会) た掛金のうち (前項の 規定 は、

要しないこととなつた掛金等を組合員に還付するものとする。場合には、連合会)は、財務省令で定めるところにより、当該徴収を

(負担金)

第百二条 、第百条の二及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされ ならない。 七 労働組合は、それぞれ第九十九条第二項 た掛金等に相当する金額を除く。 人又は労働組合が負担すべき金額 に厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により国 規定により読み替えて適用する場合を含む。 及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 各省各庁の長 (環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は (組合員に係るものに限るものとし を、 毎月組合に払い込まなければ (同条第六項から第八項まで)及び第五項 特定独立行政法 (同条第 並び

2 (略)

- 定めるところにより、組合に払い込まなければならない。3 国等は、第九十九条第四項の規定により負担すべき金額を、政令で
- 4 げる費用及び同条第五項 負担することとなる費用 えて適用する場合を含む。 るごとに、 る費用にあつては、 合員に係るものに限る。 充てるため国、 組合は、 並びに厚生年金保険法第八十一条第一 連合会に払い込まなければならない。 政令で定めるところにより、 特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額 長期給付)の全部又は一部を、 (同条第七項及び第八項の規定により読み替 (同条第 以下この項において同じ。 (基礎年金拠出金を含む。 五項の規定により負担することとな 第九十九条第二項第三号に掲 当該金額の払込みがあ 項に規定する費用に)の規定により)に係るもの (組

金を組合員に還付するものとする。財務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛

(負担金)

第百二条 に相当する金額を除く。 条の二及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金 六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 労働組合は、それぞれ第九十九条第二項 定により国、 の規定により読み替えて適用する場合を含む。 各省各庁の長 特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額 (環境大臣を含む。 を、 毎月組合に払い込まなければならない (同条第五項から第七項まで)、特定独立行政法人又は)及び第四 項 (同 (第百 の 規 条第

2 (略)

4

- 定めるところにより、組合に払い込まなければならない。 3 国等は、第九十九条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で
- 担することとなる費用にあつては、第二十四条第)の規定により負担することとなる費用 があるごとに、 又は労働組合が負担すべき金額の全部又は一部を、 る長期給付に係るものに限る。)に充てるため国、 定により読み替えて適用する場合を含む。 第四号までに掲げる費用及び同条第四項 組合は、 政令で定めるところにより、 連合会に払い込まなければならない。 第九十九条第一 (同条第六項及び第七項の規 (同条第四項の規定により 以下この項において同 項第七号に規定す 特定独立行政法人 二項 金額の払込み 第 一号から 負

の拠出) (地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金

第 ため、 百二条の二 均衡及び組合の長期給付と地方の組合の長期給付 \mathcal{O} 済組合法第七十四条に規定する長期給付 規定する地方公務員共済組合連合会をいう。 に に要する費用 金 組 号にお 下 納 合の長期給付」 て、 次条第一 付に要する費用そ 財政調整拠出 地方公務員共済組合連合会 V) その 連合会は、 て同じ。 項各号に掲げる場合に該当するときは、 他 という。 \mathcal{O} <u>金</u> 政 の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共 令で定める費用 組 \mathcal{O} という。 他 合 \mathcal{O} の長期給付に要する費用 に要する費用 政 令で定める費用 \mathcal{O} (同法第三十八条の二 拠出を行うものとする。 を (以下この条にお 11 以下同じ。 う。 (厚生年 の円滑な実施を図る を \mathcal{O} いう。 -金拠出 負担 (厚 その へ の 次条第 いて 生年 \mathcal{O} 事業年 第 水準 金 拠 金拠 \mathcal{O} 「地方 ナとの 項 出 納付 12 度 項 出 第

第百二条の三 応じ、 るときは 当該各号に定める額 当該 財 政調整拠 一以上の各号に定める額の合計 出 「金の額、 (当該各号に掲げる場合の二以上に該当 は、 次の各号に掲げる場合の区 額) とする。 分に す

び当該 厚生年 合計 定 法第百十六条の三第一 で除 、 う。 定の適用を受ける組合員に限る。 めるものの額 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政 額の合算額 して得た率が、 組 金保険法第 合員 を当該事業年度における全ての組合員 の同法第二十四条 (以下この号において (以下この号において 一十条第 項第一号に規定する調整対象費用 当該事業年度における地方公務員等共 項に規定する標準 不の四第 以下この号において同 · 国 の 「標準報酬等総額」 項に規 調整対象費用 報酬 定 (長期給付に関 する標準 月額 の額 \mathcal{O} とい 一賞与 合計 \mathcal{O} (済組: 額 以 , う。 する 額 額及 令で 下 合 \mathcal{O} لح \mathcal{O}

・拠出)(地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金)(地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金)

 \mathcal{O}

地方の 下同 ときは、 付の 費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の 百二条の二 三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。 行うものとする (以下この条におい 円滑な実施を図るため、 組合の その事業年度におい 地方公務員等共 \mathcal{O} 連合会は、 拠 出 て 金 「地方の組合の長期給付」 (以下 組 合の長期給付に要する費用の負 、済組合法第七十四 次条第一項各号に掲げる場合に該当する て、 「財政 地方公務員共済組合連合会 | 調整拠出金」という。 「条に規定する長期給付 という。 担 0) に要する \mathcal{O} 同 長期 拠出 水準 法第 以

するときは、当該各号に定める額の合計額)とする。 応じ、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当第百二条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に

この 法第百十六条の三 合計額の る規定の 定めるものの額 う。 標準 で除して得た率が、 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち 号において 中報酬の 合算額 適用を受ける組合員に限る。 を当該事業年度におけるすべ 月額の合計額及び当該組合員の標準 「地方の (以下この号において「国の独自給付費用の 第 (以下この号におい 項 第 当該事業年度における地方公務員等共済組合 独自給付費用の額」 号に規定する独自給付費用 て ての組合員 以下この号において同じ。 「標準 という。 -報酬等総額 -期末手当等の (長期給付に関 を当該事業 \mathcal{O} 額 う政令で 額 以 、 う。 額 لح 下 \mathcal{O} す

ľ, る場合 この号にお 収入の額から当該事業年度における国の長期給付等 る地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額 \mathcal{O} 共済組合法第百十六条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入 事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額 を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準 率と当該事業年度における地方の調整対象費用の額から当該 算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た て得た額 に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控 て得た額 における地方の長期給付等に係る支出の額から当該事業年度におけ 長期給付等に係る支出の額をいう。 に お -度における同 当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額が当該事業 いて 額をいう。 度における国の長期給付等に係る支出の額を上回り、 して得た率とが等しくなる場合における当該 おける地方の長期給付等に係る支出の額)を下回る場合 「地方の標準報酬 が、 当該事業年度における国の調整対象費用の額に をいう。 限度額 って 以下この号及び次号において同じ。 項 「地方の調整対象費用 第一 を超える場合にあつては、 (当該事業年度における国の長期給付等に係 (次号に掲げる場合を除く。 号に規定する標準 等総額」 という。 以下この号及び次号において同 \mathcal{O} 額 報酬等総額 (同 とい で除して得た率を下 当該限度 条第三項に規 一定額に相当する額 、 う。 が当該事業年度 に係る支出 (地方公務員等 (以下この 当該事業年 報酬等総額 (当該控除 を当 カゝ 定額を加 つ、 定する 該 当該 定 の額 号に 事 虔 る で 額

額

を上回り

か

当該上回る額

(以下この号において

「地方の不足

る同号に定め

る額

を加

算 した

額 が

地

方の

長期

給付等に係る収

額

項第

一号に掲げる場合におけ

務員等共済組合法第百十六条の三第

事業

年

度に

おける地方の長

以期給:

付等に係る支出

 \mathcal{O}

額

地

方

公

出

得た率とが等しくなる場合における当該 除して得た額を当該事業年度における地方の標準給与総額で除して 当該事業年度における地方の て得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と 合 1 -度における同 7 当該事業年度における国の独自給付費用の額に一定額を加算 「地方の 標準 項 第 給与総額」 号に規定する標準 という。 独自給付費用の額から当該 -給与総額 で除して得た率を下回 一定額に相当する額 (以下この 一定額を控 分号にお [る場

等に係る収 該控除して得た額が、 度における地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額 該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額から当該事業年 方の 業年度における地方の長期給付等に係る収入の額 年度における国の長期給付に係る支出の額を上回り、 控除して得た額をいう。)を超える場合にあつては、 る支出の額をいう。 済組合法第百十六条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入 をいう。 当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額が当該事業 長期 に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算 給付に係る支出の額 入の 以下この号において同じ。 額から当該事業年度における国の長期給付に係る支 以下この号において同じ。)を下回る場合 限度額 (当該事業年度における国の (同条第三項に規定する長期 が当該事業年度における地 (地方公務員等共 当該限度額 かつ、 別給付に 長期給付 た額 当 係 当 事

額」 期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。 号に定める額を加算した額を控除 る国の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同 険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員 度額(前事業年度の末日における国の実施機関積立金(厚生年金保 つては、 共済組合連合会に係るものをいう。 実施機関積立金の額を控除して得た額 を上回る場合 て地方の組合に係るものをいう。 (厚生年金保険法第七 という。 当該限度額 が前事業年度の末日における地方の実施機関積立 地方の不足額から前事業年度の末日における地方 十九条の一 一に規定する実施機関積立 以下この号において同じ。 当該事業年度における国の長 \mathcal{O} (当該控除して得た額が 額から当該事業年度におけ を超える場合にあ 金 の額 あ 限 金 9

の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。額」とは、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の連合会3 第一項第二号及び第三号に規定する「国の長期給付等に係る支出の

(審査請求)

生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚法第九十条第二項(第二号及び第三号を除く。)に規定する被保険者第百三条 組合員の資格若しくは短期給付に関する決定、厚生年金保険

う。 期給付に係る連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をい3 第一項第二号に規定する「国の長期給付に係る支出の額」とは、長

(審査請求)

査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法一診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の第百三条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合

。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会(以下「審査会」というによる障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、

求をすることができる。

かつたことを疎明したときは、この限りでない。 だし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができな査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。た 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診 2

3 (略)

(組合又は連合会に対する通知等)

加することを求めなければならない。

和を通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参組合(審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会)にこ第百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る

第八章 雑則

(時 効)

が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。第百十一条 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、その給付事由

2 (略)

きない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六が不明であるためにその者に係る支払未済給付の請求をすることがで3時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在

律第百六十号)による審査請求をすることができる。

ことを疎明したときは、この限りでない。正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があ

(略)

3

(組合に対する通知等)

請求に参加することを求めなければならない。組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査第百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る

第八章 雑則

(時効

おないときは、時効によつて消滅する。 た日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行第百十一条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が生じ

2 (略)

い場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができなる時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在

月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

- 給付を受けるべき者があるもの組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に支払未済
- 二 支払未済給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位

(期間計算の特例)

に要した日数は、その期間に算入しない。
に要した日数は、その期間に算入しない。
に要した日数は、その期間に算入しない。
に要した日数は、その期間に算入しない。
に要した日数は、その期間に算入しない。
に要した日数は、その期間に算入しない。
に要した日数は、その期間に算入しない。

第百十三条 削除

内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

- を受けるべき者があるもの組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付
- 二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(期間計算の特例)

(組合員期間以外の期間の確認)

- 金機構に行わせるものとする。 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年
- な技術的読替えは、政令で定める。 定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要

(戸籍書類の無料証明)

ができる。

私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすること

法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は
第一項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金

(戸籍書類の無料証明)

(資料の提供)

第百十四条の二 る年金である給付、 しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、 給状況につき、 対する第七十九条第六項(第八十七条第三項において準用する場合を に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、 以下この条において同じ。 厚生労働大臣 連合会は、 地方公務員等共済組合法による年金である給付若 第九十三条の四に定めるもののほか、 地方の組合若しくは日本私立学校振興 に規定する政令で定める給付の支 国民年金法によ 受給権者 年金

第百十五条 (端数の処理)

する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関この法律による短期給付及び掛金等に係る端数計算については、別2

(医療に関する事項等の報告)

給付に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならないこの法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による短期第百十八条 組合は、財務省令・厚生労働省令で定めるところにより、

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接なき続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引第百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者

る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。・共済事業団又は第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係

(端数の処理)

第百十五条 する。 第 円以上百円未満の端数があるときは、 算する金額に五十円未満の端数があるときは、 る場合において、 項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。 長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の その長期給付の額(第七十八条第 これを百円に切り上げるものと これを切り 項、 第八十三条 又は当該 額を改定す 五十 加

の規定を準用する。金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数

(医療に関する事項等の報告)

に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付第百十八条 組合は、財務省令・厚生労働省令で定めるところにより、

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接なき続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引第百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者

項の き転出 での ない者を除く。 項及び第八項の びに厚生年金保険法 別段の定めがあるものを除き、 める場合を除く。 下 連 者 合 関連を有するもののうち政令で定めるもの 第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 環境大臣を含む。 のとする。 下この条において同じ。 により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関 公庫等」 国 という。)の役員 適用を受けない者を除く。 という。 を有するもののうち政令で定めるもの の要請に応じ、 (政令で定める場合を除 「特定公庫等役員」という。 その者は、 規定により負担することとなる費用にあつては お 特定独立行政法人又は労働組合」 定 九 (公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をい て同 十九九 に この場合においては、 より 条第 に使用される者 以下 (規定により読み替えて適用する場合を含む) 「それぞれ第九十九条第 読み替えて適用する場合を含む。 当該公庫等職員又は特定 引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法 には、 項 「公庫等職員」という。 (常時勤務に服することを要しない者を除く。 特定独立行政法人又は労働組合」 第三 とあるの 規定により負担)の際に所属していた組合の組合員であるも 一号に掲げ रै 長期給付に関する規定の適用につい (役員及び常時勤務に服することを要)となるため退職した場合 その者の退職は、 が任命権者若しくはその委任を受けた は 又は組合員 第百二条第一項中 げ 「厚生年金保険法」 る費用 することとなる費用 とあるのは 項 公庫等役員である期間引き続 (同項において 及び (第四 (同条第六項 (長期給付に関 となるため退職 同条第 なかつたものとみな 項 及び にお 「公庫等又は特 「各省各庁の長 لح 長期給付 五. とあり、 から第 第 項 「特定公庫等 って 同 五. (政令で定 E 条 第 四 分する規定 (同条第 同 以下この 項 「公庫 、 う。 、ては、 した場 条第 基礎 (同 項 及び ま 項 並 条 定 以 以 律 等 8

九条第一 び 国 の くは特定公庫等」 及び 庫等役員となるための退職をいう。 又は特定公庫等役員である期間引き続き転出 その者の退職は、 」という。)の役員 連を有するもののうち政令で定めるもの により設立された法人でその業務が国の ない者を除く。以下 」という。 関連を有するもののうち政令で定めるもの 規定により 特定公庫 長(環境大臣を含む。 公庫等又は特定 \mathcal{O} に所属していた組合の組合員であるものとする。 の規定を除く。 下 者の要請に応じ、引き続いて沖縄 \mathcal{O} 合 負担 第四 る場合を除く。 適用を受けない者を除く。 「特定公庫等役員」という。 (政令で定める場合を除く。 国 負担 <u>金</u> 章 等」 中 項 、読み替えて適用する場合を含む、 特定独立行政法人又は労働組合」 Ł 「公務_ に使用される者 لح 同項 とあるのは 公庫等の)には、 の適用については、 とする。 なかつたものとみなし、 同条第四 第 第九 とあるの 「公庫等職員」という。) (常時勤務に服することを要しない者を除く。)、特定独立行政法人又は労働組合」とあ 一号及び第三号中 十九 負担金」 長期給付に関する規定 項 条第 は 中 (役員及び常時)となるため退職した場合 が)又は組合員 公庫等又は特定公庫等の と 「業務」 労働組合 脱擬興開発金融公庫その他特別の :任命権者若しくはその委任を受け 項 以下この条において同じ。 別段の定めがあるものを除 第百 (同 事務若しくは事業と密接 「国の負担 (同項において その者は、 条第五 (第四 一条第一 とあるのは 第九 一勤務に服することを要 とあるの (公庫等職員又は特定 (長期給付に関する規 」とあるの となるため退職し この場合にお 十九条第 項 項 (第四 項中 気におい <u>金</u> か は 当該公庫等職 十 第七 負担金及び とあるの 「特定公庫 「公庫等又は 「各省各庁 公庫等若 7 (政令で定 条第 項まで 項 「公庫 「第九十 中 た場 の な関 ては 法 は 以 項 等 定 玉 及 た 員

組 とあるの 年金拠出 ·中 合 · とあるのは は 金を含む 厚生年 「公庫等又は特定公庫等」 金保 に係るも 険 法 のに限る。 国 特 とする 並 定独立 びに厚生年 行政 法 -金保険 人又は労働 法

2~5 (略)

務することを要する者の取扱い) (特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤)

政法 合研 三条第一項中 二に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者 百二十四条の三 立行政法 同項第三号中 とあるのは 立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学 びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独 員とみなして、 用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。 することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、 特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務 掲げるもの及び同号に規定する国立大学法 する研究等を行う独立行政法人に関する法律 究所」 人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に 「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは 第四条第一 ۲, ح 「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関 とあるのは 同条第二項第二号中 「林野庁」 「及びその この法律の規定を適用する。 第八条第一 項に規定する国立高度専門医療研究センター」 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別 とあるのは 所管する特定独立行政法人」とあるのは 「並びに当該各省各庁の 項中 「及び当該各省各庁の 「及び独立行政法人国立病院機構 「林野庁及び独立行政法人森林総 人等」 この場合においては、 (平成二十年法律第九十 と 所管する特定 第三十七条第 所管する特定独 臨時に使 は、 独立行 ۲, 表第 並 第 職

2~5 (略

務することを要する者の取扱い)(特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤

第百二十四条の三 項中 三号) 掲げるもの とあるのは 立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立 びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独 三条第一項中 用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。 三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者 政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に 立行政法人」 合研究所」と、 同項第三号中「林野庁」 する研究等を行う独立行政法人に関する法律 法人等」 員とみなして、 することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、 特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務 「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは 第四条第一 ۲, 及び同号に規定する国立大学法 「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関 とあるのは 同条第二項第二号中 「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは この法律の規定を適用する。この場合においては、 第八条第一項中 項に規定する国立高度専門医療研究センター」 特定独立行政法人以 とあるのは 「並びに当該各省各庁の 「及び当該各省各庁の所管する特定独 「及び独立行政法人国立病院 「林野庁及び独立行政法人森林総 外の独立 人等」 (平成二十年法律第九十 行政法人のうち Ł, 所管する特定独立行 第三) は、 臨時 別 と 大学 に使 並 第 職

条中 二に掲げるも 担に係るもの」 とあるのは 5 法人のうち別表第二に掲げるもの、 は国立大学法 は て読み替えて適用する第五項の規定による独立行政法人のうち別表第 百二十四条の三の規定により読み替えられた第七 同 別 び 「特定独立行政法人、 に当該各省各庁 技術的読替えは、 条第六項 表第二に掲げるもの及び国立大学法 定独立行政法人」 「業務」 人等」 から \mathcal{O} とあるのは 及び国立大学法人等の 第 と、 と 八項 の所管する特定独立行政法 政令で定める。 第百二条第 独立行政法人のうち別表第二に掲げるも までの規定中 第九十九条第一項中 とあるのは 「特定独立行政法人の負担に係るも 玉 負担に係るものを含む。 項及び第四項並びに第百二十二 立大学法人等」 「特定独立 特定独立行政法人、 人等」 特 Ł, 人 行政法人」 項 定独立行政法 独立 及び 第四 とするほ 第八項 一行政法 章 中 とある 独立行政 公公 か、 にお 人の負 人の \mathcal{O} の 又 務」 (第 لح 必 1 う \mathcal{O}

地方公務員等共済組合法との関係

第百二十六条の二(略

2 (略)

3 V) 組 組 8 るところにより算定した金額を当該地 に移換しなけ 合法第二十七条第 積み立てるべき積立 連合会は、 織する地方の 組合員又は組合員であつた者が地方の組 政令で定めるところにより、 組 れ 合にあ ばならな 項に規定 金 いつては、 の額のうちその者に係る部分として政令で定 する全国 当該 全 玉 方の組合 市 第三十五条の二の 町 合の組合員となったとき 市 村職員 町 村 職 (地方公務員等共 (共済組 員 共 済 合連 組 規定によ 合連 合会を 合会 済 は 3

三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、 5 政法人、 並びに第百二十二条中 政法人」とあるのは のを含む。 法人のうち 及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立に 担に係るもの 独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは とあるのは 並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、 とするほ 別表第三に掲げるもの及び国立大学法 独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、 別表第三に掲げるもの か、 「業務」 (第百二十四条の三の規定により と 必要な技術的 Ł, 同 「特定独立行政法人、 条第五 「特定独立行政法人」 第九十九条第一項第 道頭から 読替えは、 及び国立大学法 第七項までの規定中 政令で定める。 人等」 独立行政法人のうち 第百二条第 とあるの 「特定独立行政法人の 一号及び第三号中 と 読み替えられた第六項 人等の 第四 独立行政 は 玉 項 章 立大学法人等 負担に係るも 反び 中 特定独立行 特定独立 法 「公務」 第四 別表第 人 「特定 \mathcal{O} 行政 Š 項 負

地方公務員等共済組合法との関係

第百二十六条の二

略

(略)

2

等共済組合法第二十七条第一 連 合会を組織する地方の 令で定めるところにより算定した金額を当該地方の 定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部? 連合会は、 組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつ 移換 政令で定めるところにより、 なけ 組合にあつては れ ばならな 項に規定 する全国 当該全国 第三十五条の 市 町 市 組合 村職 町 村職 員 (地方公務員 《共済組 第 分として政 (共済 たときは 項 組合 合連 \mathcal{O} 規

4

略

(国家公務員法との関係)

は、同法第百二十五条に規定する年金制度とする。制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員について第百二十六条の六。この法律の定めるところにより行われる長期給付の

盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は

附則

(国家公務員法との関係)

五条に規定する年金制度とする。 員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第百二十第百二十六条の六 この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務

、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第百二十七条の二(第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は

附則

(短期給付等に係る標準報酬

の区分等の特例)

2 当等の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、 区分) が百五十万円を超えるときは、 「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手 項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、 第四十二条第一項中 前 項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合におい لح 第四十二条の二第一項後段中 「区分」とあるのは これを百五十万円とする」とあるのは 区分 「当該標準期末手当等の (附則第六条の二第 改定後の ては 額

(退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特

当等の標準期末手当等の額は零とする」とする。等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当

び負担金の徴収に関しては、適用しない。 前二項の規定は、長期給付の額の算定並びに長期給付に係る掛金及

(長期給付に係る標準報酬の区分の特例)

第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬月額を超えては第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の上に更に第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の標準報酬の等級の最高等級の標準報酬の等級の最高等級の標準報酬の等級の最高等級の標準報酬の等級の最高等級の標準報酬の等級のよころにより、「はる標準報酬月額等級の一段を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級区による標準報酬の区分については、

- 2 r. 区分) は 改定が行われたときは、 項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、 第四十二条第一 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては 百五十万円 を と とする。 第四十二条の二第 (附則第六条の三第一 項中 「区分」 政令で定める金額。 とあるのは 一項後段中 項の規定により標準報酬の区分 「区分 「百五十万円を」 以下この項において同 (附則第六条の三第 とあるの 改定後の
- 及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。
 前二項の規定は、短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金

(退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特)

例

第十一条の三 規定する拠出金 民健康保険法 定の適用については、 二号)附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定 者給付拠出金並びに介護納付金」とする。 により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規 第九十九条第一 当分の間、 (昭和三十三年法律第百九十二号)附則第十条第一項に (以 下 項中 第三条第四項中「介護保険法」とあるのは 「退職者給付拠出金」という。 国民健康保険法 「並びに介護納付金」とあるのは「、 (昭和三十三年法律第百九十)、介護保険法 退職 国

例

第十一条の三 ر کر 規定する拠出金 民健康保険法 定の適用については、 二号)附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定 給付拠出金、 により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規 「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。 第九十九条第一項中「介護納付金並びに」とあるのは 介護納付金並びに」と、同項第一号中 当分の間、 (昭和三十三年法律第百九十二号)附則第十条第一項に (以下「退職者給付拠出金」という。) 、介護保険法 第三条第四項中「介護保険法」とあるのは 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九 の納付」とある 「退職者 国

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 で定めるものに従事し、 圹 が予測される状況の下において犯罪の捜査、 省令で定める者に限る。 長期給付に関する規定を適用する。 において、 (第二条第 天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令 当分の間 その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、 組合員 項第三号に掲げる者に該当するものを除く。 これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、 (海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務 そのため公務による傷病により死亡した場合 が その生命又は身体に対する高度の危険 被疑者の逮捕 子又は父母 犯罪の があると 制

(退職共済年金の支給の繰上げ)

日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定に一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者(昭和三十六年四月二第十二条の二の二 当分の間、組合員期間等が十年以上であり、かつ、

前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。よる国民年金の被保険者でないものに限る。)は、六十五歳に達する

- は、これらの請求と同時に行わなければならない。 二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつて 2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の
- 支給する。この場合においては、第七十六条の規定は、適用しない。 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を
- 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二

定める金額を減じた金額とする。

- 限る。)については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。 第三項の規定による退職共済年金の受給権者(六十五歳未満の者に
- 7 により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」 を受ける権利を取得した当時」 び第八十九条の二の規定の適用については、 七十七条第二項の規定により加算する金額」 「附則第十二条の二の二第四項及び第六項並びに前条第三項及び第四 「十五歳に達した当時」と、 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、 二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額 第七十八条第 項中 「その権利を取得した当時 「前条の規定にかかわらず、 とあるのは 「六十五歳に達した当時 とあるのは 第七十四条第二項中 (退職共済年金 第七十八条及 「第七十七条 とあるのは 同条の規定 「第

三項の 額に」 た日以 場合にお 額を加算した金額とするものとし、 項の規定にかかわらず 額に」」とする。 それぞれ同条第三項の 該受給権者が六十五歳に達した日において、 五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した 六十五歳に達した日において、 よる退職共済年金の受給権者である場合にあつては、 額を改定する」 合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の 十五歳に達した当時」と、 同 及び 項 「同項第二号イ」 規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、 、後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日におい 第二号イ」 「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」 とあるのは と 同項第二号イ」 とあるのは 同条第三項中 とあるのは 規定の適用後の同条第 「それぞれ同条第 これらの規定により算定した金額に加給年金 第八十九条の二第一項中「六十五歳に達 「附則第十二条の二の二 前条第 とあるのは 「同条第三項」 「その権利を取得した当時」 六十五歳に達したとき又は当該組 項第二号イ」 項 「附則第十二条の二 (第二号イ) 前条第三項」 一項第二号イ」 とあるのは と 当該受給権者が 一第三項の規定に とあるのは とあるの 同条第三 ٢ とあり $\overline{\mathcal{O}}$ 項

(退職共済年金の特例)

たときは、その者に退職共済年金を支給する。 後に生まれた者を除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つ第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者(昭和三十六年四月二日以

- 六十歳以上であること。
- 一 一年以上の組合員期間を有すること。

組合員期間等が十年以上であること。

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ第十二条の三の二、次の表の上欄に掲げる者について前条の規定を適用

	に生まれた者
六十四歳	昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日ま
	での間に生まれた者
六十三歳	昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日ま
	の間に生まれた者
六十二歳	昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日まで
	の間に生まれた者
六十一歳	昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日まで

条の三の規定による退職共済年金については、適用しない。
条の七の五の規定によりその額が算定される場合を除き、附則第十二第十二条の四の三、第十二条の七の二、第十二条の七の三及び第十二第十二条の四 第七十八条の規定は、次条第一項から第四項まで、附則

第十二条の四の二 果が期待できない状態にある場合を除く。 項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。 員でなく 以下この項、 十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。 にあるとき (第六項において「退職共済年金の受給権者」という。 かつ、 第五項、 (その傷病が治らない場合 傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態 附則第十二条の三の規定による退職共済年金 第六項、 附則第十二条の六の三第一項及び第五 (その症状が固定し治療の効)にあつては、 その傷病に) が、 0 受給権 (第七 組合

の適用を請求することができる。
において同じ。)は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例により障害状態にあるとき。第六項及び附則第十二条の六の三第一項係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病

、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし

の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる金額の合算額とする。

期間の月数(当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月)数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)に組合員満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端一十六百二十八円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未

を乗じて得た金額

3 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求の月数を乗じて得た金額 二 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間

3 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求 コー年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求

○九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額一組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・

十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七人のの第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額 五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の○・

十八条第一項中

「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した

第十二 当時 分 得した当 利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求 これらの 項並びに前条第三項及び第四項の」 において読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」 は 加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるの 当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部 二項中「相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相 があつた当時」 とする。 とあるのは |附則第十二条の四の| 条の 退 「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項及び第三 規定」 「時」とあるのは |職共済年金を受ける権利を取得した当時」 四の一 と、 ٢ 「相当する部分」と、 第 同条第三項中 「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取 項の請求があつた当時 第 「当該請求があつた当時」と、 項第 「退職共済年金の受給権者がその ٢ 一号に掲げる金額及び同条第四項 「第七十八条第一項に規定する 「同条の規定」 (当該請求があつた当時 とあるの とあるのは 第七十九条第 は 「附則 権

5 \ \ \ きは、 基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、 定による退職共済年金の受給権者が、 七条第 前各項の規定によりその額が算定されている附則第十二条の三の :害状態に該当しなくなつた当時 前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、 項又は第二項の規定により算定した金額に改定する。 当該退職共済年金の額の算定の 障害状態に該当しなくなつたと この限りでな 第七十 ただし 規

該各号に規定する日に同項の請求があつたものとみなす。 、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当 、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず ・ 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が

けることができるときに限る。

第十二条の四の三 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給第十二条の四の三 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の領は、第七十一十十十十二年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十一十十十十十二年の第二十二年の規定による退職共済年金の受給第十二条の四の三 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給

2 八条第 おいてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二 その例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、 条及び第七十九条の規定の適用については、 条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定 三項並びに前条第三項及び第四項の」と、 「これらの規定」 十七条第二項」とあるのは 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条、 項中 「前条の」とあるのは Ł, 第七十九条第二項中 「附則第十二条の四の三第一 「附則第十二条の四の三第 「相当する部分、 「同条の規定」とあるのは 第七十四条第二 項におい 一項中 一項及び第 第七十八 第七十八 第七十 項に

3 により 号に掲げる金額及び附則第十二条の四の三第二項において読み替えら にお 第七十七条第四 七 れた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。 により加算される金額に相当する部分」 |項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。 済 組合員期間が四十四年以上である者に限る。 条の 組合員である附則第十二条の三の規定による退職共済年金 年金の てその 第七 ·加算される金額を」とあるのは 規定によりその額が算定されているものに限る。 額は、 例によるものとされた附則第十二条の 八条第 |項の規定によりその額を改定するものとし、 同条第 項に規定する加給年金額及び前条第四 項及び第二項の規定にかかわらず 「附則第十二条の四の三 とあるの は が退職したときは、 兀 <u>の</u> 相当する部 第 0 |項の 受給権者 (第七十 該退 前条第 第 項 規定 第 分 項 職

4 条及び た附則 共済 ľ 第四 その 当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。 額の算定の 時 条第 は 十七条第二項」とあるのは 前 (退職共済年金を受ける権利を取得した当時、 例によるものとされた附則第十二条の四の二 年 項 項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条、 第七 第十一 所則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされ 金 \mathcal{O} とあるのは 規定により当該退職共済年金の 項 \mathcal{O} 額の 中 基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、 十九条の規定の適用については、 一条の 改定に係る退職があつた当時」 当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当 匝 の | 附則第十二条の四の三第三項の規定による退職 第 一項及び第三 「附則第十二条の四の三第三項にお 一項並びに前条第三 額が改定された場合におい 第七十四条第一 と 第三 当該退職共済年金の 第三項において同 項」 前条の」 |項及び第四 項中 第七十八 とある 第七十 前条 て

項の」

لح

同条の規定」とあるのは

「これらの規定」と、

同条第三

項中 則第十二条の四の三第四項において読み替えられた第七十八条第一項 第七十九条第二項中「相当する部分、 ものとされた附則第十二条の四の二 項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額 に相当する部分」 給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額 ける権利を取得した当時」とあるのは 定に係る退職があつた当時」と、 は に規定する加給年金額を」とする。 とあるのは 附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の 退 |職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時| 「附則第十二条の四の三第三項においてその例による とあるのは 「相当する部分」 「当該受給権者が退職共済年金を受 第 第七十八条第一項に規定する加 「当該退職があつた当時」と、 項第 一号に掲げる金額及び附 と 「第七十八条第 とあるの 額の改

第十一 条の規定によりその額が算定されている退職共済年金 相当する部分の支給を停止する。 共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に 老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、 が組合員であるものを除く。 一条の四 の四 附則第十二 一条の四 は、 その受給権者が国民年金法による <u>の</u> 第 項から第四 その間 (その受給権者 「項まで又は前 当該退職

受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。利は、第八十条の二の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の第十二条の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権

二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されて 第十二条の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十)

るのは 利を取得した当時」とあるのは 中 \mathcal{O} 条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二 年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは があつた当時 済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは に達したときに支給する退職共済年金については、 が二十年以上であるものに限る。 るものであつて とする。 請 規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求 「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時 求があつた当時」 から引き続きその者によつて」 (当該請求があつた当時」 か ٤ つ、 その年金額の算定の基礎となる組合員期間 「当該受給権者が退職共済年金を受ける権 「当該請求があつた当時から引き続き の受給権者であつた者が六十五歳 ٢, ٤, 同条第三項中 「その者によつて」 「附則第十二条の三 第七十八条第 「附則第十二 「退職共済 (退職共 第 とあ 項 項

2 た当時。 三第 時」 規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」 未満で、 当時、 が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至 済年金については、 者がその権利を取得した当時 附則第十二 とあるのは 同条第三項中 の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職 項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る あ 当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年 第三項において同じ。 つたときは、 一条の三 所則第十二条の三の規定による退職共済年金を受け 「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当 一の規定による退職共済年金 第七十八条第一 前条第四項の規定により当該退職共済年金の (退職共済年金を受ける権利を取得した 」とあるのは 項中 「当該退職共済年金の受給権 「附則第十二条の三の (附則第十二 一条の四 共 額 \mathcal{O}

る権利を取得した当時」と

「当該受給権者が退職共済年金を受ける

取得した当時から引き続き」とする。権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を

3

三第三 た当時。 則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」 者がその権利を取得した当時 退職があつた当時から引き続き」とする。 権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは 三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時」 よる改定に係る退職があつた当時から引き続き」 規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定に が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つ 済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権 未満であつたときは、 附則第十二条の三の規定による退職共済年金 |項及び第四項の規定によりその額が算定されているものに限る 当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年 受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共 第三項において同じ。 前条第四項の規定により当該退職共済年金の額 (退職共済年金を受ける権利を取得した)」とあるのは 「附則第十二条の三の (附則第十二条の四の と と とあるのは 同条第三項中 「当該受給

(特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)

第十二条の六の二 附則第十二条の三の二に規定する者(附則第十二条) 附則第十二条の三の一の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済 の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ であつて、附則第十二条

二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつて2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の

は、

これらの請求と同時に行わなければならない。

- 規定は、適用しない。
 支給する。この場合においては、第七十六条及び附則第十二条の三の
 支給する。この場合においては、第七十六条及び附則第十二条の三の
- 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で4前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二
- 定める金額を減じた金額とする。
- 第七十七条第四項の規定は、適用しない。 二の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)については、 第三項の規定による退職共済年金の受給権者(附則第十二条の三の
- 7 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十二 がかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合 がかわらず、当該年齢に達したときは、第七十七条第三項の規定に がかわらず、当該年齢に達したときは、第七十七条第三項の規定に がかわらず、当該年齢に達したときは、第七十七条第三項の規定に
- 第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条び第八十九条の二の規定の適用については、第七十四条第二項中「第第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及

退職共 この るの た当 退職 二条の六の二第四項 給権を取得した場合において、 当該受給権者が六十五歳に達した日において、 第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、 した日 とき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、 を加算した金額とし、 達した当時」 された退 であるときは、 て 第十二条の六の三第 を受ける権利を取得し 二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合 六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得 とあるのは「六十五歳に達した当時」と、 いて同じ。 た金額に加給年金額を加算した金額とする」 規定にかかわらず、 「繰上げ調整額 は 」 時 」 共済年金の 項において「特例支給開始年齢」という。 同 条第三 にお 済年金の受給権者であるときは、 第七十八条第 「「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの 職共 とあり、 11 項中 Ł, 7 、済年金の受給権者であるときは、 に達した当時 額を改定する」 附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢 同項第二 及び 「「同項第二号イ」 「前条の規定にかかわらず、 という。 一項に規定する繰上げ調整額 これらの規定により算定した金額に加給年金額 た当時」 項 六十五歳 第六項及び第七項並びに前条第三項及び第四 「退職共済年金を受ける権利を取得した当時. 中 一号イ」 「その権利を取得 (六十五歳 と 同項第一 とあるのは が加算された退職共済年金の受給権者 (その者が繰上げ調整額が加算され とあるのは 同条第三項中 とあるのは (その者が繰上げ調整額が加算 一号イ」 特例支給開始年齢) 第八十九条の二第一項中 「六十五歳 した当時) とする。 前条第 附則第十二条の六の1 とあるのは とあるのは 同条の規定により算定 特例支給開 「同条第三 「その権利を取得 (以下この項におい (その (退 項第二号イ」 第三項にお 始年齢) 職 者が附 附則第十 共済年金 附則第十 |項| とあ に達した 以 当該 受 項 下 則

号イ」と、「金額に」」とする。
」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二項」と、「「金額に」」とあるのは「「それぞれ同条第一項第二号イロ」と、「「金額に」」とあるのは「「それぞれ同条第一項第二号イロあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三

第十二条の六の三 る。 があつた当時、 規定による退職共済年金の受給権を取得したとき(同条第一項の請求 じた金額 定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の するまでの間、 の組合員期間が四十四年以上であるときに限る。 一項第 (以下この条において「繰上げ調整額」という。) を加算す 号の規定により算定した金額から政令で定める金額を減 当該退職共済年金の額に、当該退職共済年金の額の 組合員でなく、 附則第十二条の三の二に規定する者が前条第三項の かつ、 障害状態にあるとき又はその者 は、 六十五歳に達

達した日の翌日の属する月において、

当該年齢に達した日の翌日の属

する月前の組合員期間の月数(当該月数が四百八十月を超えるときは

- 244 -

4 員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規 加算した金額とする。 額 額 職共済年金の額は、 整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合 該月数が四百八十月を超えるときは、 額 以下この項において同じ。 定するときは、 以後におい の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の翌月 \mathcal{O} 月数を超えるときは、 かわらず、 厄 兀 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条 (当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条 (繰上げ調整額を除く。 百八 の二第二項第一号に規定する金額をいう。 |該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数 (十月) 当該改定に係る退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。 . T 当該退職共済年金の額は、 第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改 が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の 第 退職共済年金の額を改定するものとし 一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の に、 に、 当該繰上げ調整額と繰上げ調整追 当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加 四百八十月)から当該繰上げ 第 一項及び前項の規定にか)とを合算した金額を 当該退 (当 調 加

5 場合には 職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である 支給を停止する。ただし、 該繰上げ調整追加額を含む。 定により繰上げ調整追加額が加算された退職共済年金にあつては、 に 障害状態に該当しない間が 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された退職共済年金 ては、 この限りでない。 その受給権者が障害状態に該当しなくなつたときは、 障害状態に該当しなくなつた当時、 当該繰上げ調整額 次項において同じ。 (第三項又は前項の に相当する部分の 当該退 当 規 そ

定する金額をいう。

)とを合算した金額を加算した金額とする。